

第2次みさと こどもにこにこプラン

令和2年度～令和6年度



子どもと子育てを地域で支える
ふれあいのまち みさと

埼玉県 三郷市

ご挨拶

わが国では、人口減少及び少子高齢化が全国的な課題となっており、多くの地方公共団体がさまざまな政策を打ち出してその対応にあたっているところですが、本市におきましては子育て世代の転入が続いており、市全体の人口のみならず、年少人口も増加傾向のまま推移してきております。

しかし、核家族化や地域とのつながりの希薄化等によって、乳幼児と接する機会が少ないまま親となり、出産や育児に対して不安や孤立感を抱く保護者が増えるなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきており、子育て支援のニーズも多様化しております。

そのため、本市では平成27年度に、「子どもと子育てを地域で支えるふれあいのまち みさと」を基本理念とした、「みさとこどもにこにこプラン」を策定し、子ども・子育て支援及び次世代育成支援を総合的に推進してまいりました。

このたび、第1次プランの計画期間が満了となることから、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2次みさとこどもにこにこプラン」を策定いたしました。第1次プランの基本理念を引き継ぎつつ、「すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり」など7つの基本目標を設定し、「虐待防止対策の強化」や『子どもの居場所』づくりの整備・推進、「親子の孤立防止」など、8つの施策を重点的取り組みとして位置づけております。

「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」の実現に向け、市民の皆様と力を合わせて、総合的、効果的に本プランを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見を賜りました三郷市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等を通じてご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

三郷市長 木津雅成



第2次みさとこどもにここプラン 令和2(2020)～6(2024)年度

基本理念：子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい社会であることから、「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまちみさと」を基本理念として、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。

基本理念を実現するための7つの目標

基本目標1 子どもの権利や安全の確保 42頁

- 1 子どもの権利と主体性の尊重 43頁
- 2 子どもの安全の確保 44頁
- 3 子どもの生活環境の整備 50頁

重点的取り組み

- ◎虐待防止対策の強化 44頁

基本目標2 子どもの社会的成長の促進 51頁

- 1 子どもの健全な成長 52頁
- 2 子どもの交流機会の確保 54頁
- 3 「子どもの居場所」づくりの整備・推進 55頁
- 4 多様な体験機会の確保 63頁

重点的取り組み

- ◎「子どもの居場所」づくりの整備・推進（児童館や子ども食堂など） 56頁

基本目標4 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実 78頁

- 1 妊娠期からの保健医療体制の充実 79頁
- 2 乳幼児健康診査・保健指導等の充実 84頁
- 3 療育相談・指導の充実 87頁
- 4 食育の推進 90頁
- 5 思春期の保健対策 92頁

重点的取り組み

- ◎親子の孤立防止 82頁

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり 93頁

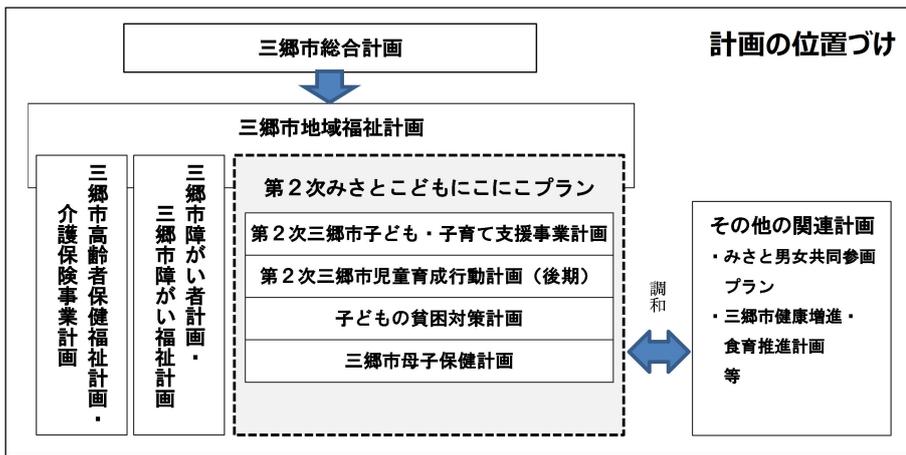
- 1 子育て不安解消体制の整備 95頁
- 2 多様な保育サービスの充実 101頁
- 3 放課後児童対策の充実 105頁
- 4 経済的支援の充実 107頁
- 5 子育てに優しいまちづくりの推進 112頁

重点的取り組み

- ◎相談体制の充実 95頁
- ◎待機児童の解消 101頁
- ◎放課後児童クラブの整備 105頁

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進 121頁 1 地域支援協力体制の確立 122頁

- 計画の進捗管理 155頁 ◎庁内推進体制の確保 155頁 ◎市民等による点検 155頁
◎関係機関との協議 155頁



基本目標3 子どもの教育環境の充実 68 頁

1 家庭教育の充実 69 頁
 2 幼児教育の充実 70 頁
 3 学校教育の充実 72 頁
 4 読書による教育環境の充実・推進 76 頁

重点的取り組み

◎読書による教育環境の充実・推進 76 頁

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現 114 頁

1 男女がともに支え合う仕組み作り 115 頁
 2 子育てと仕事の両立のための仕組みづくり 119 頁

重点的取り組み

◎ワーク・ライフ・バランスの推進 119 頁

教育・保育等の量の見込みと確保方策

区分	事業名	単位	量の 見込み	確保方策	
				確保数	達成時期 (年度)
教育・ 保育	0歳児保育(3号)	人	249	251	令和2
	1・2歳児保育(3号)	人	1,004	1,005	令和2
	3～5歳児教育・保育(2号)	人	1,389	1,511	令和2
	3～5歳児教育・保育(1号)	人	2,391	3,280	令和2
地域子ども・ 子育て支援事業	利用者支援事業	か所	2	2	令和3
	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、つどいの広場)	組	26.674	26,700	令和2
	妊産婦健康診査	人(延べ)	15,064	15,064	令和2
	乳児家庭全戸訪問事業	人	1,130	1,130	令和2
	養育支援訪問事業	人(延べ)	70	70	令和2
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日	36	36	令和2
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター 事業)	人日	7,210	7,210	令和2
	一時預かり事業(幼稚園型)	人日	31,381	40,974	令和2
	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	人日	8,000	9,600	令和2
	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	1,262	1,609	令和2
	延長保育事業	人	1,486	2,110	令和2
病児を保育する事業 (病児保育事業・子育て援助 活動支援事業)	人日	1,227	1,920	令和3	

◎他自治体・県・国との連携等 155 頁

<目次>

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
4-1 会議体による計画内容の審議	6
4-2 アンケート調査による市民ニーズの把握	6
4-3 パブリック・コメントによる計画内容の意見募集	7
第2章 三郷市の状況	9
1 人口・世帯の推移	11
1-1 人口	11
1-2 世帯	12
2 婚姻・出産・就業等の推移	13
2-1 未婚率	13
2-2 合計特殊出生率	15
2-3 女性就業率	16
3 児童・生徒数の推移	17
3-1 保育所入所申請件数及び入所児童数、待機児童数の推移	17
3-2 幼稚園入園児童数	19
3-3 学校の児童・生徒数	20
4 アンケート調査結果	21
4-1 調査の概要	21
4-2 保護者の就労状況	22
4-3 教育・保育事業の利用状況・意向	24
4-4 放課後の過ごし方の意向	25
4-5 育児休業制度の取得状況	26
4-6 子どもの状況	27
第3章 計画の基本的方向	29
1 基本理念・基本目標	31
1-1 基本理念	31
1-2 基本目標	31
第4章 施策の展開	33
施策の体系	34
基本目標1 子どもの権利や安全の確保	42
基本目標2 子どもの社会的成長の促進	51
基本目標3 子どもの教育環境の充実	68
基本目標4 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実	78

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり	93
基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現	114
基本目標7 地域共生のまちづくりの推進	121
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	125
1 事業の提供区域	127
2 事業の量の見込み及び確保方策	132
2-1 量の見込みの算定にあたっての基本的な考え方	132
2-2 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策	134
2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	138
第6章 計画の推進	153
1 計画の進捗管理	155
1-1 庁内推進体制の確保	155
1-2 市民等による点検	155
1-3 関係機関との協議	155
1-4 他自治体・県・国との連携等	155
資料	157
1 期間内目標値	159
2 三郷市母子保健計画	185
3 三郷市子ども・子育て会議条例	190
4 三郷市子ども・子育て会議委員名簿	192
5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程(抜粋)	193
6 市内保育施設等位置図	195
7 市内私立幼稚園位置図	196
8 「子どもの居場所」マップ	197

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。

誰もが安心して出産することができ、子ども¹が健やかに育まれる社会の実現は、われわれが取り組まなければならない最重要課題であると考え、本市では、平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間とする「みさとこどもにこにこプラン」(「三郷市子ども・子育て支援事業計画」と「第2次三郷市児童育成行動計画(前期)」を包含)を策定し、妊娠期から出産、育児までの包括的な相談体制の整備や、地域における子育て支援拠点の整備等に積極的に取り組んできました。

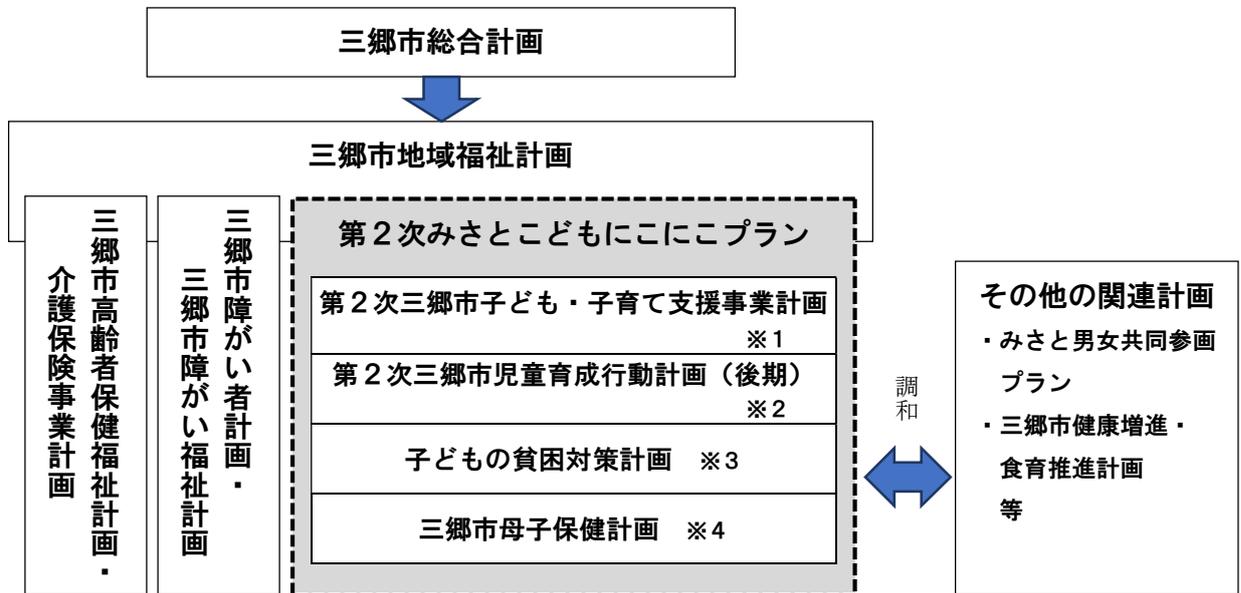
計画期間の中間年度である平成29年度には、人口推計と実人口にかい離が生じた状況をふまえて、保育ニーズ及び対応する提供体制の見直しを行い、保育施設の整備等による待機児童対策を進めてきたところです。

この度、「みさとこどもにこにこプラン」の計画期間の終了に伴い、「第2次みさとこどもにこにこプラン」を策定し、引き続きすべての子どもと子育て家庭を対象とした施策について、総合的、効果的に推進していきます。

¹ 「子ども」や「児童」については、各種法令により対象年齢が異なりますが、本プランにおいて「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定める「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」をいいます。ただし、各施策・事業等によって、特段の記述がある場合はこの限りではありません。

2 計画の位置づけ

「第2次みさとこどもにこにこプラン」は、「三郷市総合計画」の基本指針等に従い、また、関連する法令等に基づき他の計画等との調和を図るものとして、以下のとおり位置づけます。



根拠法令等

- ※1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- ※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)
- ※3 子どもの貧困対策推進法(平成25年法律第64号)
- ※4 「母子保健計画の策定について」(平成26年6月17日雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

3 計画の期間

本計画は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進捗管理を行うとともに、社会経済等状況の変化に応じて内容を見直していくものとします。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
策定主体													
本計画			みさとこどもにこにこプラン (2015～2019年度)					第2次みさとこどもにこにこプラン (2020～2024年度)					

総合計画	第4次三郷市総合計画 (2010～2020年度)							第5次三郷市総合計画 (2021～2030年度)					
関連計画						第3次三郷市地域福祉計画 (2018～2022年度)							
			三郷市障がい者計画・第5期障がい福祉計画 (2018～2020年度)										
						三郷市健康増進・食育推進計画 (2017～2023年度)							
				第4次みさと男女共同参画プラン (2016～2020年度)									

4 計画の策定体制

4-1 会議体による計画内容の審議

本計画の策定にあたっては市民（公募）、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

また、関係所管課により組織する三郷市児童育成行動計画行政推進協議会において、子育て関連施策実施に際しての現状における課題を把握し、解決に向けた事業立案等の協議を行いました。

4-2 アンケート調査による市民ニーズの把握

「第2次みさとこどもにこにこプラン」の策定に活用するため、教育・保育・子育て支援等に関する現在の利用状況やご意見ご要望等、及び、青少年の生活環境や抱える課題等を明らかにすることを目的として、三郷市在住の子育て中の市民、小学生、中学生、15～18歳の方を対象に、アンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象
子ども・子育てニーズ調査	
就学前保護者調査	市内在住の小学校就学前児童の保護者(1,200名を無作為に抽出)
小学生保護者調査	市内在住の小学生児童の保護者(600名を無作為に抽出)
青少年の生活に関するアンケート調査	
小学5年生調査	市内の小学校に通学している小学5年生(113名を抽出)
中学生調査	市内の中学校に通学している中学生(309名を抽出)
15～18歳調査	市内在住の15～18歳の方(300名を無作為に抽出)

<調査方法>

調査名	調査方法
①子ども・子育てニーズ調査	
就学前保護者調査	郵送によるアンケート調査および三郷市のインターネットを用いたアンケートシステムによる回答
小学生保護者調査	
②青少年の生活に関するアンケート調査	
小学5年生調査	学校を通じた配布・回収
中学生調査	
15～18歳調査	郵送によるアンケート調査および三郷市のインターネットを用いたアンケートシステムによる回答

<調査期間>

平成30年12月12日(水)～平成31年1月6日(日)

<回収状況>

調査名	発送数	回収数	(内、ネット回収数)	回収率
①子ども・子育てニーズ調査				
就学前保護者調査	1,200 件	630 件	(内、163 件)	52.5%
小学生保護者調査	600 件	297 件	(内、81 件)	49.5%
②青少年の生活に関するアンケート調査				
小学5年生調査	113 件	113 件		100.0%
中学生調査	309 件	287 件		92.9%
15～18 歳調査	300 件	108 件	(内、18 件)	36.0%
合 計	2,522 件	1,435 件		56.9%

4-3 パブリック・コメントによる計画内容の意見募集

三郷市市民パブリック・コメント手続条例に基づき、令和元年12月から令和2年1月にかけて、三郷市公式ホームページの他、公共施設等において計画案を公表し、意見を募集しました。

募集期間	令和元年12月11日(水)～令和2年1月15日(水)	
パブリック・コメント設置場所	子ども政策室(健康福祉会館3階)、市政情報コーナー(市役所4階)、文化会館、鷹野文化センター、東和東地区文化センター、彦成地区文化センター、高州地区文化センター、市立図書館、北部図書館、早稲田図書館、コミュニティセンター、瑞沼市民センター、ららほっとみさと、世代交流館ふれあいパーク、ピアラシティ交流センター、三郷中央におどりプラザ、市ホームページ	
提出意見数等	19人(メール:8人、郵送:0人、持参:9人、FAX:2人)	計26件
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについて 6件 ・子どもの居場所について 3件 ・保育の無償化について 1件 ・小学校未就学児向けイベントについて 1件 ・ファミリー・サポート・センターについて 1件 ・通学路の信号設置について 1件 ・学校の教育環境、学校運営について 2件 ・幼児教室風の子園について 9件 ・障がい児の教育相談、早期発見体制の充実について 1件 ・未熟児の親子交流について 1件 	

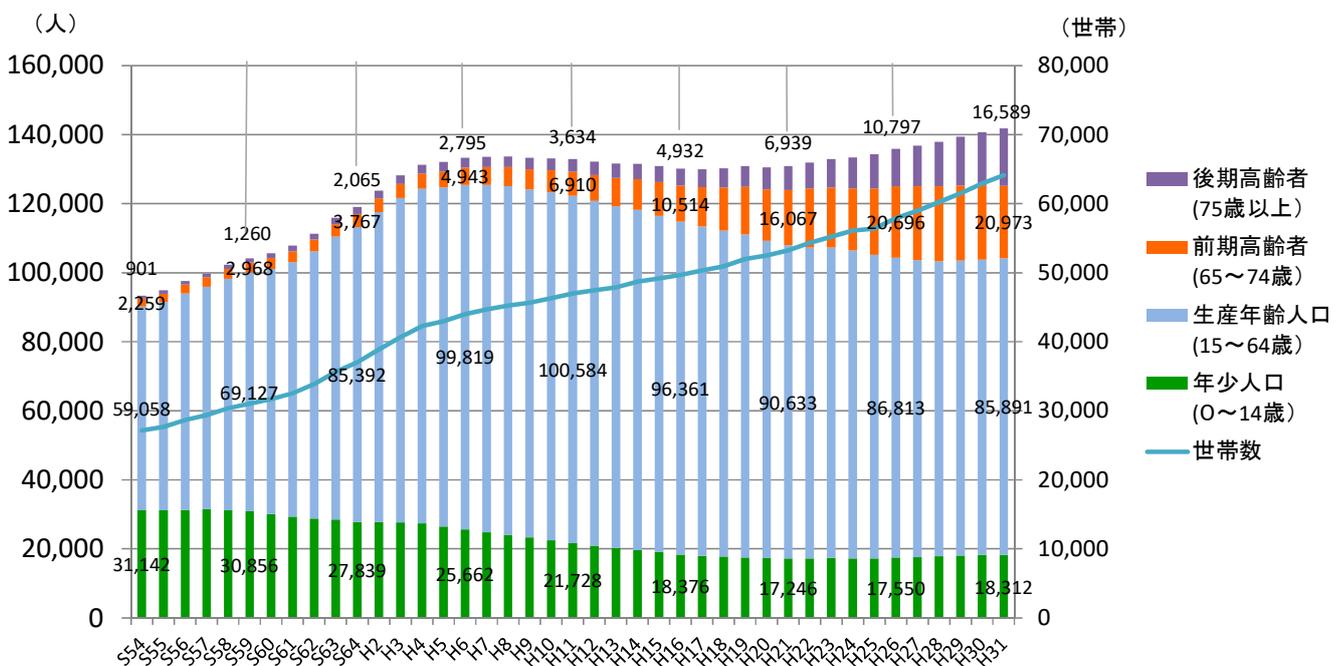
第2章 三郷市の状況

1 人口・世帯の推移

1-1 人口

- 平成6年までは人口増が続いていましたが、平成7年から平成17年までは緩やかな人口減少傾向に転じました。
- その後、人口は再度増加傾向となっており、特に平成27年以降は人口の伸びが大きくなっています。
- 世帯数は、継続的に増加傾向となっています。
- 年齢別では、従来は年少人口が高齢者人口を大幅に上回っていましたが、平成18年に高齢者人口の方が多くなりました。
- 近年では、前期高齢者人口は微増ですが、後期高齢者人口は急増しています。

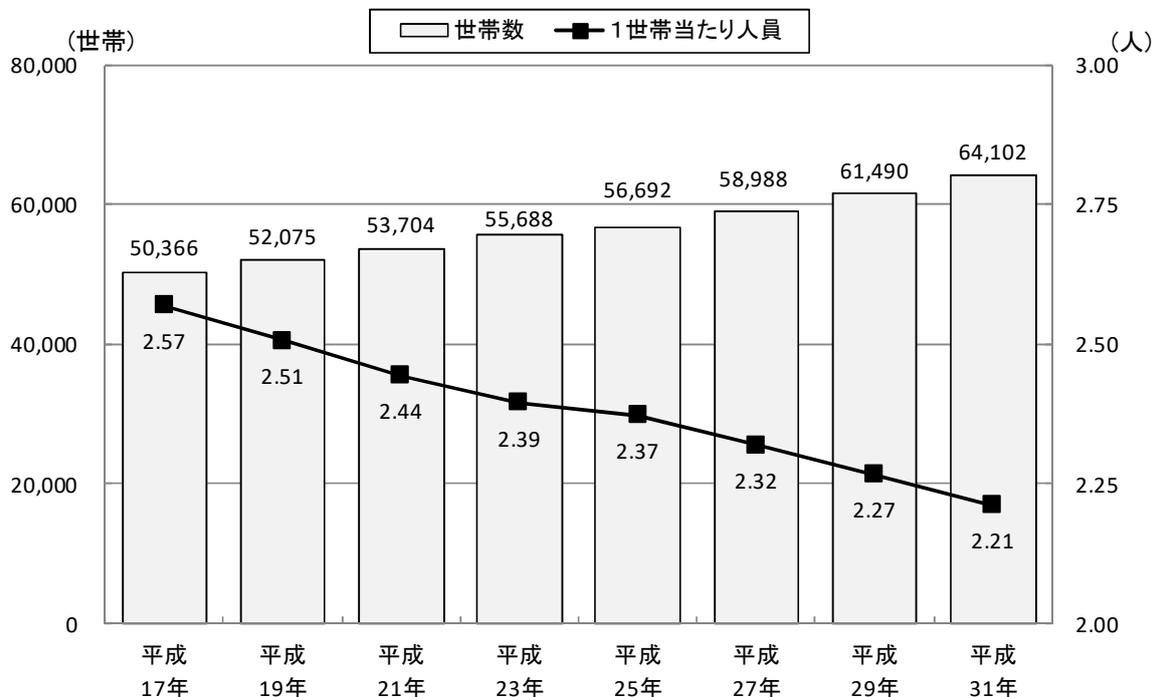
◆昭和54年から平成31年までの総人口・世帯数の推移



資料:住民基本台帳人口(4月1日人口)

1-2 世帯

世帯数は増加傾向にあります、1世帯当たりの人員は減少傾向が続いています。



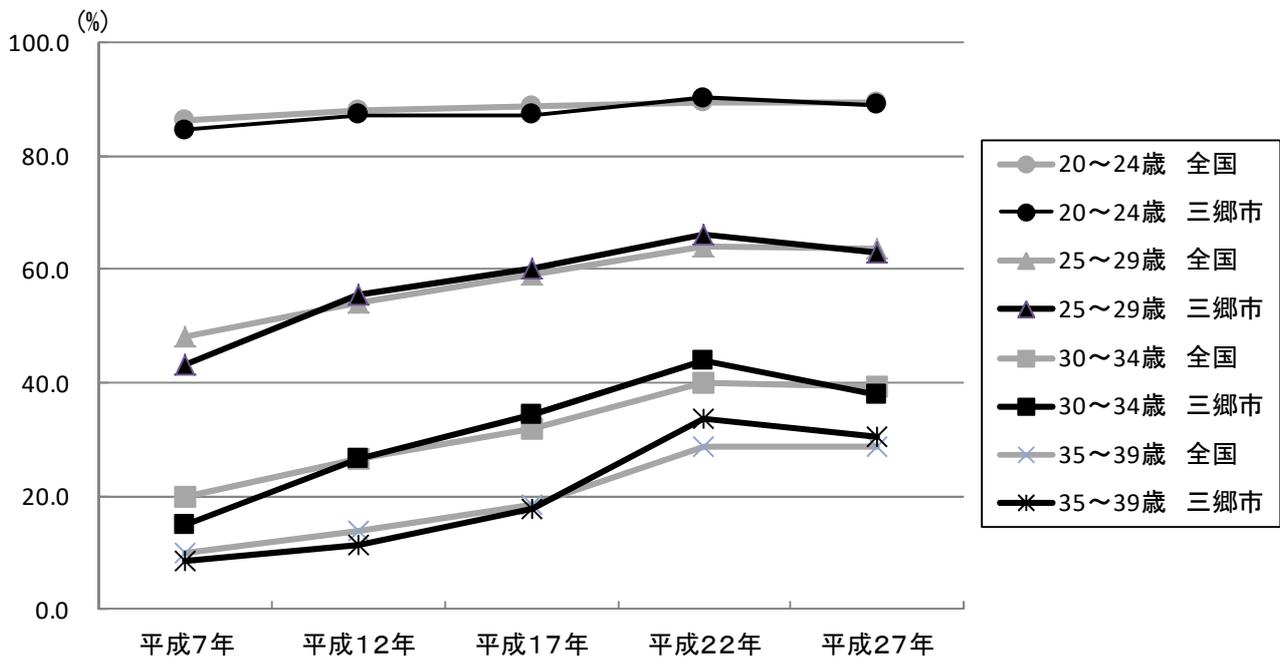
	世帯数	1世帯当たり人員
平成17年	50,366 世帯	2.57 人
19年	52,075 世帯	2.51 人
21年	53,704 世帯	2.44 人
23年	55,688 世帯	2.39 人
25年	56,692 世帯	2.37 人
27年	58,988 世帯	2.32 人
29年	61,490 世帯	2.27 人
31年	64,102 世帯	2.21 人

資料: みさと統計書(各年4月1日現在)

2 婚姻・出産・就業等の推移

2-1 未婚率

未婚率については、平成22年までは全国、三郷市ともに増加傾向が続いていました。特に平成17年から22年にかけて三郷市の増加の度合いが高くなり、未婚率は全年代で三郷市が全国を上回りました。その後平成22年から27年にかけて、全国、三郷市ともに未婚率は減少していますが、平成17年よりも高い状態が続いています。



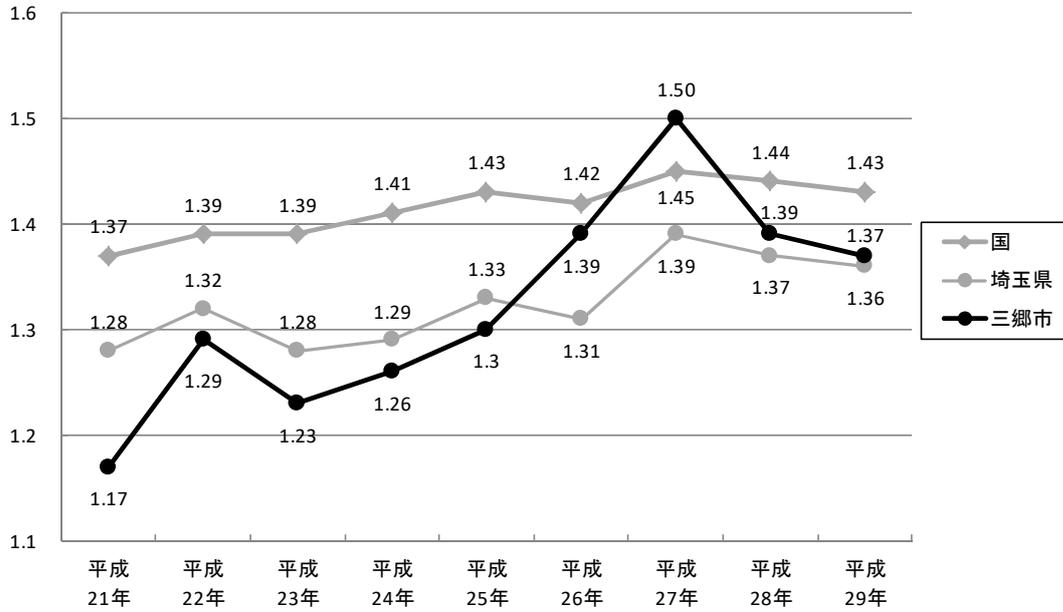
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国	20～24 歳	86.4%	87.9%	88.7%	89.6%	89.3%
	25～29 歳	48.0%	54.0%	59.0%	64.1%	63.6%
	30～34 歳	19.7%	26.6%	32.0%	40.0%	39.2%
	35～39 歳	10.0%	13.8%	18.4%	28.8%	28.6%
三郷市	20～24 歳	84.5%	87.3%	87.3%	90.3%	89.0%
	25～29 歳	43.1%	55.5%	60.0%	66.1%	62.8%
	30～34 歳	14.9%	26.4%	34.2%	43.7%	37.8%
	35～39 歳	8.7%	11.4%	17.6%	33.7%	30.5%

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

2-2 合計特殊出生率

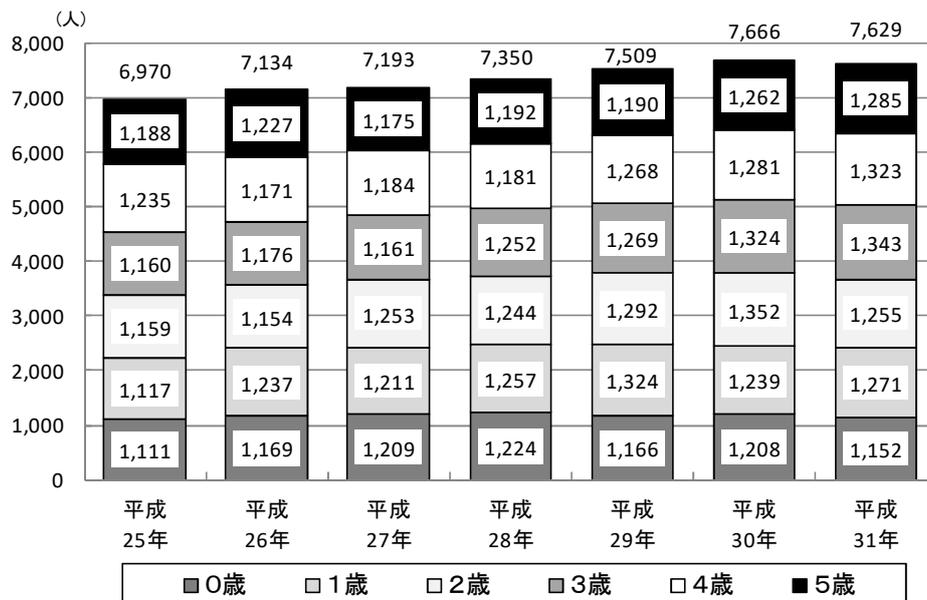
合計特殊出生率²について、平成25年までは全国よりも低いままで推移していましたが、平成26年に大きく増加し、平成27年には全国よりも高くなりました。その後は、再び全国よりも低くなりましたが、全国との差は小さくなっています。

埼玉県と比較すると、平成25年までは埼玉県をわずかに下回っていましたが、平成27年には埼玉県よりも高くなり、以降は埼玉県をわずかに上回っています



資料：厚生労働省人口動態統計、埼玉県保健医療部保健医療政策課

参考) 三郷市の未就学児人口の推移

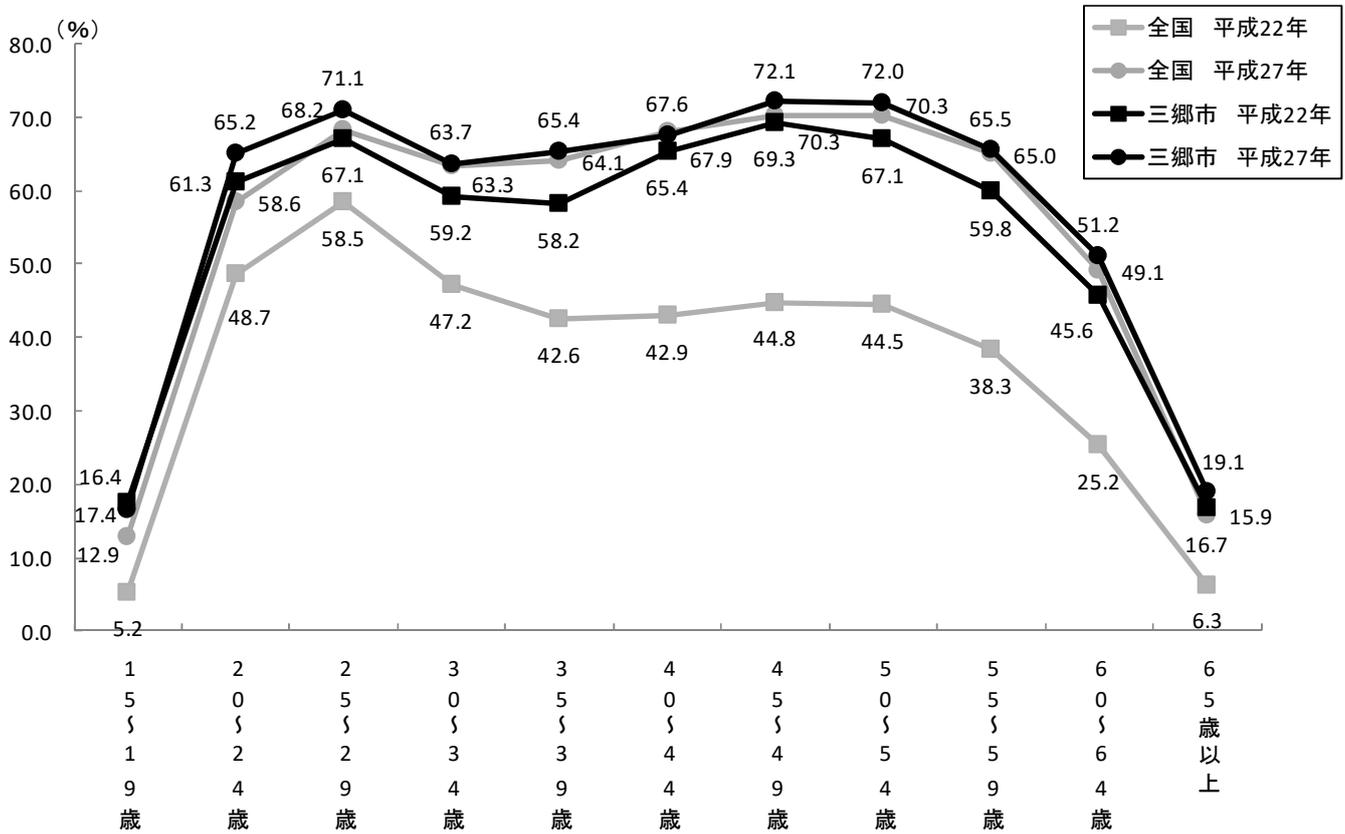


資料：みさと統計書

²各年次の出生の水準を表すもっとも代表的な指標です。人口動態統計によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算されます。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合なので、合計特殊出生率は女性が一生涯にもつであろう平均的な子供の数であるといわれています。

2-3 女性就業率

女性就業率について平成22年よりも平成27年の三郷市の女性就業率は全年齢で高くなっています。
 全国でも平成27年は平成22年よりも女性就業率は高くなっていますが、全国と比べて三郷市の増加の割合は小さくなっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

3 児童・生徒数の推移

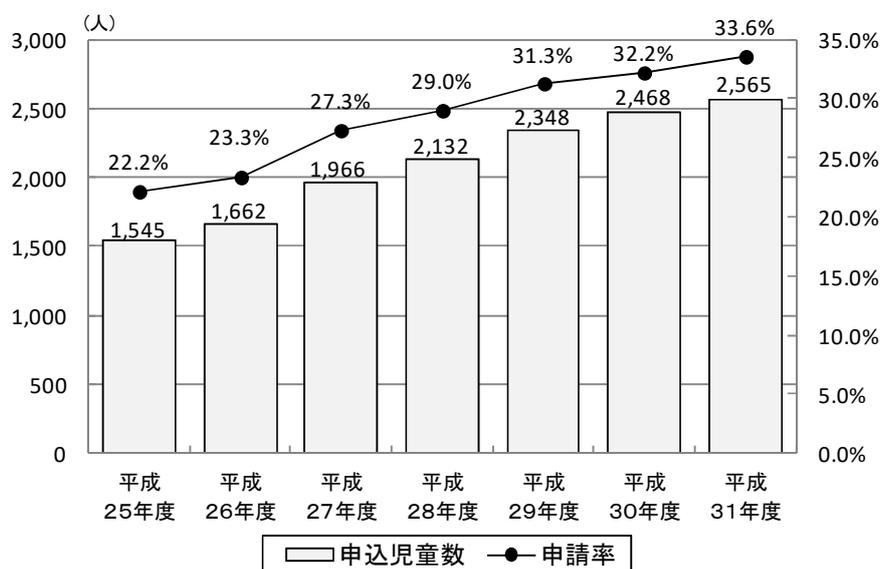
3-1 保育所入所申請件数及び入所児童数、待機児童数の推移

保育所入所申請件数及び保育所入所児童数の推移、待機児童数について、各年度の児童数を比べると、保育所入所申請件数では、申し込み児童数・申請率は増加を続けています。

保育所入所児童数は毎年増加しています。

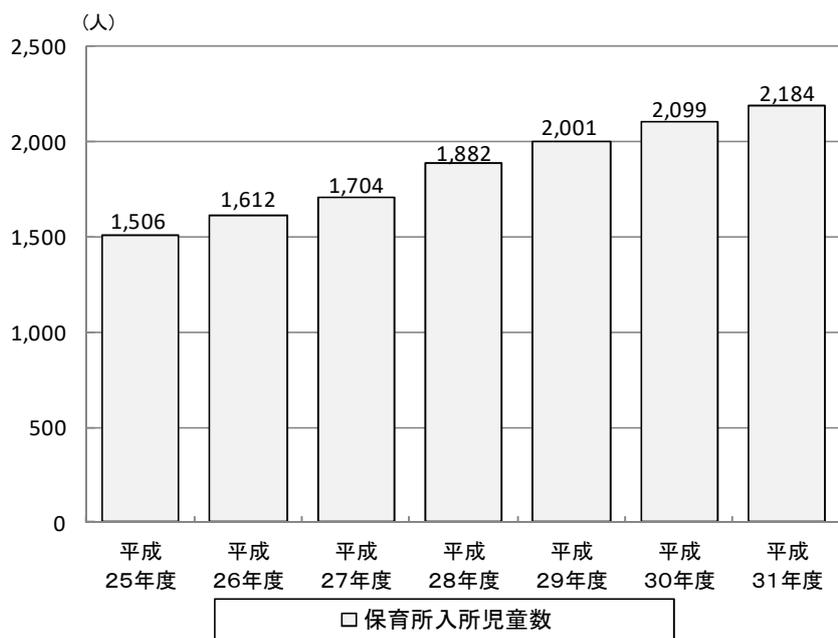
待機児童の年齢の内訳をみると、各年度で1歳児が多くなっています。

保育所入所申請件数



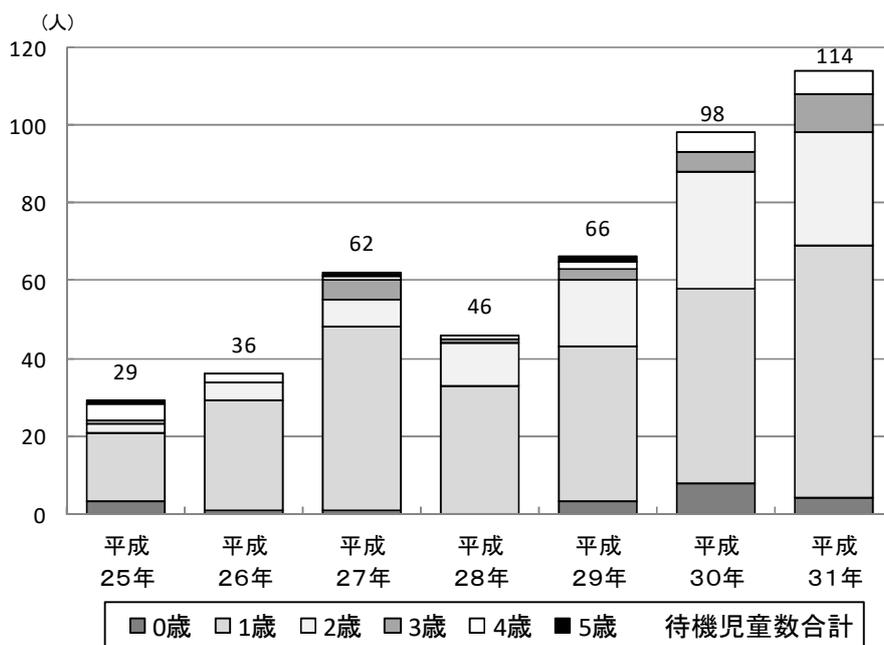
資料:すこやか課

保育所入所児童数の推移



資料:すこやか課

待機児童数

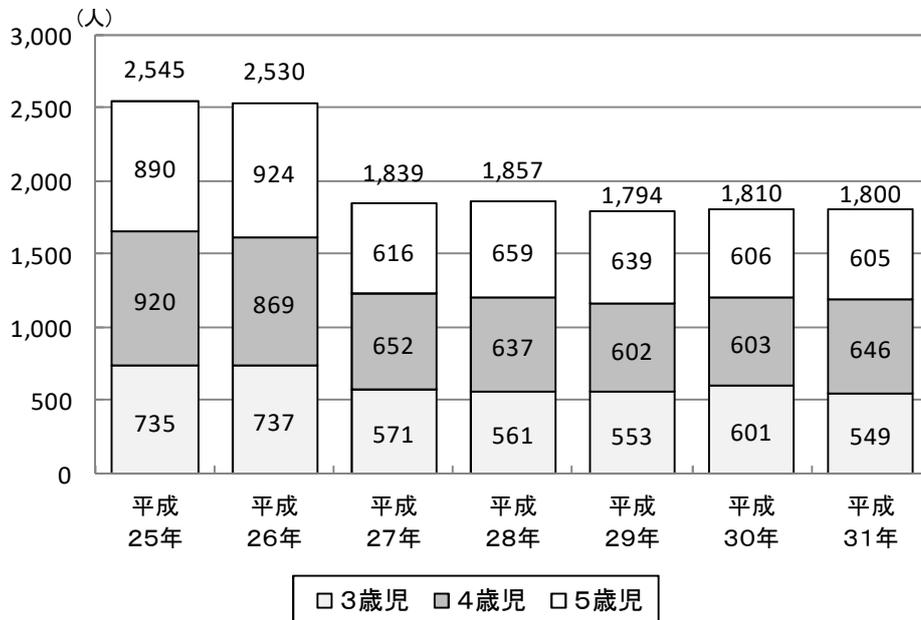


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
待機児童数 0歳	3	1	1	0	3	8	4
待機児童数 1歳	18	28	47	33	40	50	65
待機児童数 2歳	2	5	7	11	17	30	29
待機児童数 3歳	1	0	5	1	3	5	10
待機児童数 4歳	4	2	1	1	2	5	6
待機児童数 5歳	1	0	1	0	1	0	0
待機児童数 合計	29	36	62	46	66	98	114

資料:すこやか課 (各年4月1日現在)

3-2 幼稚園入園児童数

幼稚園入園児童数について減少傾向が続いていましたが、平成29年から平成30年では3歳児の増加に伴い、増加に転じました。平成31年には4歳児が増加しましたが、3歳児が減少したため合計人数は微減となりました。

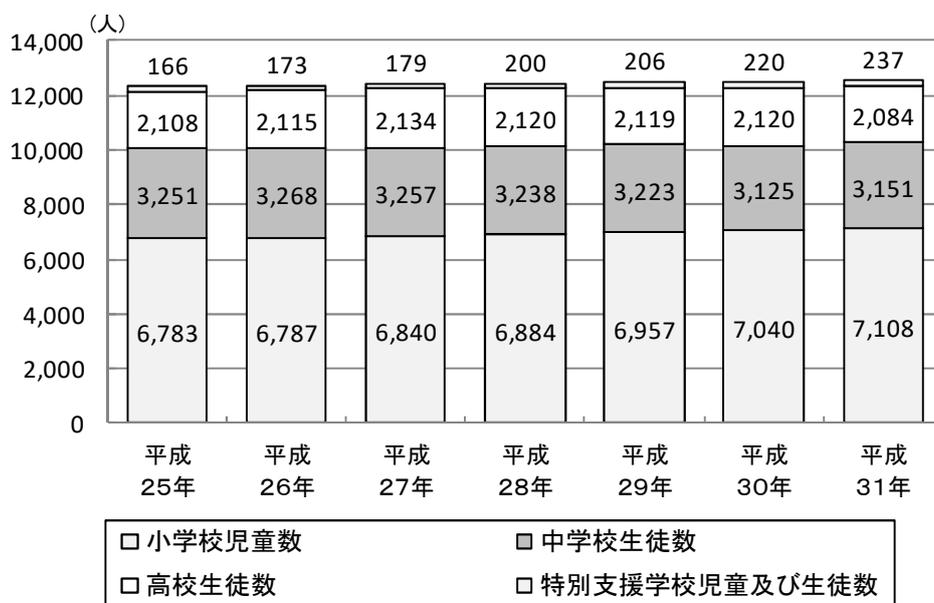


	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
3歳児	735人	737人	571人	561人	553人	601人	549人
4歳児	920人	869人	652人	637人	602人	603人	646人
5歳児	890人	924人	616人	659人	639人	606人	605人
合計	2,545人	2,530人	1,839人	1,857人	1,794人	1,810人	1,800人

資料: 学校基本調査

3-3 学校の児童・生徒数

小学校児童数・中学校生徒数・高校生徒数・特別支援学校の児童及び生徒数について、小学校児童数、特別支援学校児童及び生徒数とも増加傾向、中学校生徒数は減少傾向、高校生徒数は横ばい傾向となっています。平成31年は小学校児童数、特別支援学校児童及び生徒数は引き続き増加していますが、中学校生徒数は増加に転じ、高校生徒数は減少しています。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
小学校児童数	6,783人	6,787人	6,840人	6,884人	6,957人	7,040人	7,108人
中学校生徒数	3,251人	3,268人	3,257人	3,238人	3,223人	3,125人	3,151人
高校生徒数	2,108人	2,115人	2,134人	2,120人	2,119人	2,120人	2,084人
特別支援学校児童及び生徒数	166人	173人	179人	200人	206人	220人	237人

資料: 学校基本調査

4 アンケート調査結果

4-1 調査の概要

調査名	発送数	回収数	(内、ネット回収数)	回収率
①子ども・子育てニーズ調査				
就学前保護者調査	1,200 件	630 件	(内、163 件)	52.5%
小学生保護者調査	600 件	297 件	(内、81 件)	49.5%
②青少年の生活に関するアンケート調査				
小学5年生調査	113 件	113 件		100.0%
中学生調査	309 件	287 件		92.9%
15～18 歳調査	300 件	108 件	(内、18 件)	36.0%
合 計	2,522 件	1,435 件		56.9%

4-2 保護者の就労状況

就労中(産休・育休・介護休業中を含む)の母親は、52.7%となっています。

子どもの年齢別にみると、子どもが0歳では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が40.6%と多いですが、子どもの年齢が上がるにつれて少なくなり、母親が就労中である割合は増えています。

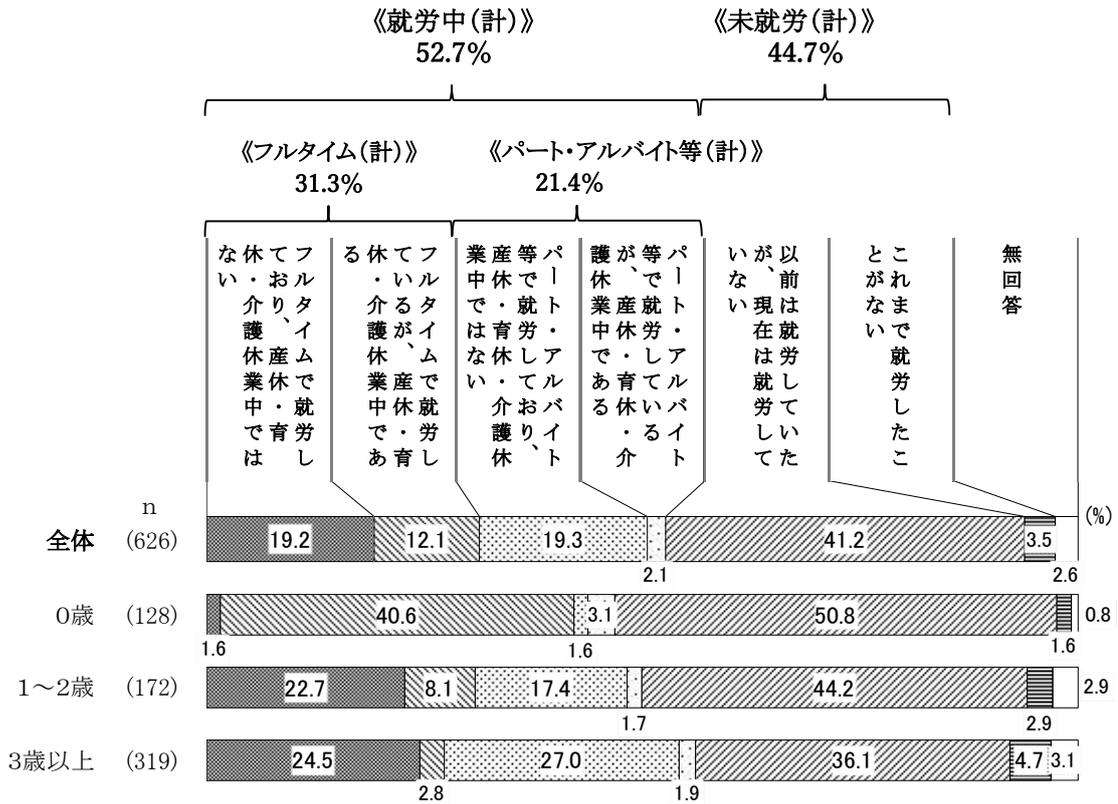
また、フルタイム就労(産休・育休・介護休業中を含む)は31.3%、パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中を含む)は21.4%ですが、子どもの年齢が上がるにつれてフルタイム就労(産休・育休・介護休業中を含む)が少なくなり、パート・アルバイト等で就労(産休・育休・介護休業中を含む)が増えています。

現在就労していない母親の就労希望について、就学前保護者の場合、「1年より先に就労したい」が52.5%で最も多くなっています。一方、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」は就学前保護者の場合で22.1%となっています。

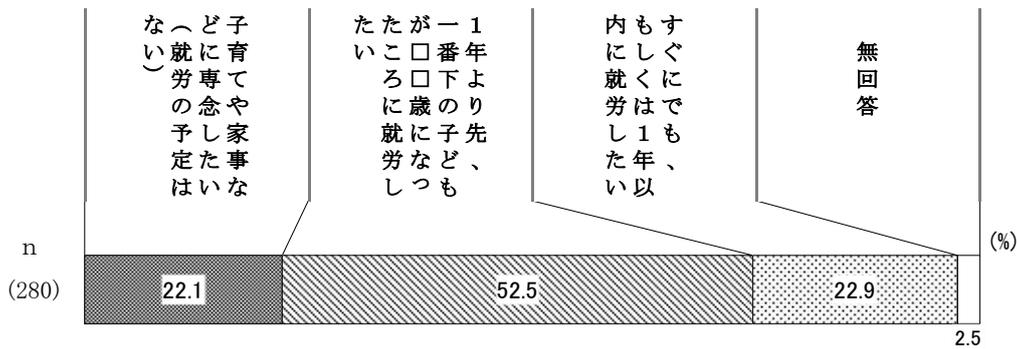
小学生保護者では、就労中(産休・育休・介護休業中を含む)の母親は65.3%となっています。

子どもの年齢別にみると、高学年は低学年と比べて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加しています。

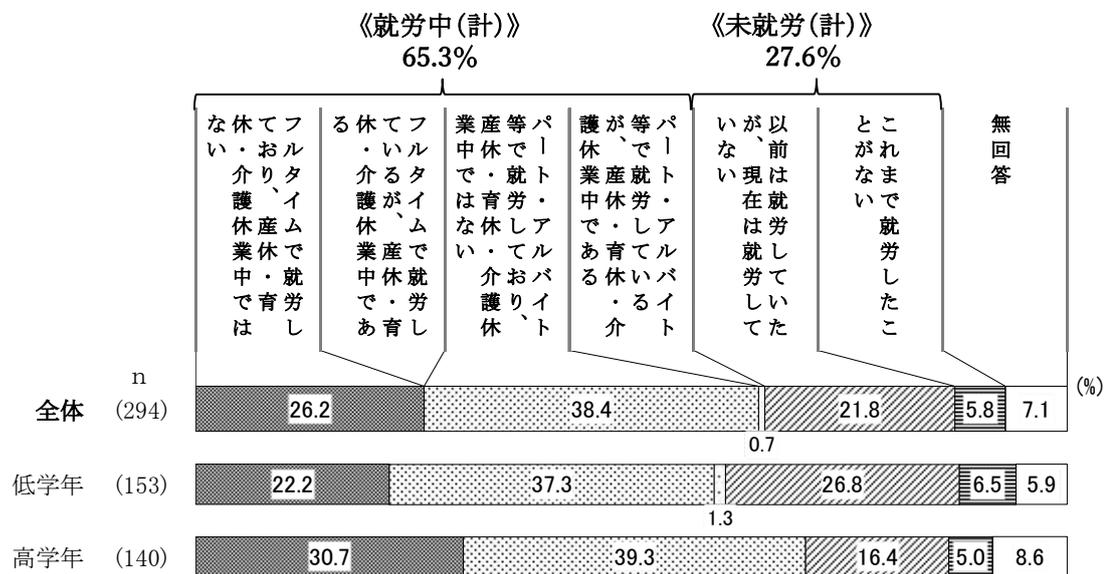
■母親の就労状況:子どもの年齢別(就学前保護者)



■母親の今後の就労希望(未就労の母親のみ)



■母親の就労状況:子どもの年齢別(小学生保護者)

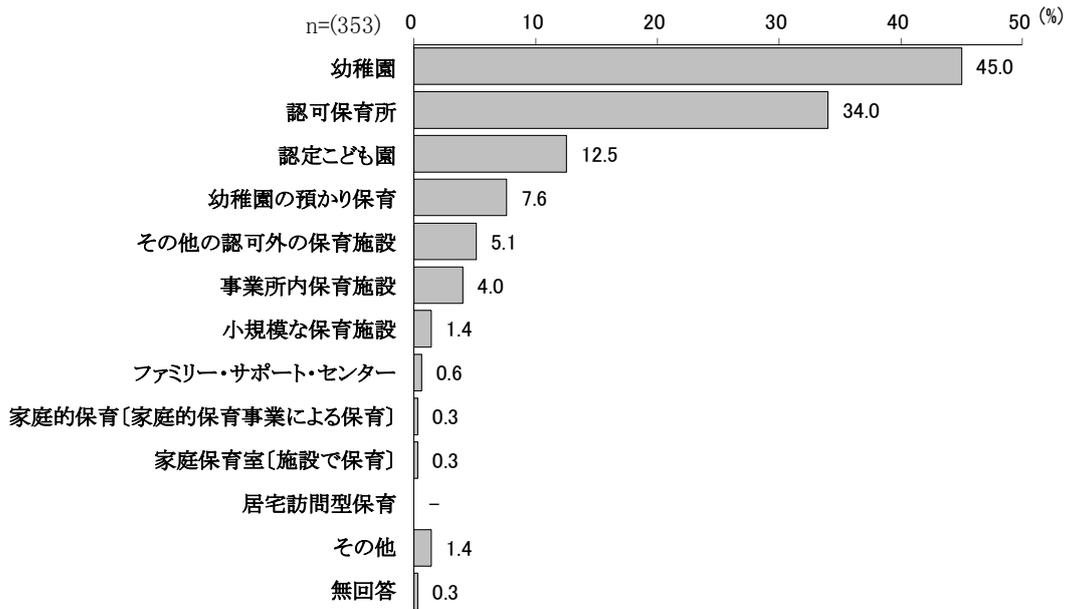


4-3 教育・保育事業の利用状況・意向

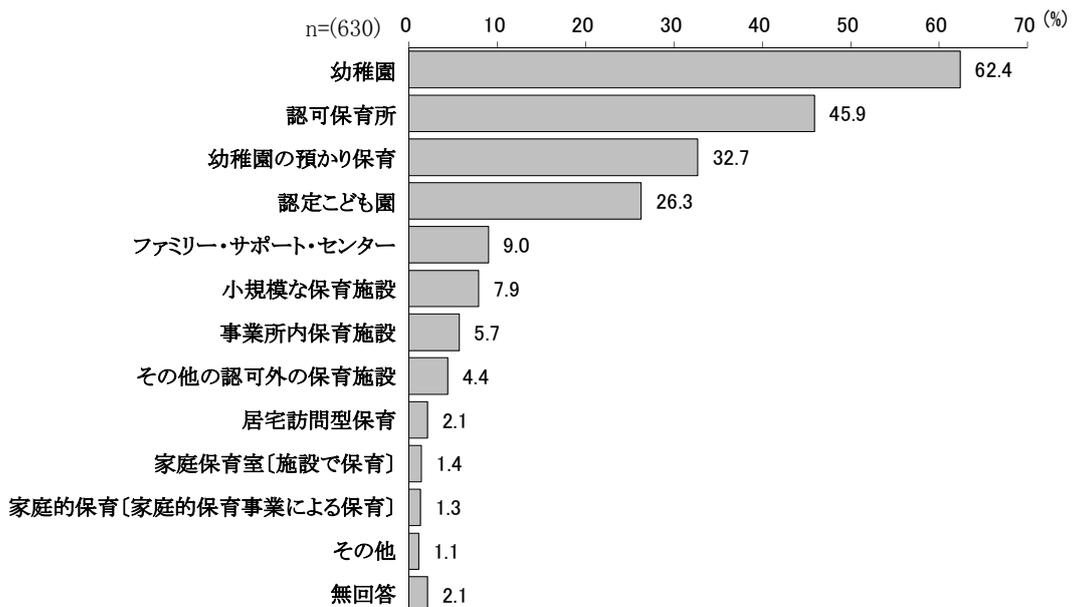
現在利用している教育・保育事業の種類は、上位より「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」の順になっています。

平日・定期的にご利用したいと考える事業は、上位より「幼稚園」「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」「小規模な保育施設」の順になっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（複数回答）(就学前保護者)



■平日・定期的にご利用したい事業（複数回答）(就学前保護者)



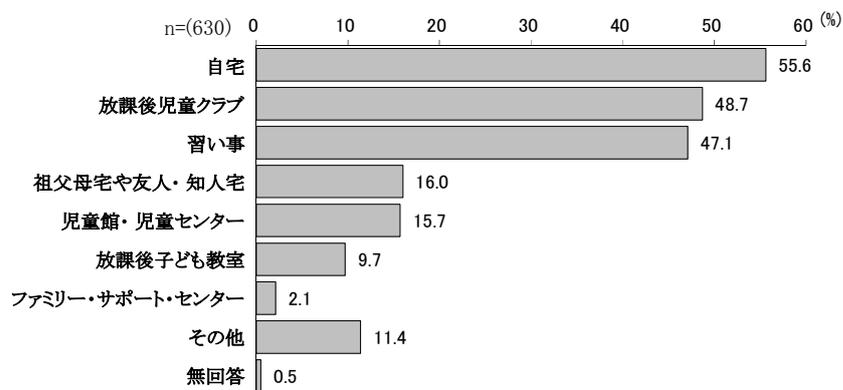
4-4 放課後の過ごし方の意向

就学前保護者に子どもが小学校低学年(1～3年生)の間は放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が55.6%と最も多く、次いで、「放課後児童クラブ」の48.7%、「習い事」の47.1%となっています。

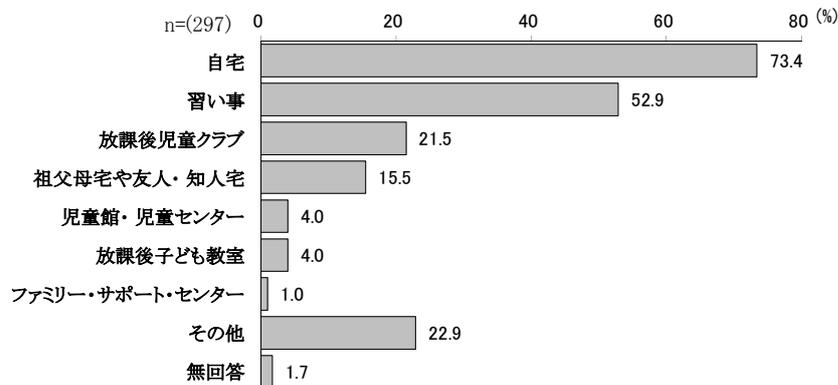
一方、小学生保護者では「自宅」と「習い事」が特に多くなっています。

また、小学生保護者に小学校高学年(4～6年生)の間は放課後の時間をどこで過ごさせたいかをたずねたところ、「自宅」が79.1%と最も多く、次いで「習い事」が63.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が17.5%、「放課後児童クラブ」が11.4%の順となっています。

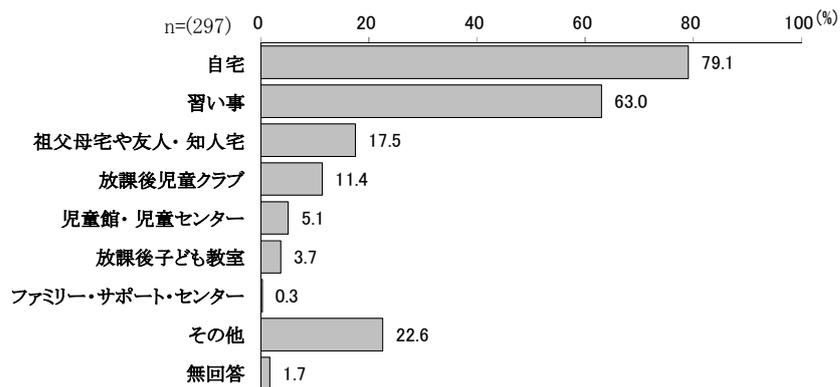
■低学年時に子どもを放課後過ごさせたい場所（複数回答）(就学前保護者)



■低学年時に子どもを放課後過ごさせたい場所（複数回答）(小学生保護者)



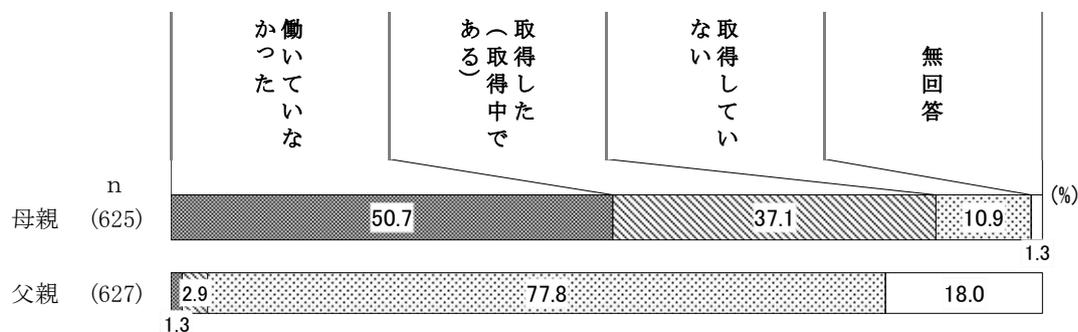
■高学年になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（複数回答）（小学生保護者）



4-5 育児休業制度の取得状況

育児休業の取得割合は、母親で37.1%、父親で2.9%となっています。

■育児休業の取得状況（就学前保護者）

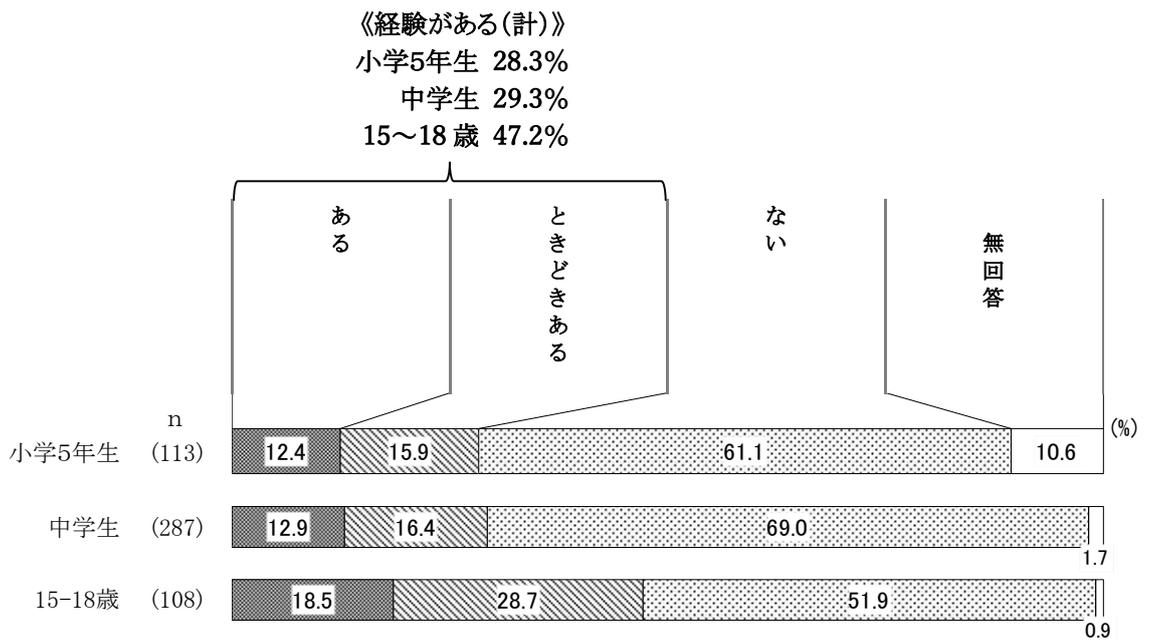


4-6 子どもの状況

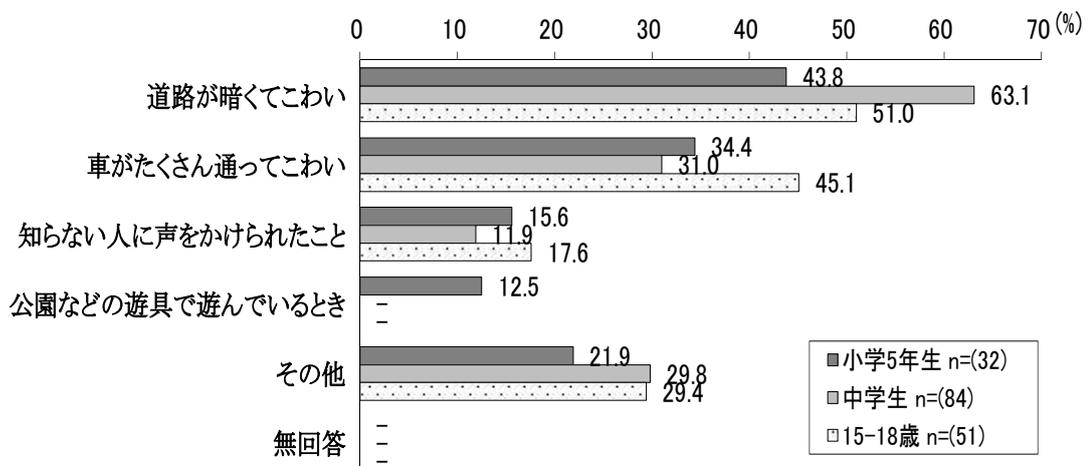
通学途中や遊んでいるときに危ない(こわい)と思った経験について、「ある」と「ときどきある」を合わせた割合は、小学5年生で28.3%、中学生で29.3%、15~18歳で47.2%となっています。15~18歳になると、約2人に1人が怖い、またはいやな思いをした経験があると回答しています。

危ない(こわい)と思ったことが「ある」または「ときどきある」と回答した方に危ない(こわい)と思ったとき(こと)をきいたところ、「道路が暗くてこわい」が最も多く、次いで「車がたくさん通ってこわい」が多くなっています。

■通学途中や遊んでいるときに危ない(こわい)と思った経験: 学年別



■危ない(こわい)と思ったとき(こと): 学年別 (複数回答)

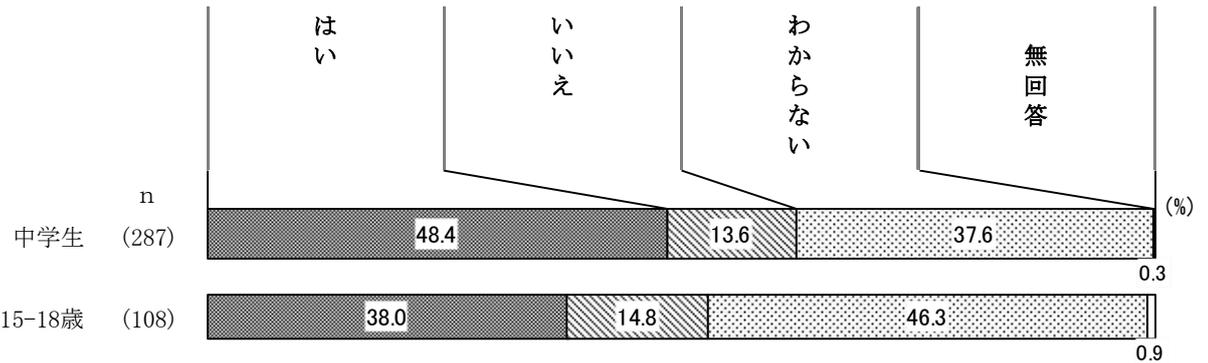


地域のボランティア活動への参加意欲について、「はい」の割合は、中学生で48.4%、15～18歳で38.0%となっています。また、「わからない」の割合は、中学生で37.6%、15～18歳で46.3%となっています。

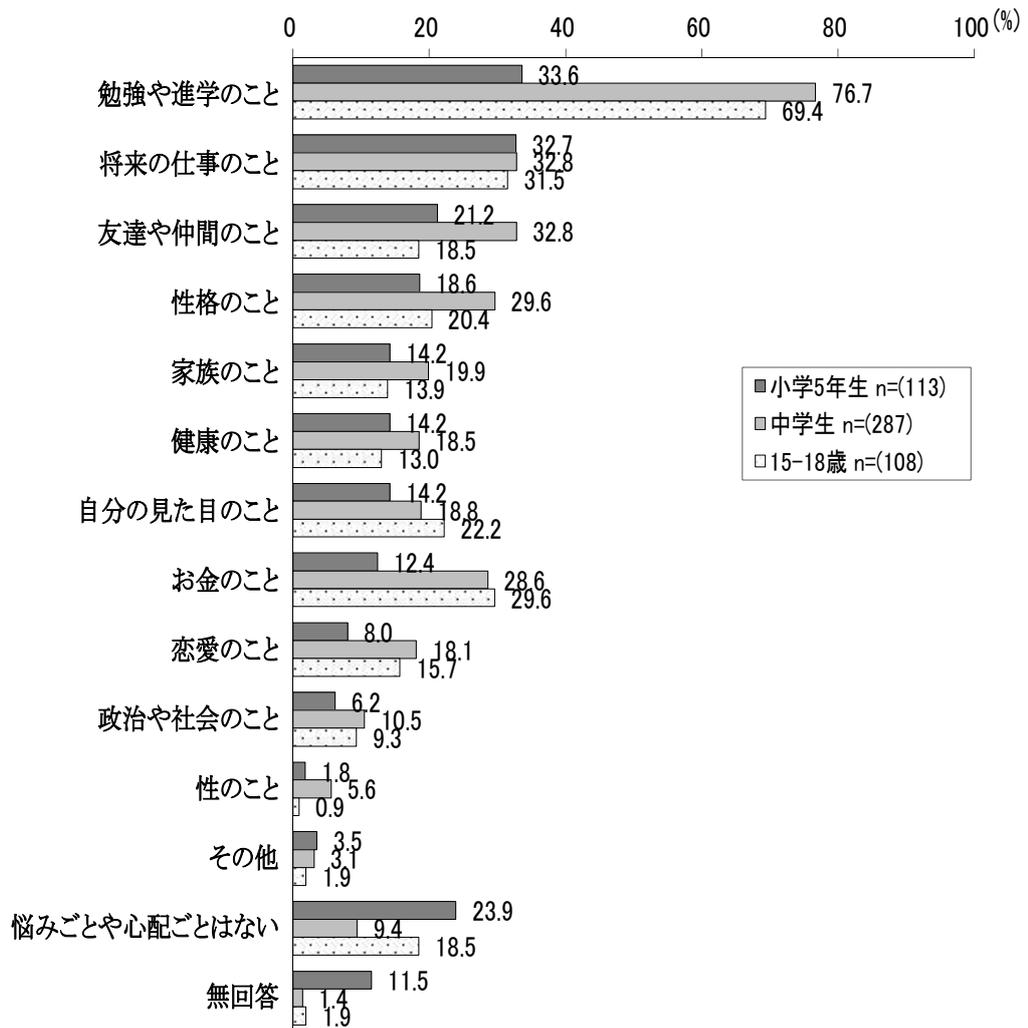
悩みごとや心配ごとについて、小学5年生では「勉強や進学のこと」(33.6%)、「将来の仕事のこと」(32.7%)がともに3割台と多くなっています。中学生、15～18歳になると「勉強や進学のこと」「お金のこと」「恋愛のこと」が多くなっています。

また、中学生は他の学年と比べて「友達や仲間のこと」「性格のこと」「家族のこと」の割合が多くなっています。

■地域のボランティア活動への参加意欲:学年別



■悩みごとや心配ごとの有無:学年別 (複数回答)



第3章 計画の基本的方向

1 基本理念・基本目標

1-1 基本理念

子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子どもはその養育者だけでなく、多くの人と関わることで愛着や信頼を形成し、様々な刺激を受けて成長します。子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは、子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい社会であることから、本計画では引き続き「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」を基本理念として、「ふるさと三郷みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。

1-2 基本目標

基本理念「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと」の実現に向けて、7つの基本目標を設定しました。

基本目標1	子どもの権利や安全の確保
	子どもが一人の人格を持った権利の主体として尊重され、身体的にも精神的にも安全が確保され安心して成長していけるよう、あらゆる暴力の根絶に取り組み、また、事故や犯罪に巻き込まれない生活環境の整備を進めていきます。
基本目標2	子どもの社会的成長の促進
	子どもが社会の一員としての自覚や責任感を持ち、自立に向けて踏み出していくためには、自分を受け止めてくれ安心して過ごせる場をもつこととともに、他者との交流や多くの体験を重ねることが大切です。「子どもの居場所」づくりの整備・推進と、発達段階に応じた多様な体験の機会の提供に取り組みます。
基本目標3	子どもの教育環境の充実
	子どもの人格形成の基礎を培う乳幼児期の家庭教育・幼児教育、また、多様な学びの場である学校教育において、誰もが学ぶ喜びを得て、自らの可能性を発揮できるよう教育機会の均等や教育相談の充実、また、経済的負担の軽減など、家庭・幼稚園・保育所・学校・地域が連携協力して教育環境を充実させていきます。

基本目標4	安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実
	親子がともに健やかな生活がおくれるよう、妊婦の相談体制の充実や、乳幼児に対する疾病予防・救急体制の確保、また、発達に不安のある子どもの療育相談・指導體制の充実、思春期の子どもを対象とした、心身の健康を含めた保健教育など健康施策の充実を推進していきます。
基本目標5	すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり
	安心して子育てを行うためには、子育て家庭の様々な不安を軽減していくことが大切です。子育てに関する相談・情報提供の体制を整えるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策の充実に努めます。また、経済的な理由から子育てが困難とならないように、経済的支援を行います。
基本目標6	男女が協力する子育て社会の実現
	女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすこと、さらには、男女がともに充実した生活を送ることができるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識から解放されることが重要です。仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っていきます。
基本目標7	地域共生のまちづくりの推進
	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域における課題を自分のこととして認識し、住民同士が共に支え合うことができる地域共生のまちづくりを、住民や地域と連携・協働しながら進めていきます。

第4章 施策の展開

施 策 の 体 系

基本理念

基本目標

施策の方向1

子どもと子育てを地域で支える
ふれあいのまち
みさと

1 子どもの権利や安全の確保
42頁

(1) 子どもの権利と主体性の尊重 43 頁

(2) 子どもの安全の確保 44 頁

2 子どもの社会的成長の促進
51頁

(3) 子どもの生活環境の整備 50 頁

(1) 子どもの健全な成長 52 頁

(2) 子どもの交流機会の確保 54 頁

(3) 「子どもの居場所」づくりの整備・
推進(児童館や子ども食堂など)55 頁

(4) 多様な体験機会の確保 63 頁

(次ページに続く)

※ 網掛けの事業は、第5章で

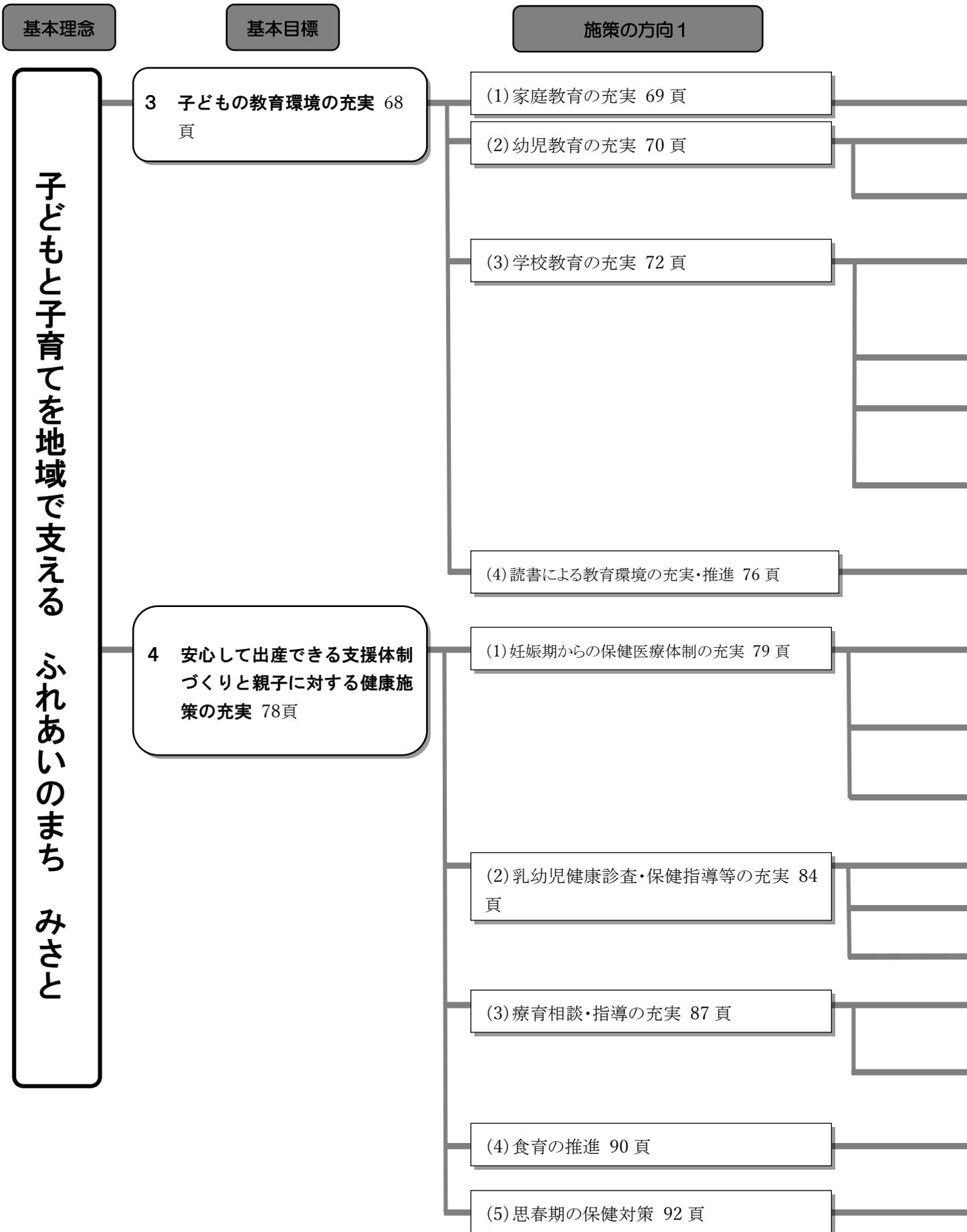
量の見込みと確保方策を算出しています(以降同様)

施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(1-1) 子どもの権利の尊重 43 頁	①人権セミナー ②学校人権教育
(2-1) <u>虐待防止対策の強化</u> ★ 44 頁	①家庭児童相談室 ②地域における見守り体制の確立(広報・啓発活動の充実) ③地域における見守り体制の確保(通報システムの確立) ④要保護児童対策地域協議会 ⑤要援護児童の施設入所及び相談業務 ⑥健康診査未受診状況調査(お元気ですか訪問) ⑦未就園児等全戸訪問事業
(2-2) いじめからの保護 47 頁	①教育相談
(2-3) 交通被害からの保護 47 頁	①道路照明灯設置②交通安全施設③通学時の交通安全指導④交通安全こども自転車乗り大会⑤交通安全教育
(2-4) 犯罪被害からの保護 48 頁	①防犯のまちづくりの推進②子ども 110 番の家③子ども見守り活動
(3-1) 安全なまちづくりの推進 50 頁	①水路改修事業②歩道整備事業
(1-1) 青少年健全育成 52 頁	①青少年問題協議会②青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業(7月)③子供・若者育成支援強調月間啓発事業(11月)④親の学習推進事業
(1-2) 子どもの情報環境の整備 53 頁	①情報モラル教育の推進
(2-1) 青少年団体活動支援 54 頁	①青少年教育事業②子ども会育成者研修会
(2-2) 地域活動の推進 54 頁	①青少年関係団体補助事業等
(3-1) 「 <u>子どもの居場所</u> 」づくりの整備・推進★(児童館や子ども食堂など)56 頁	①放課後児童クラブ運営の充実②放課後子ども教室推進事業③児童館(育児情報の提供・交流)④就学支援委員会⑤障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)⑦赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑧図書館における日本一の読書のまち三郷の推進⑨親子対象事業⑩幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)⑪児童対象事業(小学生)ブックトーク⑫児童対象事業(小学生)⑬その他一般事業⑭子どもの学習支援事業⑮おもしろ遊学館事業⑯「子どもの居場所」づくりセミナー⑰「子どもの居場所」づくりの情報発信⑱「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備
(3-2) 公園などの整備 62 頁	①身近な公園、広場の整備②公園施設の維持管理③公園施設のバリアフリー化
(4-1) 多様な体験機会の提供 63 頁	①幼児・児童対象事業(乳幼児から小学生)②図書館における日本一の読書のまち三郷の推進③日本一の読書のまち三郷推進計画の改定④児童対象事業(小学生)⑤ふれあい交流事業⑥親子対象事業⑦その他一般事業⑧子どもフォーラム⑨中学生社会体験チャレンジ事業⑩巡回軽スポーツ事業⑪障がい者スポーツ・レクリエーション交流会⑫総合体育館事業⑬補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)
(4-2) 情報提供体制の整備 67 頁	①児童館だより②たからじまだより③「子どもの居場所」づくりの情報発信

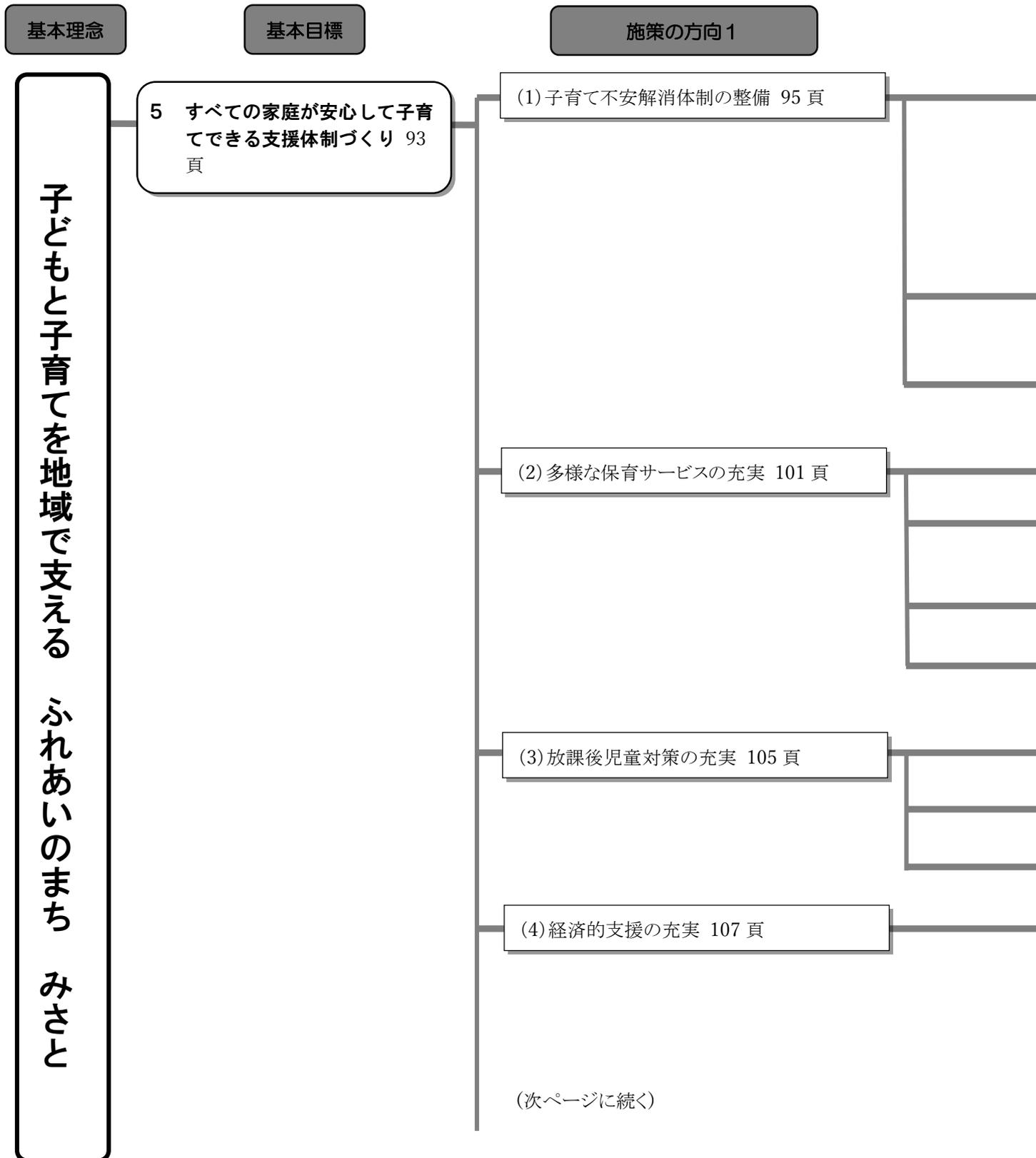


施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(1-1)多様な学習機会の提供 69 頁	①親子対象事業②親子環境教室③親の学習推進事業
(2-1)幼稚園教育の推進 70 頁	①私立幼稚園への補助金交付事業
(2-2)幼児教育の推進 70 頁	①保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携②幼児教室運営管理・補助事業(幼児教室風の子園)
(3-1)学校教育の推進 72 頁	①特色ある学校づくり事業②学力向上推進事業③幼小・保小・小中・中高連絡会④体力向上研究推進事業⑤保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携⑥環境教育出前講座
(3-2)特別支援教育の充実 74 頁	①就学支援委員会
(3-3)教育相談の充実 74 頁	①教育相談
(3-4)経済的負担の軽減 75 頁	①交通遺児奨学金支給事業②特別支援教育就学奨励費補助金事業③要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業(学用品費等)④準要保護児童生徒就学援助(学校給食費)
(4-1)読書による教育環境の充実・推進 ★ 76 頁	①親子対象事業②ブックスタート事業③らんどせるブックよもよも事業④学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進⑤児童対象事業(小学生)ブックトーク
(1-1)妊婦等に対する相談・支援の充実 79 頁	①妊婦健康診査事業 ②利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)③助産施設入所相談
(1-2)乳幼児の疾病・医療体制の確保 81 頁	①乳幼児の予防接種②小児救急医療対策
(1-3)親子の孤立防止★ 82 頁	①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業) ②乳児家庭全戸訪問(こんには赤ちゃん)事業③相談訪問事業
(2-1)乳幼児健康診査の充実 84 頁	①乳幼児健康診査
(2-2)集団指導の充実 85 頁	①母子健康教育事業②乳幼児健康診査
(2-3)個別相談の充実 86 頁	①相談訪問事業②地域の栄養相談
(3-1)早期発見体制の充実 87 頁	①乳幼児健康診査②相談訪問事業③地域コンサルテーション(巡回相談)事業
(3-2)早期療育体制の充実 89 頁	①子ども発達支援センター事業②しいのみ学園運営事業③児童発達支援事業
(4-1)食育の推進 90 頁	①乳幼児の食育推進②食育に関する取り組みの推進③食生活・生活リズム教育の推進
(5-1)保健教育の充実 92 頁	①性に関する指導の充実②喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進



施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(1-1) 相談体制の充実★ 95 頁

①子育て支援総合窓口②乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業③養育支援訪問事業④乳幼児子育て相談⑤地域子育て支援拠点事業⑥子育てサークル団体の育成、支援⑦児童館(育児情報の提供・交流)⑧赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)⑨家庭児童相談室⑩教育相談⑪相談訪問事業⑫女性相談⑬利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)⑭外国人への通訳・情報提供

(1-2) 情報提供体制の充実 99 頁

①子育て応援ガイド「にこにこ」の発行②児童館だより③たからじまだより④男女共同参画情報紙

(1-3) 保護者交流の機会の提供 100 頁

①保育所園庭開放の推進②保護者対象事業③地域子育て支援拠点事業④赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)

(2-1) 待機児童の解消★ 101 頁

①通常保育 ②地域型保育事業の推進 ③認定こども園の推進

(2-2) 保育サービスの充実 102 頁

①延長保育の推進②休日保育の実施③統合保育の推進④送迎保育の実施⑤(仮称)保育アドバイザーの配置(研修支援等)

(2-3) 施設における子育て支援 103 頁

①一時保育の推進 ②病児・病後児保育の実施

(2-4) 地域における子育て支援 104 頁

①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(3-1) 放課後児童クラブの整備★ 105 頁

①放課後児童クラブ運営の充実

(3-2) 放課後子ども教室の整備 106 頁

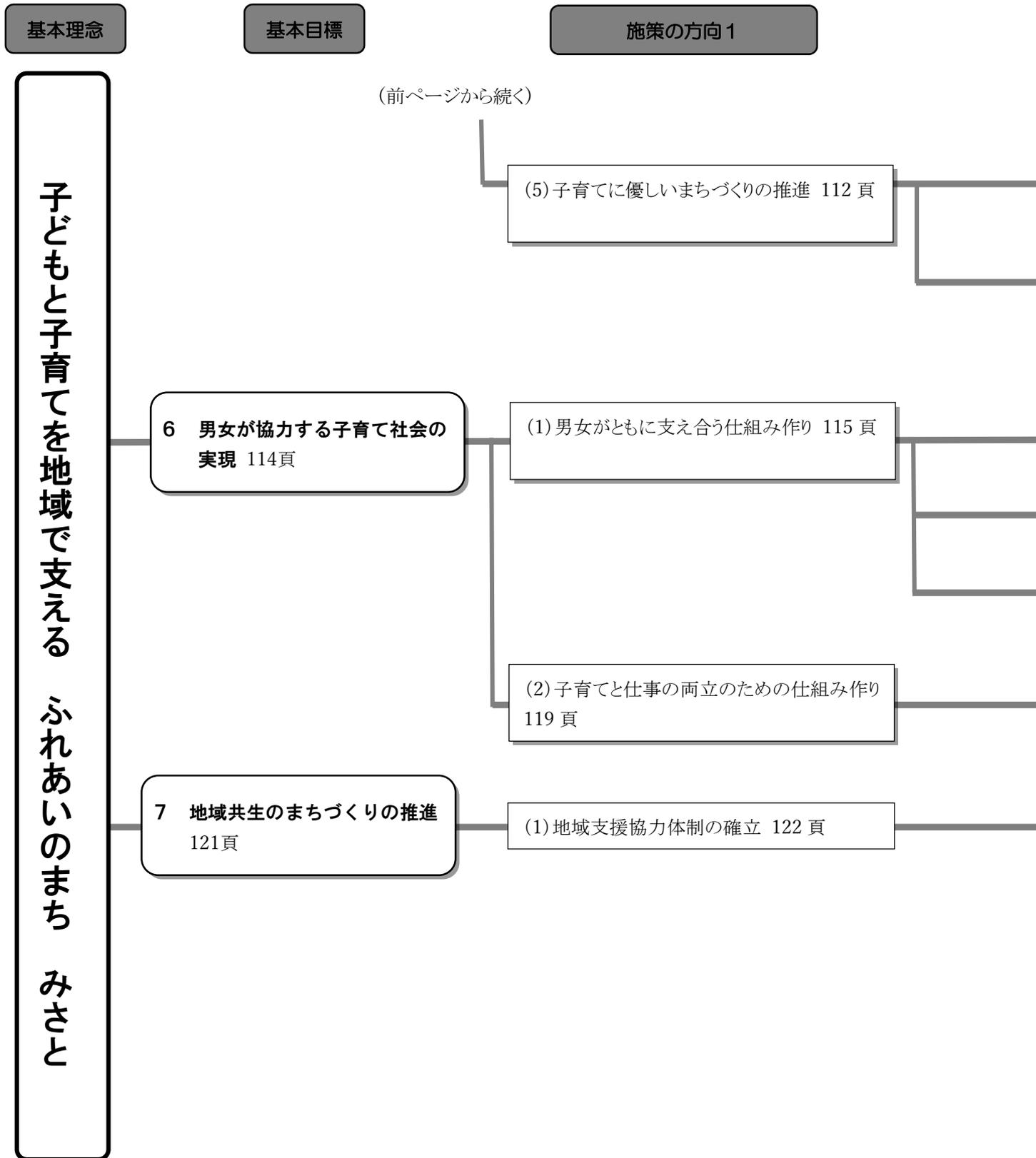
①放課後子ども教室推進事業

(3-3) 放課後等サービス等の整備 106 頁

①障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)

(4-1) 経済的な支援の充実 107 頁

①母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談②母子生活支援施設入所相談③三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給④三郷市国民健康保険出産費資金の貸付⑤こども医療費支給事業⑥ひとり親家庭等医療費支給事業⑦児童手当支給事業⑧児童扶養手当支給事業⑨未熟児養育医療費支給事業⑩三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業⑪障害児福祉手当⑫特別児童扶養手当⑬自立支援医療費(育成医療)⑭難聴児補聴器購入費助成事業⑮小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業



施策の方向2

★印・下線は重点的
取り組みです

施策・事業名

(5-1) バリアフリー化の推進 112 頁

①ノンステップバスの導入促進②水路改修事業③歩道整備事業④公園施設のバリアフリー化

(5-2) 子育て家族が安心して外出できる環境づくり 113 頁

①赤ちゃんの駅

(1-1) 男性の子育て参加の契機づくり 115 頁

①母子健康教育事業②父親の子育て参加の促進③親子対象事業

(1-2) 相談体制の充実 117 頁

①利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)②子育て支援総合窓口③女性相談

(1-3) 啓発活動の推進 118 頁

①男女共同参画情報紙②男女共同参画情報コーナー
③子育て応援ガイド「にこにこ」の発行

(2-1) ワーク・ライフ・バランスの推進★ 119 頁

①子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)②ワーク・ライフ・バランスの啓発③育児休業・介護休業制度の普及の啓発④優良企業等のPRの実施⑤企業担当者向け啓発活動⑥労働等に関する相談事業

(1-1) 地域支援協力体制の確立 122 頁

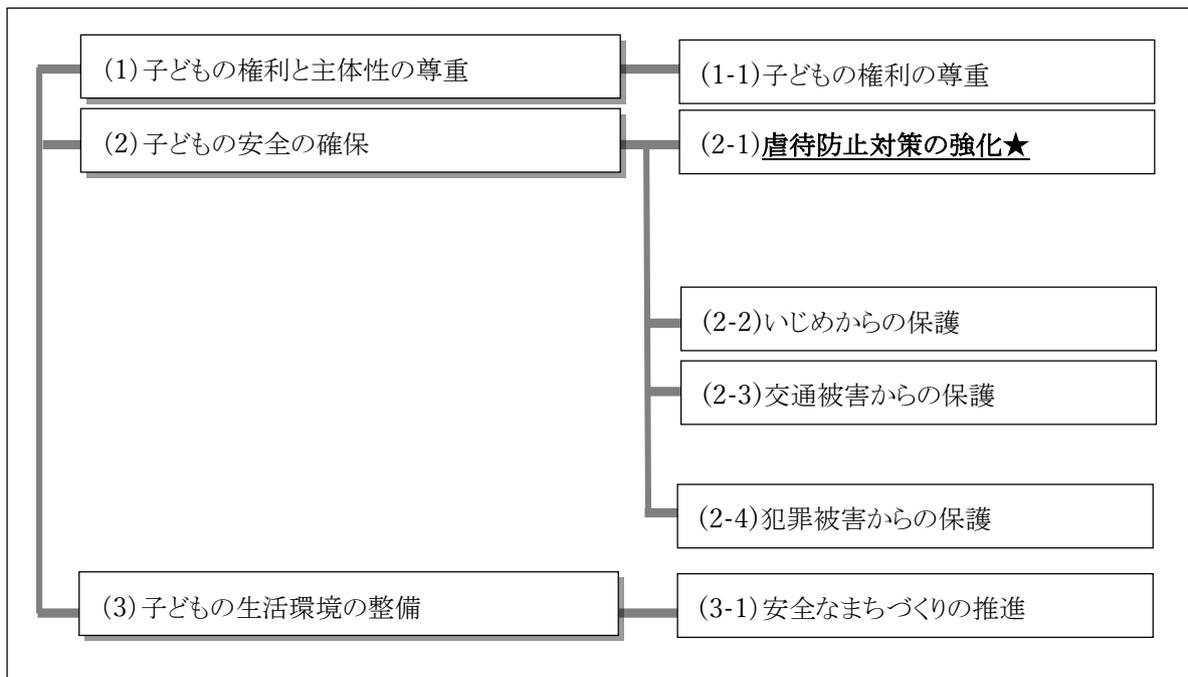
①子育て自主企画応援事業②子育て応援団体の育成③防犯のまちづくりの推進④子ども110番の家⑤子ども見守り活動⑥青少年関係団体補助事業等⑦「子どもの居場所」づくりセミナー⑧保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携⑨地域子育て支援拠点事業⑩子育てサークル団体の育成、支援

基本目標 1 子どもの権利や安全の確保

【現状と課題】

- 平成28年に児童福祉法・児童虐待防止法の改正があり、児童福祉法の理念の明確化、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童の自立支援等が示されました。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、子どもの権利と主体性の尊重、子どもの安全の確保、子どもの生活環境の整備という3つの施策を進めています。
- 児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きな影響を及ぼします。支援の必要な家庭を早期に発見し、適切な機関に繋げるとともに、子どもの命を守るため、国と自治体と関係機関が子育て負担を軽減するサービスの充実に取り組む必要があります。
- 子どもと指導者だけの閉ざされた空間になりやすい保育室や教室等における体罰のニュースが報道されています。体罰を生まない、許さないための体制づくりや意識改革などの取り組みが必要です。

【施策の体系】



施策の方向（1）	子どもの権利と主体性の尊重
-----------------	----------------------

すべての子どもが、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、生活を保障されること、愛され、保護されること、その自立が図られるよう、子どもの権利の尊重に取り組んでいきます。

■施策の方向（1-1）子どもの権利の尊重

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
人権セミナー	参加者の人権意識の高揚を目的として、様々な人権問題をテーマに講座を開催しています。テーマの1つとして「子どもの人権」を取り上げています。	参加者一人ひとりの人権意識の高揚を図るため時代に即した講座のテーマ選定に留意していきます。	生涯学習課
学校人権教育	人権を尊重する精神を涵養することを目的に、子どもや女性などの各種人権課題の解決に向け、教育活動全体をとおして指導します。	毎年、各学校で校内人権教育研修会を、市全体で人権教育実践報告会を実施しています。年間指導計画に位置づけて、子どもの人権も課題としています。現状を維持し、子どもの人権に関する指導の内容を充実するために、各課との連携を図ります。	指導課

施策の方向（2）	子どもの安全の確保
-----------------	------------------

子どもたちが愛され、健やかに育まれる権利が脅かされないよう、虐待や体罰、いじめなどのあらゆる暴力の根絶に取り組みます。また、事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを行い、子どもの安全を確保します。

本計画期間では、虐待防止対策の強化を重点的取り組みとします。

■施策の方向（2-1）虐待防止対策の強化 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
家庭児童相談室	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉につき、専門的な相談・指導にあたっています。また、集団で遊べなかったり、言葉がなかなか増えない等の児童や、育児に不安を持っている保護者を対象にした少人数の親子教室（めだか教室）を月2回行い、関係機関につないでいます。	相談内容については、健康推進課や子育て支援ステーション等を通じた養育や虐待に関するもののほか、就学児童・生徒、また15歳以上の青少年に関する不登校やひきこもり、非行など多岐にわたっています。不登校を例にとると、家庭や学校、友達などの複合的な要因から発生するなど、問題が複雑になっています。今後の相談体制に役立てるため、相談内容の分析を行い、内容に応じて関係機関と情報を共有し、家庭児童相談室の充実を図ります。	子ども支援課

<p>地域における見守り体制の確立 (広報・啓発活動の充実)</p>	<p>児童虐待防止に向け、広報紙などによる啓発を行うほか、11月には新三郷駅前において児童虐待防止の横断幕の設置、ららほっとみさと内での児童虐待防止に関する展示、また関連講座等においてチラシを配布しています。</p> <p>また、平成29年4月に株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂と「三郷市における高齢者、子ども等の見守り活動に関する協定書」を結び、児童虐待が疑われる場合の情報提供や児童相談所や警察等への通報等が盛り込まれています。</p>	<p>啓発活動の推進、研修会の開催に努めていきます。</p> <p>親子講座、児童館・児童センター、つどいの広場や子育て支援センター等にリーフレットやポスター等を配布し啓発活動を実施し、児童虐待防止に向けた取り組みを実施していきます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>地域における見守り体制の確保 (通報システムの確立)</p>	<p>日常生活の中で、頻繁な子どもの泣き声、保護者からの罵声などで虐待と思われるときに通報があります。児童の目の前で夫婦げんかをするのが児童の心理的虐待につながるため、最近では、市民から警察署への通報件数が大幅に増加しています。それに伴い警察署から児童相談所、市へ情報共有が密に行われています。また、最近の児童虐待の報道等により市民の関心は高まっています。</p> <p>市民や関係機関からの虐待等に係る通報内容を分かりやすく聴取するため記録票を常備し、通報に備えています。</p>	<p>児童相談所全国共通ダイヤル「189」、休日・夜間・児童虐待通報ダイヤル、埼玉県虐待通報ダイヤル、警察署、児童相談所、子ども支援課などの通報先は増加しています。今後も子ども家庭総合支援拠点の虐待通報へ対応する職員体制の整備を行っていきます。また、市民に身近である民生委員・児童委員等の会議の中で児童虐待の講習等を行っていきます。</p>	<p>子ども支援課</p>

第4章 施策の展開

<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童や保護者のいない児童などの保護や家庭支援を目的として、市・児童相談所・保健所・警察・教育委員会・医師や民生委員・児童委員など13機関から構成される協議会です³。</p>	<p>子ども家庭総合支援拠点を設置することとなったため、子育て支援ステーション等関係機関との連携の強化を図り、児童虐待防止に向けた取組みを実施していきます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>要援護児童の施設入所及び相談業務</p>	<p>虐待等により通報を受けた児童に対しては、現在の状況を確認することが非常に大事になっています。家族構成を確認し、関係機関との情報を提供・共有することにより、適切な支援や一時保護等を行っています。虐待等により保護者に監護させることが適当でない児童や保護者のいない児童などの保護や家庭支援を行います。</p>	<p>時間をかけての支援が必要なケースが増加傾向にあります。今後、要保護児童対策地域協議会の活用や関係機関との連携による相談支援体制の充実を図っていきます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>健康診査未受診状況調査（お元気ですか訪問）</p>	<p>乳幼児健康診査の未受診者に対し、保健師等や母子愛育班員が訪問し、受診勧奨や未受診理由・養育環境等の把握を行い必要な支援につなげています。</p>	<p>なるべく直接面会できるように努めていきます。会えなかったかたについては、保健師による再訪問、電話やハガキの郵送を実施していきます。必要に応じて、子ども支援課等の関係機関と連携を図っていきます。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>未就園児等全戸訪問事業</p>	<p>未就園で地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用していない児童、また学校が家庭への電話・文書・家庭訪問等による連絡を試みても連絡・接触ができない児童について訪問を行い、児童の安全確認を行います。</p>	<p>未就園児で健康診査未受診者、主に小中学校の不登校児童で連絡・接触ができない児童を関係各課と連携しながら、児童虐待防止に努めていきます。</p>	<p>子ども支援課</p>

³ 市は、調整機関として協議会の事務局を担っています。協議会は各機関の代表からなる代表者会議、ケースの情報交換や対応の方向性・終結を検討する各機関の実務者からなる実務者会議、そのケースに直接関係する機関で対応を検討する個別ケース検討会議に分かれています。

■施策の方向（2-2）いじめからの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
教育相談	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向（2-3）交通被害からの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
道路照明灯設置	夜間において交通事故の多発するおそれのある交差点、横断歩道等に照明灯を設置することにより、交通の安全を図ります。	中央地区・インターA地区・新三郷ららシティなどを含め、道路照明灯は整備されつつありますが、未整備交差点等は多数あり、今後も事業を継続し整備を図っていきます。	生活安全課
交通安全施設	交差点での注意喚起のための道路標示や歩道のない通学路でのグリーンベルト標示などを整備します。	区画線、道路標示等は常にニーズがあります。交通事故防止に有効であるため、今後も、状況に応じて、整備を図っていきます。	生活安全課
通学時の交通安全指導	交通指導員に委嘱して、各小学校の通学路で立哨指導を実施します。	通学路によって危険度が違い、学校によっては増員要望の強いところもあり、交通指導員の増員ニーズが高まっています。指導員の高齢化も課題となっているため、新規指導員募集の周知に努めていきます。	生活安全課

第4章 施策の展開

交通安全こども自転車乗り大会	安全な自転車利用方法の習得を目的として毎年開催されています。三郷・吉川・松伏の2市1町と交通安全協会・吉川警察署が主催し、原則として管内の全ての小学校が参加しています。	選手は各学校5名ずつですが、選手を選ぶ過程で多くの児童が参加しており、安全走行向上につながっています。しかし、市町により参加意欲に温度差があり、全校参加ができるか不透明なところもありますが、現行の水準を維持していきます。	生活安全課
交通安全教育	学校等の要望に応じて、常勤交通指導員により交通安全教室を実施しています。	特に小学生の低学年からのニーズが高まっており、4～6月に開催依頼が集中しています。開催時期の平準化を目指すとともに今後も現行の内容を維持し、要望に応じて随時実施します。	生活安全課

■施策の方向（2-4）犯罪被害からの保護

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
防犯のまちづくりの推進	自分たちのまちは、自分たちで守るという自主防犯意識の醸成を図るとともに、市民の安全・安心感の向上のために諸施策を推進します。	町会等の自主防犯活動団体の数の増加はなくなっており、活動者の高齢化も進んでいるので、各団体の活性化を促進する必要があります。今後は、防犯のまちづくりをさらに進めるため、①防犯ステーションによるパトロールの強化、②自主防犯活動支援策の充実、③防犯活動団体連絡会等を検討し、安全・安心なまちづくりに努めます。	生活安全課

子ども110番の家	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、地域の事業者や住民の方の協力のもと「110番の家」の事業を実施します。常に子どもを不審者等から守れる環境作りを行います。	平成30年度末現在、994か所の事業者や住民に協力をお願いしています。今後も協力者を増やし、子ども達に安全な環境作りに努めます。	青少年課
子ども見守り活動	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、見守り活動の輪を広げていきます。	学校と地域が連携して引き続き実施していくことで、子ども達が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。	青少年課

施策の方向（3）	子どもの生活環境の整備
-----------------	--------------------

地域において、子ども及び子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるためには、その行動範囲の安全を確保することが必要です。子どもの生活環境の整備に向けて、子どもや子育て世帯が安心して外出できるまちづくりの推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（3-1）安全なまちづくりの推進

【取り組みを支える事業一覧】

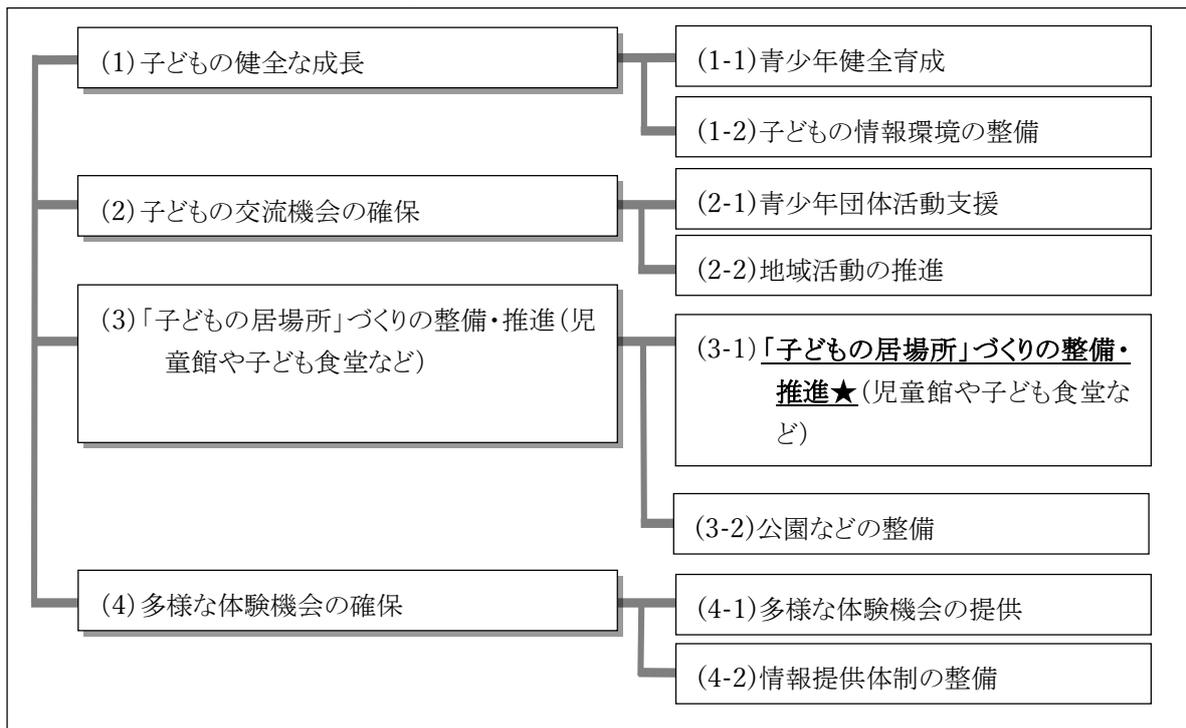
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
水路改修事業	既設水路の蓋架けを実施し、歩行空間を確保することにより歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業	路肩あるいは水路敷きを利用し、歩道を設置します。また、通学路を中心にガードレール等を設置し、歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課

基本目標 2 子どもの社会的成長の促進

【現状と課題】

- 青少年健全育成として、ジュニアリーダーの各種事業を展開しています。
- 子どもの社会的成長の促進に向けて、子どもの健全な成長、子どもの交流機会の確保、「子どもの居場所」づくりの整備・推進、多様な体験機会の確保という4つの施策を進めています。
- インターネット等で有害情報が氾濫する中、携帯電話などを介して子どもが犯罪に巻き込まれるケースも増えています。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備が求められています。

【施策の体系】



施策の方向（1）	子どもの健全な成長
-----------------	------------------

子どもは次代の親となるとの認識の下で、彼らを取り巻く社会環境の中、すこやかに成長し、それぞれの可能性を最大限に発揮できる環境づくりが望まれます。青少年が心身ともに健康で、他者を思いやる心を持ち、挑戦と試行錯誤の過程を経つつ、自己を確立し、自立した個人として成長し、地域とともに生きていくことができるよう、青少年健全育成、子どもの情報環境の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向（1-1）青少年健全育成

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年問題協議会	青少年の健全育成を図ることを目的に青少年問題協議会を開催します。	年2回開催しており、今後も同様に継続していきます。	青少年課
青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業（7月）	7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、期間中、青少年の非行防止と保護の徹底を図るために啓発活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。引き続き啓発活動を実施し、地域社会が一体となって青少年の非行防止を図ることに努めます。	青少年課
子供・若者育成支援強調月間啓発事業（11月）	11月を「子供・若者育成支援強調月間」と定め、期間中、市民の青少年健全育成に対する理解を深めることを目的に諸活動を実施します。	市民への周知を図るために、新しい啓発方法を取り入れていくことが必要となっています。引き続き啓発活動を実施し、市民の青少年健全育成に対する理解と活動の定着を図ることに努めます。	青少年課
親の学習推進事業	家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成市民会議と共に「親の学習」を推進し、乳幼児親子及び小中学生の保護者やこれから親になる中高生を対象としたプログラムを実施します。	より効果的な学習を実施するため、内容の充実とファシリテーター（学習支援者）のさらなる育成を進めます。小学校就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

■施策の方向（1-2）子どもの情報環境の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
情報モラル教育の推進	ネットを巡る現状を正しく理解し、インターネット、携帯電話の利用に伴うネットいじめ、ネットトラブル等を未然に防ぐために、携帯電話会社が推進する携帯電話安全教室を各校で実施します。	携帯電話利用の低年齢化に対応した指導が必要です。校内研修会及び児童・生徒集会、保護者向けの講演会等を各校年間1回以上実施します。県ネットアドバイザーの「子ども安心見守り講座」など急速に変化するネットを巡るトラブルに対応した内容で推進していきます。また、8中学校が共同で作成した「三郷市ケータイ・スマホルール」の遵守を推進していきます。	指導課 青少年課

施策の方向（2）	子どもの交流機会の確保
-----------------	--------------------

子どもが社会の一員としての自覚と責任感を持ち、自立に向けての一步を踏み出すことができるよう、社会性を身につけられる場の提供に向けて、青少年団体活動支援、地域活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（2-1）青少年団体活動支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年教育事業	ジュニアリーダー養成キャンプから始まるリーダー養成事業です。ジュニアリーダー養成キャンプ・ジュニアリーダーセミナー・高校生オリジナルプランナー・カミングリーダー養成プロジェクトを実施します。	参加者が段階的に向上できるよう年齢別の事業プログラムになっていることから、継続して各事業に参加しているケースが多いのが特徴です。今後も継続実施し、より多くのリーダー養成を図ります。	青少年課
子ども会育成者研修会	子ども会に組織されている子ども会育成会の成人を対象に子ども会育成者の資質向上を図ります。	入会児童が減り、子ども会の数も減少していますが、子ども会のない町会や自治会にも研修会への参加を働きかけ、地域の青少年育成の推進を図ります。	青少年課

■施策の方向（2-2）地域活動の推進

【取り組みを支える事業一覧】

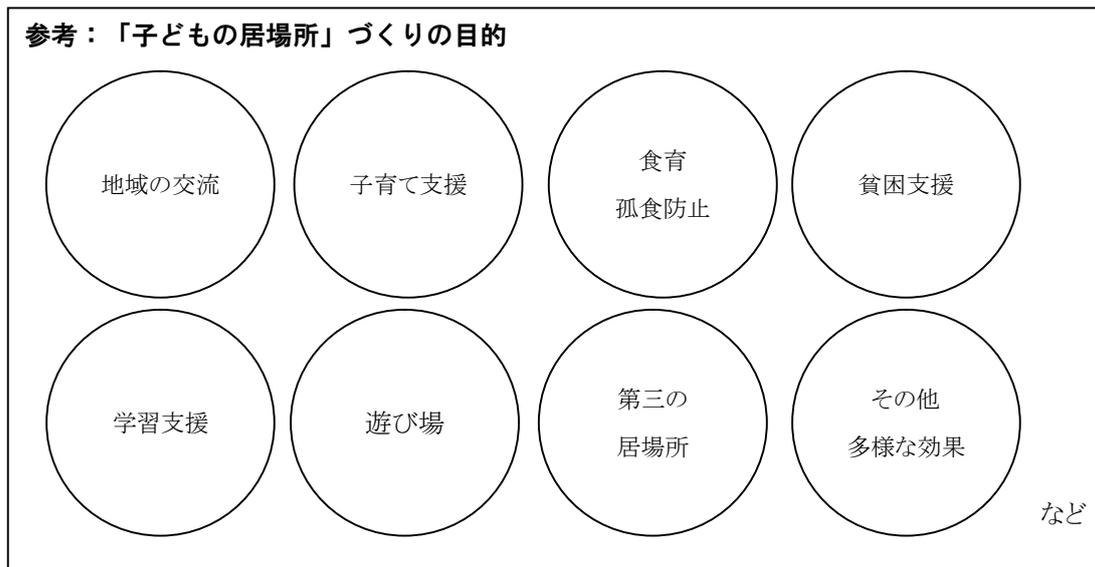
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
青少年関係団体補助事業等	地域の青少年健全育成活動を支援しています。	支援を継続します。	青少年課

施策の方向（3）	「子どもの居場所」⁴づくりの整備・推進 （児童館や子ども食堂など）
-----------------	---

家でも学校でもない第三の居場所として、子どもが一人で安心して行くことができる「子どもの居場所」づくりの必要性が高まっています。

公営（公助）の取り組みとしては、放課後児童クラブや児童館など、民営（共助）の取り組みとしては、NPO法人等による子ども食堂や無料学習支援教室、プレイパークなどがありますが、その実施主体、内容、利用対象、目的、また、課題は多様なものとなっています。子どもの最善の利益を保障するためには、「公助」と「共助」の取り組みを両輪として、多様性・地域の主体性を損なうことのないように留意しつつ、連携を強めていく必要があります。「子どもの居場所」づくりの整備・推進に向けて、公園などの整備、遊びや学びの場の整備を継続しつつ、「子どもの居場所」づくりを推進していきます。

本計画期間では、「子どもの居場所」づくりの整備・推進を重点的取り組みとします。



⁴ 「子どもの居場所」とは、無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場を総称しています。

■施策の方向（3-1）「子どもの居場所」づくりの整備・推進 （児童館や子ども食堂など）★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラブ運営の充実	保護者の就労等により昼間家庭が留守になっている小学校に就学している児童に対し、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援します。	全小学校に児童クラブを設置して児童の保育を行うとともに、民間児童クラブに対しての補助を行い、児童クラブの保育需要に対応しております。 今後も共働き世帯の入室希望が増えることが想定されますが、子ども・子育て支援事業計画における必要量を確保するため、特に課題である職員不足について様々な方法により職員確保できるよう進めていきます。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業	地域社会において心豊かで健やかに育む環境づくりを推進するために、小学校の放課後及び休業日に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設けます。	市内小学校への設置を検討し、放課後児童クラブの子どもも参加しやすい学習・体験プログラムを、地域住民の協力を得て充実させていきます。	生涯学習課
児童館（育児情報の提供・交流）	児童厚生員による、あらゆる機会をとらえた子育てサポート、育児に関する情報提供等を行います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
就学支援委員会	すこやか課・障がい福祉課・子ども支援課・小中学校等、関係機関との連携を図りながら、就学支援対象者の早期把握、保護者への対応、学校選択時の情報提供と支援を行います。	障がいのある子どもの特性や障がいの程度を的確に把握し、最もふさわしい教育の場を保障できるよう15名の委員が指導助言しています。現在の体制を維持しながら、校内就学相談委員会との連携、関係諸機関との連携を強化していきます。	指導課

障がい児への支援 (障害福祉サービス給付事業)	放課後等デイサービス ⁵ や短期入所等の障害福祉サービスの情報提供や利用の支援、障害福祉サービス費の給付を行います。	放課後等デイサービスを行う事業所が市内に複数開設されたことにより、利用者数が増加しております。引き続き適切な給付を推進していきます。	障がい福祉課
赤ちゃんひろば (北公民館・北児童館共催事業)	乳幼児(3か月~1歳6か月)を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施をしていきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館
図書館における 日本一の読書の まち三郷の推進	図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。	図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書のまち推進課
親子対象事業	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び(ひろば)などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

⁵学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

第4章 施策の展開

<p>親子対象事業</p>	<p>親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。</p> <p>東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。</p> <p>鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。</p>	<p>乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえようとする事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ</p>
<p>親子対象事業</p>	<p>乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいこえほんタイムなどの催事を行います。</p>	<p>さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえよう、内容を充実していきます。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>
<p>親子対象事業</p>	<p>保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。</p>	<p>参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>
<p>幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）</p>	<p>乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・季節行事などの催事を実施します。</p>	<p>小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫していきます。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。</p>	<p>北児童館 南児童センター 早稲田児童センター</p>

<p>幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）</p>	<p>ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を開催します。 鷹野では英会話教室を実施しています。 ピアラシティでは、キッズの英語体験・キッズのジャズダンス体験を開催しています。</p>	<p>ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体操教室として定着しており、継続事業として開催してまいります。 英会話教室も継続的に開催してまいります。 キッズの英語体験・ジャズダンス体験は、定期的事業として定着しており、今後も継続の予定です。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター</p>
<p>幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）</p>	<p>子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。</p>	<p>多くの子どもたちに本に親しんでもらえるよう、幅広いテーマの設定等、事業の質の向上を目指します。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>
<p>児童対象事業（小学生） ブックトーク</p>	<p>市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。</p>	<p>魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>
<p>児童対象事業（小学生）</p>	<p>料理教室・工作教室・スポーツ教室・文化教室・季節事業・バス遠足などの催事を実施します。</p>	<p>季節に合わせた事業や年間を通しての事業も開催してまいります。内容によっては事業参加費が発生するものもあります。今後も小学生が楽しんで体験できるような事業を実施してまいります。</p>	<p>北児童館 南児童センター 早稲田児童センター</p>

第4章 施策の展開

<p>児童対象事業 (小学生)</p>	<p>料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。</p>	<p>職員講師による事業開催を行っています。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター</p>
<p>その他一般事業</p>	<p>「おまつり(フェスティバル)」や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ病院などの催事を実施します。</p>	<p>内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。</p>	<p>北児童館 南児童センター 早稲田児童センター</p>
<p>その他一般事業</p>	<p>子ども映画会・子どもまつり・ゲーム大会などの催事を実施します。ピアラシティでは年に1回フェスタを開催しています。</p>	<p>子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に開催していきます。 ピアラシティのフェスタは親子で楽しめるイベントを展開しています。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター ピアラシティ交流センター</p>
<p>その他一般事業</p>	<p>星空観望会などの催事を実施します。</p>	<p>①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなっているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。</p>	<p>北部図書館</p>
<p>子どもの学習支援事業</p>	<p>生活保護世帯と生活困窮者世帯の中学生、高校生に対して、学び直しの機会を提供する支援を行い、中学生の高校進学と高校生の中退防止による高校卒業を目指すための支援を行います。</p>	<p>今後については、制度の周知を広報などで引き続き行うとともに、学習教室への参加者の増加をより図っていくため、関係課との連携を強化していきます。</p>	<p>ふくし総合支援課</p>

おもしろ遊学館事業	教育課程にとらわれない学習講座を行います。市内小学生を対象とした、理科実験教室・ドリム教室（読み聞かせ）・算数教室・英会話教室、市内中学生を対象とした、自習教室・入試講座を土曜日や日曜日等に行います。	市内小・中学校の全児童・生徒に募集要項を配付するとともに、ホームページにも掲載し、情報を発信します。	指導課
「子どもの居場所」づくりセミナー	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、セミナーを開催します。	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、講演会や交流会等を柱として実施する。 また、市単独主催に限らず、県政出前講座や他団体との共催も視野に入れ、実施を検討する。	子ども政策室
「子どもの居場所」づくりの情報発信	「子どもの居場所」づくりの機運を醸成するため、市が旗振り役となり、「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報をホームページ、メール配信サービス、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページなどに分けて、ホームページに掲載します。 また、必要に応じて、メール配信サービス、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	庁内各課と関係機関が連携して対応することができるよう、相談体制を整備します。	三郷市社会福祉協議会や庁内各課また県等と連携し、「こどもの居場所づくりアドバイザー制度」の活用など、相談者に幅広い情報提供を行います。 また、三郷市社会福祉協議会（三郷市ボランティアセンター）と連携し、「子どもの居場所」に関するボランティア活動情報を提供します。	子ども政策室

■施策の方向（3-2）公園などの整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
身近な公園、広場の整備	公園、広場の整備を進めます。	三郷市の市民1人あたりの都市公園面積は埼玉県平均に比べて少ない状況です。自主財源による公園、広場用地の確保が困難な状況であるため、借地方式による整備を推進していきます。	みどり公園課
公園施設の維持管理	公園施設の維持管理を行います。	公園の遊具は日常のパトロールや定期点検をもとに、修繕を実施しています。今後も、遊具の安全性を十分考慮し維持管理に努めます。また、樹木は剪定及び病害虫駆除などを行い維持管理に努めます。	みどり公園課
公園施設のバリアフリー化	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

施策の方向（4）

多様な体験機会の確保

子どもの豊かな感性・創造性を育み、心と体の健康を醸成し、社会性や自立性を育むために、多様な体験機会の提供が求められます。芸術や文化、スポーツ、自然体験など子どもの発達段階に応じた多様な体験機会の提供、情報提供体制の整備に取り組んでいきます。

■施策の方向（4-1）多様な体験機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生） （再掲）	乳幼児から小学生が楽しめるよう、おはなし会・工作・遊び・季節行事などの催事を実施します。	小学生だけでなく、乳幼児も楽しめるよう事業を工夫していきます。ボランティアなどの協力により実施しているものもあります。今後も継続して開催していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
	ぬりえ大会・クイズ大会 Kids 体操クラブなどの催事を開催します。 鷹野では英会話教室を実施しています。 ピアラシティでは、キッズの英語体験・キッズのジャズダンス体験を開催しています。	ぬりえ・クイズ・似顔絵は通年事業として開催します。 Kids 体操クラブは幼児期の体操教室として定着しており、継続事業として開催していきます。 英会話教室も継続的に開催していきます。 キッズの英語体験・ジャズダンス体験は、定期的事業として定着しており、今後も継続の予定です。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター
	子どもの本に対する興味を引き出すために、おはなし会、かがくあそび、クリスマス会などの催事を実施します。	多くの子どもたちに本に親んでもらえるよう、幅広いテーマの設定等、事業の質の向上を目指します。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館

第4章 施策の展開

<p>図書館における日本一の読書のまち三郷の推進（再掲）</p>	<p>図書館と学校教育機関等が連携して学校等への支援活動を推進するとともに、本・雑誌をはじめとする図書館資料や読書環境の充実など図書館機能の整備を進めます。</p>	<p>図書館機能の整備、図書館と学校教育機関等の連携を推進し、さらに青少年に向けたサービスの充実に努めます。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館 日本一の読書のまち推進課</p>
<p>日本一の読書のまち三郷推進計画の改定</p>	<p>乳幼児からすべての市民の読書活動を推進する現推進計画を改定します。</p>	<p>現在進行中の日本一の読書のまち三郷推進計画を社会情勢の変化等、必要に応じて見直し、更なる読書活動の推進を目指します。</p>	<p>日本一の読書のまち推進課</p>
<p>児童対象事業（小学生）（再掲）</p>	<p>料理教室・工作教室・スポーツ・レクリエーション・ゲーム・季節事業・バス遠足などの催事を実施します。</p>	<p>季節に合わせた事業や年間を通しての事業も開催しています。内容によっては事業参加費が発生するものもあります。今後も小学生が楽しんで体験できるような事業を実施していきます。</p>	<p>北児童館 南児童センター 早稲田児童センター</p>
<p></p>	<p>料理教室や工作教室、外国語教室等の各種教室などの催事を実施します。ピアラシティでは、小学生対象のキッズのお菓子・パン教室を開催しています。</p>	<p>職員講師による事業開催を行っています。今後も、工作や料理など小学生に楽しんでもらえるような事業展開を図っていきます。小学生向けのメニュー開発に努めています。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター</p>
<p>ふれあい交流事業</p>	<p>青少年団体主催の自然体験活動事業を実施します。</p>	<p>青少年団体に委託。団体の特色を出しながら事業を行っています。引き続き実施し、より多くの青少年の参加と、それぞれの団体の資質向上を図ります。</p>	<p>青少年課</p>

親子対象事業 (再掲)	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び(ひろば)などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。 東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。 鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。	乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえようとする事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ
	乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいこえほんタイムなどの催事を行います。	さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえよう、内容を充実していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
その他一般事業 (再掲)	「おまつり(フェスティバル)」や・映画・人形劇などの鑑賞事業・季節事業・工作・おもちゃ病院などの催事を実施します。	内容の充実を図り、今後もボランティアや地域住民などの協力を得ながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

第4章 施策の展開

	子ども映画会・子どもまつり・ゲーム大会などの催事を実施します。	子どもまつりは、ファミリーで参加してもらうことを目的に開催しています。	東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター
	星空観望会などの催事を実施します。	①天候に左右されるため、実際に星を観測できる回は少ない、 ②近隣に建物が増え、外灯の光の影響で星が見えづらくなってきているなどの課題がありますが、継続して実施していきます。	北部図書館
子どもフォーラム	子どもたちが日頃から考えていることを、広く保護者、PTA、一般市民などに訴えることで、教育に対する関心を高め、青少年の健全育成を図ります。	年1回実施しています。両課で連携し、内容の充実を図り、積極的な広報活動を実施します。	青少年課 指導課
中学生社会体験チャレンジ事業	職業体験によって、大人との接し方や働くことの意義を学ぶために、中学1・2年生が市内の事業所に行って、働く体験をします。	協力事業所の開拓に努め、継続して実施します。	指導課
巡回軽スポーツ事業	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ等の紹介を目的として、市内6地区の各小学校にて実施しています。	実施種目により年度別参加人数の増減が見られますが、実施を継続していきます。	スポーツ振興課
障がい者スポーツ・レクリエーション交流会	障がい者のスポーツ・レクリエーションを通じた交流の機会づくりを実施しています。	障がい者が参加しやすいように障がいの種別、程度に応じた参加種目の検討を行い、今後とも、特別支援学校等と連携して推進していきます。	スポーツ振興課
総合体育館事業	体育館への自主事業として、各種スポーツ41事業を実施しています。	事業の拡大及び内容の充実に向けて努めていきます。	スポーツ振興課
補助金交付団体の主催事業（スポーツ少年団等）	自主的活動を行うスポーツ団体に対して財政支援を行います。	今後も継続して実施します。	スポーツ振興課

■施策の方向（4-2）情報提供体制の整備

【取り組みを支える事業一覧】

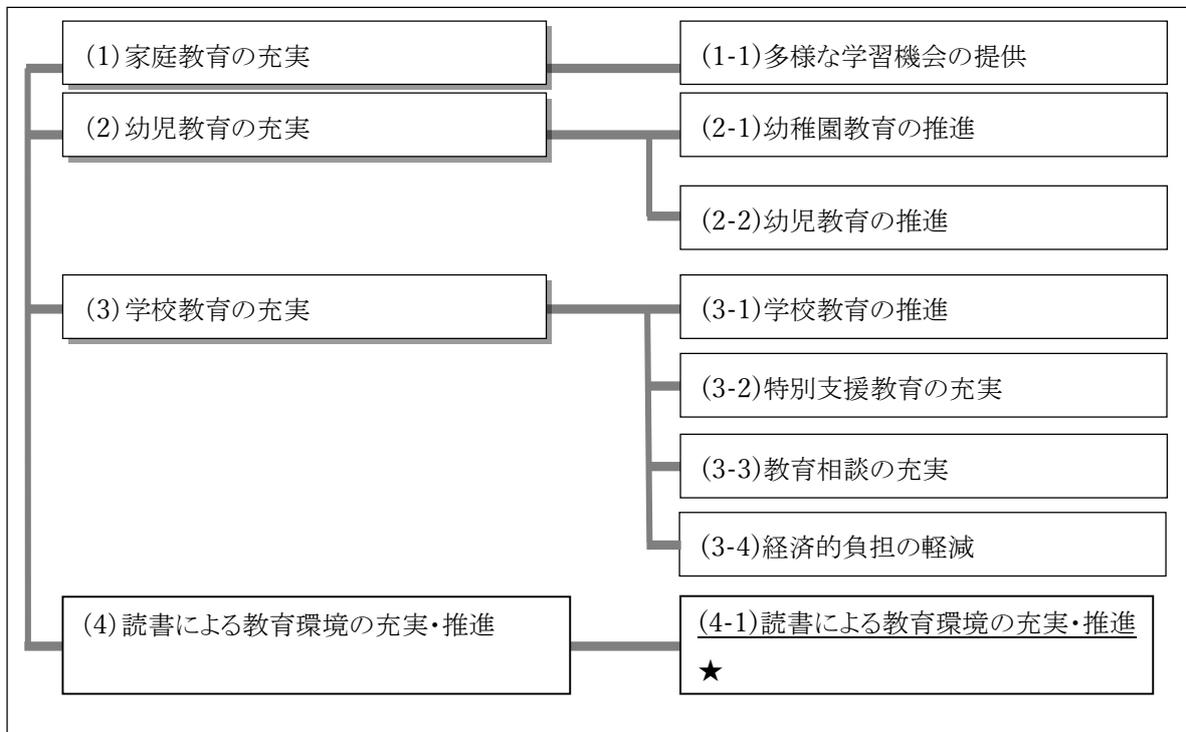
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
児童館だより	毎月（年12回）発行し、近隣小学校・児童クラブ・保育所等に配布するとともに、児童館・センター内等に設置しています。また、各施設がホームページに月別予定表や事業案内等を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
たからじまだより	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、休館日、行事予定のPRとなっています。利用者と資料を結びつけるための事業として有効で、引き続き実施していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
「子どもの居場所」づくりの情報発信（再掲）	「子どもの居場所」づくりの機運を醸成するため、市が旗振り役となり、「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報をホームページ、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページに分けて、ホームページに掲載します。また、必要に応じて、ポケットみさと、フェイスブック、ツイッターを活用し、情報発信を行います。	子ども政策室

基本目標3 子どもの教育環境の充実

【現状と課題】

- 教育行政においては、三郷市教育施策大綱に基づき、三郷の教育「四つの礎」として「授業改善」、「日本一の読書のまち三郷の推進」、「家庭教育の充実」、「夢への挑戦」を柱とした教育のより一層の充実を図り、子どもや若者が健やかに学び、一人ひとりの学力を確実に伸ばすとともに、夢を持ち、社会の一員として自立した人間を育てています。
- 少子化・核家族化の進行、都市化が進み、地域のつながりが希薄になるなか、家庭や地域の教育力、学校・家庭・地域の連携が求められています。
- 子どもの教育に関しては、教育機会の均等や信頼される学校教育の確立、家庭教育支援、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭・地域の連携協力といった課題があげられます。

【施策の体系】



施策の方向（1）

家庭教育の充実

子どもが、基本的な生活習慣や倫理観・自制心・自立心等の人格の基礎を培ううえで、もっとも基本となるのが家庭における教育です。企業を含む地域社会全体で家庭教育を支援していくための環境整備が求められています。家庭教育の充実に向けて、多様な学習機会の提供に取り組んでいきます。

■施策の方向（1-1）多様な学習機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業 （再掲）	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
親子環境教室	家庭における教育の一助となるよう、環境関連の施設を親子で見学し、環境についての理解を深めるとともに、親子で環境について考えていただきます。	年1回、小学生とその保護者約15組を対象として実施しています。身近な自然環境の保全から、地球規模の環境問題まで、幅広く関心を持ち、理解を深めていただけるように今後も継続していきます。	クリーンライフ課
親の学習推進事業 （再掲）	家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成市民会議が主催する「親の学習」を支援し、就学前児童及び小中学生の保護者やこれから親になる中高生を対象としたプログラムを実施します。	需要が多く、今後も開催数の増加が見込まれることから、ファシリテーター（学習支援者）のさらなる充実が求められています。小学校就学前児童の保護者や将来親となる中高生を対象とした講座を重点的に進めます。	青少年課 生涯学習課

施策の方向（2）	幼児教育の充実
-----------------	----------------

子どもが小学校に入学するまでの時期は、自我が芽生える段階にあたり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期にあたっています。そこで、幼児教育向上に向けた取組みや、子どもの発達や学習の連続性を確保するための幼児教育と小学校教育の相互の連携を図ることが求められます。幼児教育の充実に向けて、幼稚園教育、幼児教育の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（2-1）幼稚園教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
私立幼稚園への補助金交付事業	私立幼稚園運営費補助金（市内9園）・三郷市私立幼稚園協会補助金を交付します。	幼稚園教育の振興及び運営の向上を図るため今後も適切な対応を推進していきます。	教育総務課

■施策の方向（2-2）幼児教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課

<p>幼児教室運営管理・補助事業（幼児教室風の子園）</p>	<p>幼児教室の施設を管理し、運営委員会へ補助金を交付します。</p>	<p>幼児教育の質の向上や社会環境の変化を考慮し、認定こども園等への移行や運営に対する支援のあり方等を検討していきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
--------------------------------	-------------------------------------	--	--------------

施策の方向（3）	学校教育の充実
-----------------	----------------

今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えることが予想されています。学校教育においては、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要になっています。学校教育の推進、特別支援教育の充実、教育相談の充実等を図るとともに、経済的負担の軽減にも引き続き取り組み、学校教育の充実を図っていきます。

■施策の方向（3-1）学校教育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
特色ある学校づくり事業	子どもたちの個性を生かす教育を行うとともに、地域に信頼される学校づくりをめざし、各学校の裁量により、地域・学校の実態等に応じて、学校づくりを推進し、それぞれの特色を高めていきます。	市内の小・中学校が地域や学校の実態に応じてテーマを設け、それに基づいて特色ある学校づくりを進めてきています。学校応援団などをはじめ、地域との連携を図りながら、現状を維持し、特色ある学校づくりと、学校公開を初めとした広報活動を積極的に行います。	指導課
学力向上推進事業	児童生徒の学力の向上を図るため、教員の研修を充実させ、指導力の向上を図り、授業改善を図るとともに、授業外での取り組みを充実させます。 そのために、第2期学力向上5ヶ年計画を策定し、平成29～33年度で、事業を具体化します。	小・中学校ともに、児童生徒の基礎的・基本的な学力は着実に向上しています。教員の指導力の向上を図り、児童生徒の思考力・活用力などの育成を目指します。また、家庭・地域の協力を得ながら家庭学習の習慣化を強化していきます。	指導課

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
幼小・保小・小中・中高連絡会	学校間の連携を深め、小1プロブレム ⁶ 、中1ギャップ ⁷ 、高校中退などの諸問題を未然に防ぐことをめざします。	子どもに関する情報の共有。子どもたちの育ちを支えるための資料が保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校へと伝達されるようにします。	指導課
体力向上研究推進事業	市が小中学校に、体力向上のために委嘱する事業です。研究成果は各学校の授業に生かされます。	市内で毎年研究委嘱をし、研究発表会を行っています。現状を維持し、発表会への参加者数を増やす工夫をしていきます。	指導課
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携 (再掲)	地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。	保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。	すこやか課
環境教育出前講座	総合学習の機会を活用し様々な環境問題について学べる体験型環境学習の出前講座を実施します。	学校と連携を図りながら、環境保全活動、地球温暖化対策への取組みを推進するため、持続可能な社会づくりの担い手である子どもたちに、環境教育を今後も継続していきます。	クリーンライフ課

⁶小学校第1学年の児童が学校生活に適應できないために起こす問題行動です。また、こうした不適應状態が継続し、クラス全体の授業が成立しない状況に陥っていることをさす場合もあります。

⁷中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適應できず、不登校やいじめが増加する現象です。ギャップ（大きなすれ）には二つあり、一つは、小学校では少なかった問題行動が、中学校に入ると急増するという、現象としてのギャップ、もう一つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップです。

■施策の方向（3-2）特別支援教育の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
就学支援委員会 (再掲)	すこやか課・障がい福祉課・子ども支援課・小中学校等、関係機関との連携を図りながら、就学支援対象者の早期把握、保護者への対応、学校選択時の情報提供と支援を行います	障がいのある子どもの特性や障がいの程度を的確に把握し、最もふさわしい教育の場を保障できるよう15名の委員が指導助言しています。現在の体制を維持しながら、校内就学相談委員会との連携、関係諸機関との連携を強化していきます。	指導課

■施策の方向（3-3）教育相談の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
教育相談 (再掲)	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課

■施策の方向（3-4）経済的負担の軽減

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
交通遺児奨学金 支給事業	交通事故によって遺児となった児童・生徒 ⁸ に対し、経済的援助を与え、健全な育成を図ります。	交通遺児となった児童・生徒へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めているので、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課
特別支援教育就 学奨励費補助金 事業	児童・生徒が特別支援学級へ就学する際に、保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて市が補助することを通じて、特別支援教育の普及・奨励と教育を受ける機会の均等及び義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課
要保護・準要保護 児童生徒就学援 助費支給事業（学 用品費等）	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費等・修学旅行費・新入学用品費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育を受ける機会の均等及び義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今度も継続します。	学務課
準要保護児童生 徒就学援助（学校 給食費）	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校給食費を援助することを通じて、学齢児童・生徒が教育（食育）を受ける機会の均等及び学校給食を含んだ義務教育の円滑な実施を図ります。	保護者へ経済的支援を行うことで、児童・生徒が円滑な学校生活を送ることができるように努めていることから、適切な対応を推進しながら、今後も継続します。	学務課

⁸ ここでは、学校教育法上の分類に基づき、児童は小学生、生徒は中学生のことを指しています。

施策の方向性（４）	読書による教育環境の充実・推進
------------------	------------------------

家庭でも学校でも、子どもたちが読書をとおして、みずみずしい感性や旺盛な好奇心を育み、より深く豊かに生きるための力を身につけることができるよう、教育環境を充実・推進していきます。

本計画期間では、読書による教育環境の充実・推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向（４－１）読書による教育環境の充実・推進 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
親子対象事業 （再掲）	保護者向けに児童の読書の重要性などを学ぶ講座を開催します。	参加者が多く保護者と子供とのコミュニケーションを深める効果も期待できる事業のため、継続していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
ブックスタート 事業	4か月児健康診査の際、親子に絵本をプレゼントし、読み聞かせや言葉かけの大切さを伝えます。	赤ちゃんと保護者が絵本をとおして楽しい時間を分かち合うきっかけをつくるため、継続して実施していきます。	日本一の読書の まち推進課 健康推進課
らんどせるブック よもよも事業	新1年生へ本と、希望の方に図書館利用券をプレゼントします。図書のリストから自分の希望するものを選んでもらい、小学校を通じて児童に手渡します。	乳幼児期に育まれた読書への興味関心やみずみずしい感性、好奇心を、小学校入学後も引き続き豊かに育むため実施していきます。	日本一の読書の まち推進課 指導課

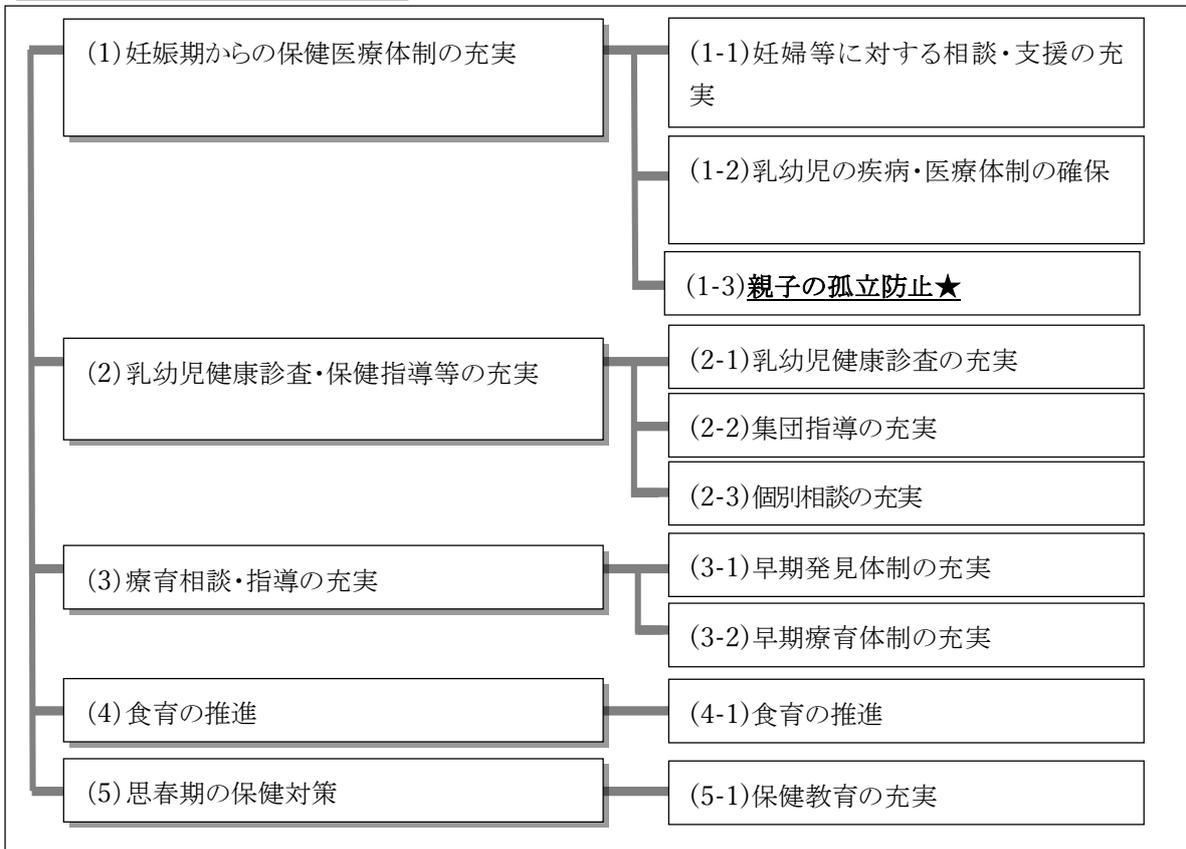
<p>学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進</p>	<p>学校において、子どもの主体的・意欲的な読書活動を促進するために、学校図書館図書標準達成・読書指導の充実・朝読書の全校実施・家庭読書の日の普及・家読ゆうびんの実施・読書フェスティバルの実施を推進します。</p>	<p>学校図書館図書標準をすべての学校が達成できるよう努めています。</p> <p>全27校に配置した学校司書を中心に、学校図書館主任、及び読書活動支援員が連携し、読書指導等の充実に努めます。</p> <p>家読ゆうびんは、学校だけでなく市民総ぐるみで全国展開を目指します。読書フェスティバルは、全国の読書が盛んなまちとの交流が図れる場となるよう努めていきます。</p>	<p>指導課 学務課 日本一の読書のまち推進課</p>
<p>児童対象事業（小学生） ブックトーク （再掲）</p>	<p>市内全小学校3年生に1つのテーマを軸に本の紹介を行い、貸出をします。</p>	<p>魅力のある図書館の本を様々な切り口で紹介することで興味を持たせて読書意欲を高めています。読書の幅が広がり始める3年生に対する事業として定着し、学校との連携もとれていることから、今後も継続します。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>

基本目標4 安心して出産できる支援体制 づくりと親子に対する健康施策の充実

【現状と課題】

- 母子保健を取り巻く状況で、少子化の進行、晩婚化・晩産化と未婚率の上昇、核家族化が進行しています。
- 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実に向けて、妊娠期からの保健医療体制の充実、乳幼児健康診査・保健指導等の充実、療育相談・指導の充実、食育の推進、思春期の保健対策という5つの施策を進めています。
- 転入等で地域の情報が少なく、妊娠・出産・育児の不安を抱えている保護者や、今回の子ども・子育てニーズ調査結果においても、「子育て・発達に関すること」で「気軽に相談できる人がいない、場所がない」というかたが5.7%います。
- 親子の孤立化、母子保健領域における健康格差が課題としてあげられます。

【施策の体系】



施策の方向（1）

妊娠期からの保健医療体制の充実

子育て家庭にとって大切なことは親と子の健康です。妊婦に対しては出産への不安を軽減するための相談体制を整え、また、安心して出産ができるよう支援していく必要があります。乳幼児に対する疾病予防・救急医療体制を確保し、健康な生活を保障することも重要な課題です。妊娠期からの保健医療体制の充実に向けて、妊婦等に対する相談・支援の充実、乳幼児の健康・医療体制の確保に取り組んでいきます。

本計画期間では、親子の孤立防止を重点的取り組みとします。

■施策の方向（1-1）妊婦等に対する相談・支援の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
妊婦健康診査事業	妊娠届出時に子育て支援ステーションほほえみ等で母子健康手帳とともに妊婦健康診査助成券を交付しています。必要な時期にきちんと妊婦健康診査を受けていただき、安心して妊娠期を過ごし、安全に出産ができるように支援しています。	妊婦の健康管理のため、妊婦健康診査14回分の費用助成を実施しています。また、妊婦健康診査として、子宮頸がん検診等の妊娠期に必要な検査についても費用助成をしています。妊娠が判明したらすみやかに妊娠届出をされるようホームページ等で周知していきます。	子ども支援課

<p>利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業)</p>	<p>妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業(母子保健型・基本型・特定型)を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。</p>	<p>子育て支援ステーションほほえみ(子育て世代包括支援センター)において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員(保育士)や保育コンシェルジュ(保育士)が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>助産施設入所相談</p>	<p>妊婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合に、入所して助産を受ける制度です。</p>	<p>助産に対する相談も多くなっています。また、外国人の相談者の増加に伴い、言葉や宗教の違いによる対応に配慮していきます。やむを得ない事情の場合に妊産婦が安心して入院助産ができるよう、相談業務の充実を図ります。</p>	<p>子ども支援課</p>

■施策の方向（1-2）乳幼児の疾病・医療体制の確保

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の予防接種	市内指定医療機関において個別接種を実施しています。出生者及び転入者へは予診票を配布し、接種の仕方やスケジュールの周知を行っており、麻しん風しんや日本脳炎ワクチンについては、未接種のかたへ勧奨を行っております。 平成28年10月から、接種誤り等を未然に防ぐことを目的に、予防接種自動スケジューラーを導入しています。	①乳幼児健康診査時に接種状況確認や未接種者へ接種勧奨 ②広報やホームページでの周知 ③未接種者への個別勧奨通知（麻しん風しん混合ワクチン2期、日本脳炎2期） ④教育委員会をとおして市内小中学校の児童・生徒への接種勧奨チラシの配付、などを行い接種者数の増加を目指しています。引き続き、早期接種の周知、未接種者への勧奨を行います。また、予防接種の種類が増加しているため、接種誤り等がないよう予防接種自動スケジューラーの周知を徹底していきます。	健康推進課
小児救急医療対策	休日及び夜間における救急医療体制として、東部南地区第二次救急 ⁹ （6市1町 ¹⁰ ）の病院群輪番制による小児救急医療支援事業と、三郷市内での在宅輪番制 ¹¹ による小児時間外（初期救急）診療を行っております。	現在、第二次救急は6市1町の病院群輪番制の体制がとられており、小児時間外は市内当番医療機関で診療が可能になっています。引き続き、現体制の維持を目指します。	健康推進課

⁹救急医療体制は、症状に応じて初期から第三次まで区分されており、初期救急は、入院を必要としない軽症患者を、第二次救急は、入院や手術を必要とする重症患者を、第三次救急は、生命の危機が切迫している重篤患者を対象とするものです。

¹⁰ 三郷市・草加市・越谷市・八潮市・吉川市・春日部市・松伏町を指します。7自治体は、『埼玉県地域保健医療計画』により定められた二次保健医療圏のうちの、東部保健医療圏に属しています。

¹¹ 三郷市医師会の協力を得て診療しています。

■施策の方向（1-3）親子の孤立防止★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業） （再掲）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課

<p>乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業</p>	<p>生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。</p>	<p>全数訪問、面接実施率 100%を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票¹²（EPDS）等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>相談訪問事業</p>	<p>医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。</p>	<p>保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っています。</p>	<p>健康推進課</p>

¹² エジンバラ産後うつ病質問紙票(Edinburgh Postnatal Depression Scale: EPDS)は、産後うつ病のスクリーニングを目的として、1987年にコックスらが開発した自己記入式質問紙です。

施策の方向（2）	乳幼児健康診査・保健指導等の充実
-----------------	-------------------------

健康診査・保健指導は、母体の健康保持増進、乳幼児の疾病の予防・早期発見や健康保持増進、障がいのある子どもの早期発見と適切な指導を目的としたものに加え、子育てに伴うストレスの軽減や子育て支援も重視したものになってきています。乳幼児健康診査・保健指導等の充実に向けて、乳幼児健康診査の充実、集団指導の充実、個別相談の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（2-1）乳幼児健康診査の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向（2-2）集団指導の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事業	ハローベビー教室（旧両親学級）、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図りながら、子育てに関する正しい知識や最新の情報等を発信していきます。	健康推進課
乳幼児健康診査（再掲）	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課

■施策の方向（2-3）個別相談の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
相談訪問事業 （再掲）	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
地域の栄養相談	地区文化センターや児童センター等で、栄養士による食事・栄養に関する相談を行っています。	市民の健康に関する相談に対し個別に栄養指導を行い、家庭における健康づくりの充実を図ります。また、ホームページや広報等を活用し、事業を周知していきます。	健康推進課

施策の方向（3）

療育相談・指導の充実

障がいのある子どもが、自らの可能性を引き出し、社会的に自立していくためには、障がいの早期発見と早期の十分な療育¹³が不可欠です。このため、療育事業の普及・啓発と事業の充実を図る必要があります。療育相談・指導の充実に向けて、早期発見体制の充実、早期療育体制の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（3-1）早期発見体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児健康診査 （再掲）	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健康診査を実施しています。 子どもの発達や育児に視点を置き、多様化する利用者のニーズに応じた健康診査を目指しています。	健診受診率は平均90%を超えています。引き続き、受診率の維持や精度の向上を図ります。健診診察医により「要受診」と判定されたかたに対し、医療機関等への受診行動が図れるよう、電話やハガキ等による受診勧奨を行っています。今後も受診率の向上に努めます。また、子育てに困りを持つ親子を把握して、孤立しないよう支援していきます。	健康推進課
相談訪問事業 （再掲）	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行います。	健康推進課

¹³心身に障がいをもつ子どもやその可能性のある子どもに対して、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

第4章 施策の展開

地域コンサルテーション（巡回相談）事業	心理士等の専門知識を有する者が、保育所・幼稚園等を巡回し、保育士等に対して発達が気になる子どもへの対応方法や保護者への支援方法についての助言を行います。	巡回相談を利用させていただくために保育所や幼稚園向けに研修を実施してまいります。また、訪問の際は丁寧に関わりを持ち、巡回後、お子さんや保育者にどのような変化があったか等、状況把握に努めてまいります。	子ども支援課
---------------------	--	---	--------

■施策の方向（3-2）早期療育体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子ども発達支援センター事業	発達の遅れや偏りなどの心配がある子どもの相談や個別指導を行います。また、保育所や幼稚園、小学校等とも連携し、子どもの発達を支援します。	相談や療育指導を希望するかたが増加しているため、対応できる体制を整えていきます。また、関係機関との連携を強化し、地域での発達支援体制の充実に努めます。	子ども支援課
しいのみ学園運営事業	就学前の心身に障がいのある児童の機能回復訓練及び基礎的な生活習慣を身につけさせることを目的とし、専門のスタッフによる集団療育と生活指導等を行う事業です。	しいのみ学園は、子ども発達支援センターの開設に伴い、通園児童をメインとし、グループ指導、作業療法、理学療法、言語指導、認知学習指導等を実施し、子ども発達支援センターと連携し、両機関で相互に補完しながら事業を推進していきます。	子ども支援課 しいのみ学園
児童発達支援事業	未就学の障がい児に対して、通所により、発達に関する療育の場を提供する事業です。	関係機関との連携を密にし、適正なサービス利用をさせていただけるよう努めます。また、今後も需要の増加が見込まれることから、受け皿となる事業所の拡充に努めます。	障がい福祉課

施策の方向（４）	食育の推進
-----------------	--------------

栄養摂取の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満の増加、思春期における痩身の増加などは、生涯にわたり健康への悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、近年は食事づくりに関する必要な知識や技術を十分有していない親が増加傾向にあります。さらに、親子のコミュニケーションの場となる食卓において、家族そろって食事をする機会も減少しています。

これらの問題に対応するため、食を通じて、親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを強め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして、食育の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（４-１）食育の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
乳幼児の食育推進	食に興味を持つことができ、さらに生涯に渡る望ましい食習慣が習得できるよう、地域活動栄養士会や食生活改善推進員等のボランティアを中心に、食体験を通じた事業を実施しています。	離乳食教室等の各種講習会の開催、乳幼児健康診査時の栄養・食生活相談、各種イベントを活用した試食品の提供、その他食体験の機会の提供を実施しています。今後も、望ましい食習慣が習得できるよう、課題や市民ニーズを的確に把握し、各部署・関係機関と連携しながら、食体験の機会及び食情報の提供等の事業を展開していきます。	健康推進課

食育に関する取組みの推進	「食事を通して子どもの生きる力を育む」（おいしく食べよう・楽しく食べよう）を目標として、各保育所では、園庭で野菜を栽培し、収穫後に給食に取り入れたり、給食材料の皮むきなどを通して、食材に触れる体験をしたり、散歩中に農作物の観察をしたりしています。また、保育士体験で保護者が給食の試食を行うなど、食事をする際のコミュニケーションの大切さや朝食欠食防止に関する啓発活動などに取り組んでいます。	各保育所間の情報交換を深め、これまでの取組みを更に充実させるほか、給食員等による離乳食紹介や試食とともに食材紹介を行なうなど、保護者に対する支援の充実を図ります。また、関係機関と連携した保育所給食への三郷産野菜の取り入れをさらに拡充させ、今以上に地産地消を推進します。	すこやか課
食生活・生活リズム教育の推進	学校教育において、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養います。	各学校で指導の徹底を図り、よりよい食習慣が養われたと考えています。「早ね、早おき、朝ごはん」運動と連携し、朝食を欠食する児童をなくすことに努めます。	指導課

施策の方向（5）	思春期の保健対策
-----------------	-----------------

思春期の子どもたちを取り巻く環境は、性の尊さが軽視される風潮や薬物等の誤った情報の氾濫など、著しく悪化しています。思春期の保健対策に向けて、保健教育の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（5-1）保健教育の充実

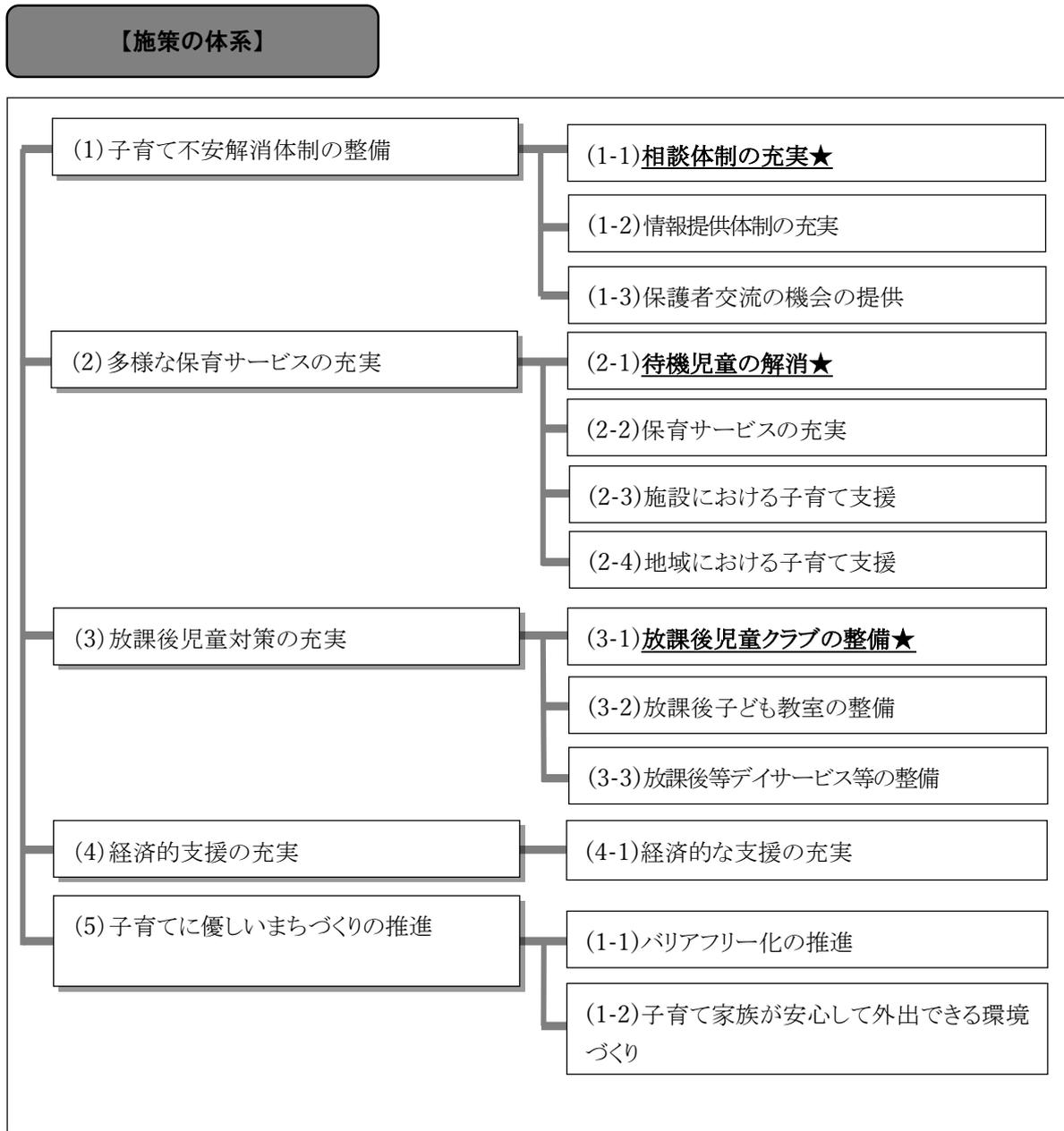
【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
性に関する指導の充実	保健体育の授業や学校保健委員会（生徒・教師・保護者で構成）において、性に関する知識や性感染症予防をテーマに取り上げ、校内発表等の取り組みを行います。	各学校で保健の授業をとおり、正しい知識の定着が図れたと考えています。今後も、各学校で授業を実施していきます。	指導課
喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進	保健体育の授業や学校保健委員会（生徒・教師・保護者で構成）において喫煙、飲酒、薬物乱用の防止をテーマに取り上げ、校内発表等の取り組みを行います。	各学校での保健の授業をとおり、正しい知識の定着が図れたと考えています。今後も、各学校で授業を実施し、喫煙・飲酒の経験者をなくすことや薬物の影響についての正しい知識を普及させることを目指します。	指導課

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり

【現状と課題】

- 近年、核家族化が進むなど子育て環境の変化の影響を受け、子育てに関する知識が少ない中で子育てをしていくことが多くなっています。専門的な支援が必要な保護者や、発達発育等の経過観察が必要な子に対し、専門職による相談と総合的な支援を続けていきます。
- 土地区画整理事業の開発による宅地供給の増加や大規模マンションの建設に伴い、若い子育て世代の転入が増加しており、待機児童の解消が目下の課題です。ただし、長期的な視点では就学前児童の減少が見込まれることから、保育施設の整備等については、慎重な検討が必要です。
- 保護者の就労形態の変化に伴い、児童クラブのニーズが増えている一方、職員確保が困難な状況の中、必要な支援単位を確保することが課題となっています。



施策の方向（1）	子育て不安解消体制の整備
-----------------	---------------------

少子化・核家族化の進行、都市化が進行するなかで、地域で子育てについて気軽に相談できる人が少なくなり、家庭の養育力や地域の子育て支援力が低下してきています。また、育児情報が氾濫する中、マニュアルどおりに子育てができないことに悩んだり、過剰な育児情報のなかで混乱を来したりすることもあります。子育て不安解消体制の整備に向けて、相談体制の充実、情報提供体制の充実、保護者交流の機会の提供に取り組んでいきます。

本計画期間では、相談体制の充実を重点的取り組みとします。

■施策の方向（1-1）相談体制の充実 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て支援総合窓口	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育て支援サービスを一元的に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる情報発信。「にこにこ」子育て応援ガイドを今後も発行していきます。 また、活用しやすいHP のページデザインへの変更を行います。	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業（再掲）	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師、看護師、保健師が訪問します。親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育てに関する相談を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	全数訪問、面接実施率 100% を目指します。すべての産婦を対象に訪問時に、母親のメンタルヘルス評価のためのエジンバラ産後うつ病質問紙票（EPDS）等の聴取を実施しています。親子の孤立を防ぐとともに様々な悩みを聴き、支援が必要と思われる家庭に対しては関係機関と連携し適切なサービスにつなげるよう支援します。	子ども支援課
養育支援訪問事業	支援の必要な家庭を対象に訪問員を派遣し、養育指導や家事育児援助を実施します。	妊娠期から乳幼児期の継続した相談を通して、養育に関する支援を必要とする家庭に早期から対応していきます。	健康推進課

第4章 施策の展開

乳幼児子育て相談	保護者の悩みや不安の軽減・解消を図るために、就学前の乳幼児の子育てに関する相談、助言、情報提供等を電話・面接により実施します。	保育士による専門相談には市民ニーズがあり、相談の役割の重要性は増えています。気軽に相談できる身近な相談事業として、継続して実施します。	子ども支援課
地域子育て支援拠点事業	主に、乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所（つどいの広場）と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所（子育て支援センター）の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
子育てサークル団体の育成、支援	子育て支援センター事業で立ち上がったサークル団体に対して、活動等についてアドバイスや支援を行います。	各サークル団体で室内遊びフリートークなどの活動支援や会場の提供を行っています。今後も、事業の拡充を図り、また子育てサークルの育成、支援に努めていきます。	子ども支援課
児童館（育児情報の提供・交流） （再掲）	児童厚生員による、あらゆる機会をとらえた子育てサポート、育児に関する情報提供等を行います。	関連機関との連携やボランティア・地域住民・子育てサークル等の協力も得ながら、継続して実施してまいります。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
赤ちゃんひろば （北公民館・北児童館共催事業） （再掲）	乳幼児（3か月～1歳6か月）を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施してまいります。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館

家庭児童相談室 (再掲)	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉につき、専門的な相談・指導にあたっています。また、集団で遊べなかったり、言葉がなかなか増えない等の児童や、育児に不安を持っている保護者を対象にした少人数の親子教室(めだか教室)を月2回行い、関係機関につないでいます。	相談内容を不登校で例にとると、家庭や学校、友達などの複合的な問題から発生し、複雑になっています。また、健康推進課や子育て支援ステーション等を通じ、乳幼児をもつ保護者からの多岐にわたる相談も増えてきています。相談内容の分析を行い今後の相談体制に役立てるため、内容に応じて、関係機関と情報を共有し、家庭児童相談室の充実を図ります。	子ども支援課
教育相談 (再掲)	学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止と早期発見、早期解決をめざします。全ての中学校にさわやか相談員を配置し、教員による指導・教育相談を支援します。	全8中学校にさわやか相談室を設置し、各校1名ずつのさわやか相談員を配置しています。教員、スクールカウンセラー、教育相談室等関係機関と連携を図りながら、いじめ解消率100%をめざします。	指導課
相談訪問事業 (再掲)	医師、心理士、作業療法士、保健師、栄養士による乳幼児の発育・発達や育児に関する相談に応じています。	保健師による家庭訪問、来所や電話相談、ハガキの郵送、専門職による個別相談等、親のニーズに対応しながら実施していきます。子ども支援課や障がい福祉課、医療機関等の関係機関と連携を図りながら、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや困りに寄り添う支援を行っていきます。	健康推進課
女性相談	自分の生き方やからだのこと、人間関係、家族のこと、ドメスティック・バイオレンス ¹⁴ 等、女性のための相談に、女性の心理カウンセラーが対応しています。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権・男女共同参画課

¹⁴明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いです。暴力の形態には、身体的なもの、精神的なもの、性的なものがあります。被害者の性別は問いませんが、多くの場合は女性です。

<p>利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業) (再掲)</p>	<p>妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業(母子保健型・基本型・特定型)を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。</p>	<p>子育て支援ステーションほほえみ(子育て世代包括支援センター)において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員(保育士)や保育コンシェルジュ(保育士)が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>外国人への通訳・情報提供</p>	<p>日本語での意思疎通が困難な相談者への対応として、担当部署から依頼を受け、担当部署と相談者の間で通訳を行っています。英語版ホームページの整備・充実、英語版情報誌の発行など、身近な生活情報や行政情報の提供による外国籍住民にもやさしい国際化のまちづくりを推進します。</p>	<p>各課の要望や住民からの要望に応じて、対応体制や情報提供の拡充を行っています。</p>	<p>市民活動支援課</p>

■施策の方向（1-2）情報提供体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入時や母子手帳申請時に配布し、また、市内公共機関に配置し、広く市民に案内しています。また、出産時・転入時等にもれなく配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公費の削減に努めています。現在、イクメン ¹⁵ 版を掲載し、内容の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図ります。	子ども支援課
児童館だより（再掲）	毎月（年12回）発行し、近隣小学校・児童クラブ・保育所等に配布するとともに、児童館・センター内等に設置しています。また、各施設がホームページに月別予定表や事業案内等を掲載しています。	各館のカレンダーを掲載し、行事予定や休館日・事業案内等のPRを行っています。子どもたちにとっても、わかりやすく親しみやすい紙面になるよう工夫して引き続き発行していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター
たからじまだより（再掲）	年6回、赤ちゃんから中学生までを対象に、時候に合った特集図書・新着図書・行事予定等を掲載し、小中学校に配布するとともに、児童館・児童センター内等に配置しています。また、行事予定・事業案内は、ホームページにも掲載します。	図書館のカレンダーを掲載し、休館日、行事予定のPRとなっています。利用者と資料を結びつけるための事業として有効で、引き続き実施していきます。	市立図書館 早稲田図書館 北部図書館
男女共同参画情報紙	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課

¹⁵育児を楽しみ、積極的に行う男性、または、将来そのような人生を送ることを望む男性を指します。

■施策の方向（1-3）保護者交流の機会の提供

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
保育所園庭開放の推進	平日保育所が開いているときに園庭を開放し、地域に開かれた保育所として、子育ての支援を行います。	各園で随時の園庭開放を実施しています。在宅で子育てをしている家庭への子育て支援策として有効で、地域に開かれた保育所として、今後も園庭開放の充実を図ります。	すこやか課
保護者対象事業	保護者を対象にスポーツを通じて育児疲れのリフレッシュを図ります。	保護者を対象とした育児疲れのリフレッシュにより、子育ての不安解消も図っていきます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	南児童センター 早稲田児童センター
地域子育て支援拠点事業（再掲）	主に、乳幼児（0～3歳）をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所（つどいの広場）と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所（子育て支援センター）の運営を行います。	現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。	子ども支援課
赤ちゃんひろば（北公民館・北児童館共催事業）（再掲）	乳幼児（3か月～1歳6か月）を持つ子育て中の親子が気軽に集まれる居場所として、子育てアドバイザーによる手遊びや歌遊び、体重・身長計測、参加者同士の交流や情報交換等を行っています。また、家庭教育の支援を目的に、民生・児童委員、子育てアドバイザー等の協力を得て実施しています。	近隣からだけでなく市内の各所からの参加があります。地域のなかで子育てできるように、つどいの広場等の情報を提供します。また、諸外国出身の方の参加が増えていることから、コミュニケーションや文化の違いにも配慮し、実施していきます。また、広報やホームページ等で、周知に努め参加を促します。	北公民館 北児童館

施策の方向（2）

多様な保育サービスの充実

女性就労率の上昇や就労形態の多様化、また、世帯構造や生活様式の変化に伴って、保育ニーズが高まり、多様な保育サービスの提供が必要とされていることをふまえて、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスや施設・地域における子育て支援等の充実に取り組んでいきます。

本計画期間では、待機児童の解消を重点的取り組みとします。

■施策の方向（2-1）待機児童の解消 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
通常保育	保育需要の動向を見極めながら、必要な保育量を提供することにより、保育定員を確保します。	女性の就労、低年齢児の保育需要の増加等により、待機児童は徐々に増加しています。このため、保育需要の動向を十分見極めながら、定員の見直し、定員の弾力的運用を実施します。	すこやか課 子ども政策室
地域型保育事業の推進	地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）において、少人数を対象にきめ細かな保育を行います。	少人数の子どもを保育する地域型保育事業を推進することにより、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。	すこやか課 子ども政策室
認定こども園の推進	幼稚園と保育所両方の機能をもつ認定こども園に対し、運営支援を推進しています。	現在、市内には、認定こども園が4園設置されており、運営支援を行っています。今後についても、運営支援を継続して行っていきます。	すこやか課 子ども政策室

■施策の方向（2-2）保育サービスの充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
延長保育の推進	「保育標準時間」（1日最長11時間）と「保育短時間」（1日最長8時間）の中で必要となる保育時間を超える時間の延長保育を実施します。	現在13か所の保育所（園）において延長保育が実施されています。今後、保護者ニーズや児童への影響を考慮しながら、延長保育時間の拡充への取り組みを進めます。	すこやか課
休日保育の実施	保護者の働き方の多様化に合わせて、休日保育について検討します。	現在、大きなニーズとなっていませんが、今後、保育サービス調査を踏まえて保育施策の優先順位、保育需要の動向を十分見極めながら、実施の検討をします。	すこやか課
統合保育の推進	障がい児（集団保育可能な医療的ケア児を含む）や発達の遅れが見られる児童と健常児と一緒に保育を受けることができる統合保育を、関係機関との連携を図りながら、効果的に推進します。	障がいがある児童の入所が増え、障がい児保育の充実が求められています。現在、市では上口保育所と丹後保育所の障がい児クラス（おひさまクラス）と各保育所の統合保育で受け入れています。今後は集団保育可能な医療的ケア児を含め安全・安心な保育をするため、施設面や必要な看護師、加配保育士を確保し、障がい児保育の充実を図ります。	すこやか課
送迎保育の実施	送迎ステーション（みさとしらゆり保育園内）で児童を預かり、専用バスを使用して市内の保育所（園）へ送迎する事業です。保護者の利便性の向上や既存保育所の有効活用により待機児童の解消を図ります。	送迎保育の実施により、きょうだいで別々の保育所に通う児童の保護者の利便性向上や既存保育所の有効活用が図られ待機児童の減少につながっています。今後も保護者の多様な保育ニーズに対応するため送迎保育を実施していきます。	すこやか課

(仮称) 保育アドバイザーの配置 (研修支援等)	保育所(園)等を巡回し、保育プログラムや保育士へのアドバイス、研修支援等を行い、保育の質の向上を推進します。	保育の質の確保、向上が求められていることをふまえ、保育プログラムや保育士へのアドバイス、研修支援等を行う(仮称)保育アドバイザーの配置を検討します。	すこやか課
-----------------------------	--	--	-------

■施策の方向(2-3) 施設における子育て支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
一時保育の推進	保護者の就労形態の多様化や突然の疾病等によるやむを得ない事由による場合や保護者がリフレッシュを図る場合に、一時保育を実施します。緊急保育とリフレッシュ保育があります。	4保育所(園)で一時保育を実施しています。利用日によっては、キャンセル待ちが生じる一方、定員に空きがあるという利用の集中が課題となっています。今後、利用状況等を考慮して、実施保育所(園)の増設や幼稚園の一時保育を検討します。	すこやか課
病児・病後児保育の実施	病気に罹患または回復期にある児童が保護者の勤務等の都合により、家庭等で保育が困難な場合に、適切な処遇が確保される施設において一時的に保育を実施します。	平成26年1月から、みさとしらゆり保育園において、病児・病後児保育室「つばめ」を実施しており、運営支援を行っています。今後、利用状況等を考慮し、新たな施設の設置等について検討します。	すこやか課

■施策の方向（2-4）地域における子育て支援

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を会員として組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う制度です。勤労者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。	依頼会員が増加傾向にある反面、提供会員の登録者数が少ない状況ですが、開催方法も含め利便性の向上を図るため会員増加に努めていきます。また、提供会員のスキルの確保のため、24時間講習やステップアップ講習を実施しています。ファミリー・サポート・センターの利用の仕方についても周知の拡大に努め、今後は、市民のかたへの依頼会員及び提供会員のさらなる拡充を図るとともに、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知にも努めていきます。	子ども支援課

施策の方向（3）

放課後児童対策の充実

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する中であって、子どもたちにとって安全で快適な放課後の居場所が重要な課題となっています。また、放課後に保護者が仕事等で不在の場合には、これらの子どもに対する保育が必要となってきます。保護者の就労形態が多種に及び、勤務時間も多岐にわたるようになるとともに生活様式が多様化し、保育ニーズも多様化してきています。国から示されている「新・放課後子ども総合プラン」の全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や、教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童対策の充実に向けて、放課後子ども教室の整備、放課後児童クラブの整備、放課後等デイサービス等の整備に取り組んでいきます。

本計画期間では、放課後児童クラブの整備を重点的取り組みとします。

■施策の方向（3-1）放課後児童クラブの整備★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後児童クラブ運営の充実（再掲）	保護者の就労等により昼間家庭が留守になっている小学校に就学している児童に対し、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供して、児童の健全な育成を支援します。	全小学校に児童クラブを設置して児童の保育を行うとともに、民間児童クラブに対しての補助を行い、児童クラブの保育需要に対応しております。 今後も共働き世帯の入室希望が増えることが想定されますが、子ども・子育て支援事業計画における必要量を確保するため、特に課題である職員不足について様々な方法により職員確保できるよう進めていきます。	教育総務課

■施策の方向（3-2）放課後子ども教室の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
放課後子ども教室推進事業 （再掲）	地域社会において心豊かで健やかに育む環境づくりを推進するために、小学校の放課後及び休業日に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設けます。	市内小学校への設置を検討し、放課後児童クラブの子どもも参加しやすい学習・体験プログラムを、地域住民の協力を得て充実させていきます。	生涯学習課

■施策の方向（3-3）放課後等デイサービス等の整備

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
障がい児への支援 （障害福祉サービス給付事業） （再掲）	放課後等デイサービスや短期入所等の障害福祉サービスの情報提供や利用の支援、障害福祉サービス費の給付を行います。	放課後等デイサービスを行う事業所が市内に複数開設されたことにより、利用者数が増加しております。引き続き適切な給付を推進していきます。	障がい福祉課

施策の方向（４）

経済的支援の充実

子育て家庭では、養育費・教育費等の支出が家計を圧迫しており、経済的支援が必要になっているという背景をふまえ、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。ひとり親家庭（とくに、乳幼児をかかえ、就労が困難なひとり親家庭）は、経済的な悩みに直面している場合が多く、生活に安定をもたらす経済的支援が必要となっています。今後とも経済的な支援の充実に取り組んでいきます。

■施策の方向（４-１）経済的な支援の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談	ひとり親家庭等の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉の増進のために、必要な資金の貸付を行います。 （埼玉県の制度で市が案内をしています。）	受付件数は減少しています。利用の拡充を図るため、母子家庭等に対して制度の周知のPR方法の見直しや児童扶養手当の現況届提出時に埼玉県の担当者を同席する日程も検討していきます。	子ども支援課
母子生活支援施設入所相談	母子家庭等の母が、生活や児童の養育の困難な場合にその母子を入所させて保護するとともに、母子の自立の促進のためにその生活を支援するものです。	母への自立支援、児童の精神的ケアを行うとともに、早期自立を目指すため、支援を図っていきます。	子ども支援課
三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給	三郷市国民健康保険に加入している人が出産した場合、出産育児一時金として、42万円を支給します。妊娠85日以上であれば死産、流産の場合も含まれます。（会社退職後6か月以内の出産など、他の健康保険から給付を受けられる場合は支給されません。）	被保険者が利用する医療機関に直接一時金を支払う「直接支払制度」が普及しており、被保険者の窓口負担が大きく軽減されています。制度の周知を図り、適切な対応に努めます。	国保年金課

第4章 施策の展開

<p>三郷市国民健康保険出産費資金の貸付</p>	<p>出産費を一時的に全額負担することが困難な被保険者に対し、出産前に出産育児一時金の8割を上限として貸し出します。</p>	<p>医療機関への直接支払制度導入にともない、貸付件数は減少しています。今後も必要な方に対し、適切な対応に努めます。</p>	<p>国保年金課</p>
<p>こども医療費支給事業</p>	<p>子どもが必要とする医療が容易に受けられるようにするため、医療保険制度で医療機関にかかった場合に、支払った医療費の一部を支給します。</p>	<p>現在、医療費助成の対象年齢は、通院・入院とも中学校修了前（15歳到達年度の末日）までです。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>ひとり親家庭等医療費支給事業</p>	<p>子ども（18歳到達年度の末日、又は20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を持つ母子家庭、父子家庭、父又は母が障がい者である家庭、及び父母にかわって子どもを養育している人と子どもが医療機関にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されます（所得制限があります）。</p>	<p>受給資格者は減少傾向にありますが、受給資格者の年齢層が高年齢化していることもあり、医療費の支給額は横ばい状態です。今後制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>児童手当支給事業</p>	<p>家庭における生活の安定に寄与すること、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的として、子どもを養育している保護者等に手当を支給します。</p>	<p>中学校修了前（15歳到達年度の末日）までの子どもに対し、月額で、所得制限限度内の3歳未満は15,000円、3歳以上小学校修了前（12歳到達年度の末日）の第1子及び第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円を支給しています。所得制限限度額以上の場合は月額5,000円を支給しています。今後も制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。</p>	<p>子ども支援課</p>

<p>児童扶養手当支給事業</p>	<p>父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。</p> <p>対象者は、子ども（18歳到達年度の末日、又は20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者）を監護している父、母又は父母に代わって子どもを養育している人が、児童扶養手当を受けることができます。</p>	<p>所得額に応じて全部支給と一部支給があります。全部支給では子ども1人につき月額42,910円、一部支給では子ども1人につき月額10,120円から42,900円を支給しています。また、2人の場合は5,070円から10,140円を加算、3人以上の場合は、1人につき3,040円から6,080円を加算し支給しています。</p> <p>制度の周知を徹底し申請漏れの防止に努めるとともに、適正な支給の向上に努めて行きます。また、令和元年11月分から奇数月に年6回各2ヶ月分の支給となりました。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>未熟児養育医療費支給事業</p>	<p>身体の発達が未熟なまま生まれた赤ちゃんに必要な医療が行われるよう、医療費が助成される制度です。</p>	<p>出生時の体重が2,000g以下、または医師により入院養育が必要と認められ、指定の医療機関に入院した満1歳の誕生日の前々日までの子ども（乳児）が対象となります。今後さらに制度の周知を図り申請漏れの防止及び適正な支給に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>

第4章 施策の展開

<p>三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業</p>	<p>在宅の心身障がい児・者を介護している保護者が、疾病その他の理由により在宅での介護が一時的に困難となり、当該心身障がい児者の介護を介護人に委託した場合において、当該委託に係る介護料及び介護証明書料の一部を助成します。</p>	<p>市の単独事業で、利用者数、申請件数、助成金額ともに増加していくことが予想されます。とくに介護者に緊急事態が生じた場合、身近で心身障がい児・者を介護してくれる介護人が存在することは生活の安定につながるため、今後も事業を継続し、対象者への適切な対応を推進していきます。その際、潜在的な需要も考えられることから、障がい児・者への周知及び窓口での制度説明を徹底します。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>障害児福祉手当</p>	<p>精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅の方に対して支給される手当です。</p>	<p>国の制度であるため、認定には県の助言を受けながら適切な対応を推進しています。施設に入所した児童の把握など、関係機関との連携が必要となります。引き続き制度の周知、及び適切な対応に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>特別児童扶養手当</p>	<p>精神または身体に一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される手当です。</p>	<p>国の制度で、申請受付、年度ごとの更新事務手続き等を市で行います。障がいの状態が1級の場合で月額52,200円、2級で月額34,770円の手当が支給されます。引き続き制度の周知、及び適切な対応に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>
<p>自立支援医療費（育成医療）</p>	<p>児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る治療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がいの除去、症状を軽くする治療の医療費について自己負担を軽減する医療制度です。</p>	<p>着実に制度が周知されており、安定した給付状況が続いております。今後も必要な方に対し、適切な給付に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象と ならない軽度又は中等度の難 聴児の補聴器購入費用の一部 を助成します。	埼玉県、三郷市、対象者本人で 購入基準額の三分の一ずつを 負担する事業で、平成25年度 から実施しております。今後も 適切な給付に努めます。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児にあった 適切な種類のもので小児慢性 特定疾病児及び介護者が容易 に利用できる日常生活用具の 給付を行います。	今後も疾患や用具の追加など の情報収集に努め、対象児童が 使いやすく保護者の方の介護 負担を軽減する状況を作るべ く、適切な給付を推進してい きます。	障がい福祉課

施策の方向（5）

子育てに優しいまちづくりの推進

公共性の高い建築物や公共交通機関、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。子どもや子育て期の親にとって、外出時に安全で利便性に富んだ住みよいまち、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念にもとづいたまちを創り上げていくことは、高齢者や障がい者を含めたすべての人にとって社会生活を営むうえで不可欠であることは言うまでもありません。子育てに優しいまちづくりの推進に向けて、バリアフリー化の推進、子育て家族が安心して外出できる環境づくりに取り組んでいきます。

■施策の方向（5-1）バリアフリー化の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
ノンステップバスの導入促進	ベビーカーを使用したり、小さな子どもを連れての外出が安全で利便性の高いものとなるよう、ノンステップバスの普及を促進し、バス事業者に対して車両購入補助等の支援に努めます。	市内を走行している路線バスは全てノンステップバスとなったため、今後も買い替え購入費に対する補助を行うことにより、導入率 100%の維持を図っていきます。	都市デザイン課
水路改修事業（再掲）	既設水路の蓋架けを実施し、歩行空間を確保することにより歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
歩道整備事業（再掲）	路肩あるいは水路敷きを利用し、歩道を設置します。また、通学路を中心にガードレール等を設置し、歩行者の安全を図ります。	市民要望が多いため、緊急度、優先度を考慮しつつ、計画的に整備を進めます。	道路河川課
公園施設のバリアフリー化（再掲）	公園施設のバリアフリー化を進めます。	遊具の修繕等に合わせて、既存施設のバリアフリー化を図るとともに、新規施設については、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい施設の整備に努めます。	みどり公園課

■施策の方向（5-2）子育て家族が安心して外出できる環境づくり**【取り組みを支える事業一覧】**

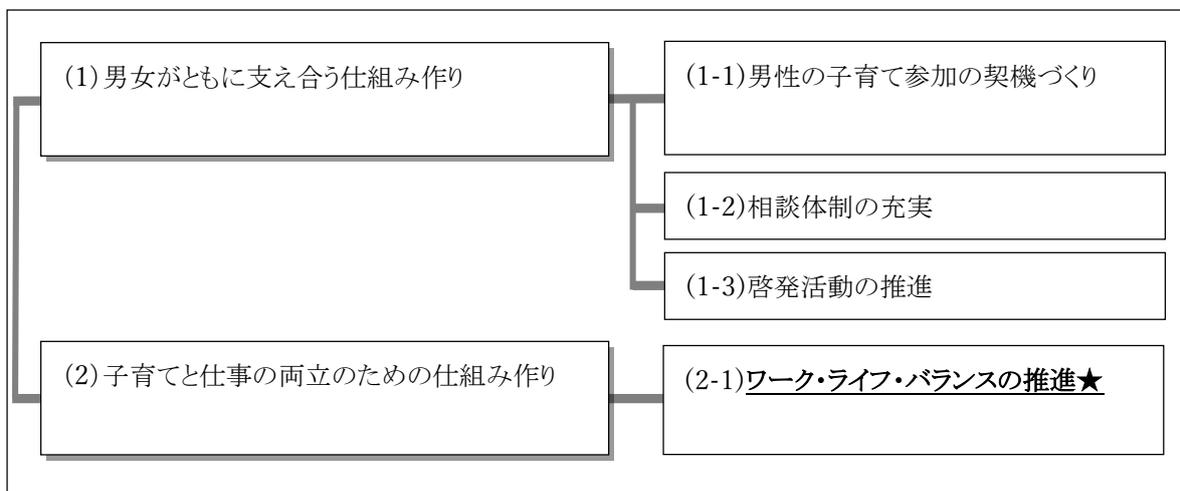
事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
赤ちゃんの駅	乳児のいる子育て家庭が市内での外出をしやすいよう、公共施設等にオムツ替えや授乳が出来るスペースを設けます。	毎年、埼玉県への登録数が増加しています。事業の周知に努め、利用の促進を図っていきます。	子ども支援課

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現

【現状と課題】

- 2018年6月に「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が成立しました。この関連法を踏まえて、労働時間等見直しガイドラインが改正され、仕事と生活の調和が進められています。
- 2016年4月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、職業に就いているまたは就こうとする女性の個性と能力が十分に発揮できる豊かで活力ある社会の実現が図られています。
- 共働き世帯は、年々増加しています。しかし、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は1時間23分と、他の先進国と比較して低水準にとどまっています(妻は7時間34分と他国より長時間)。また、男性の育児休業取得率も、近年上昇しているものの、依然として低水準です。
- 性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方)の変革、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性の啓発、男性が家事・育児・介護等に参画可能となるための環境整備が求められています。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、男女がともに支え合う仕組み作り、子育てと仕事の両立のための仕組み作りという2つの施策を進めています。

【施策の体系】



施策の方向（1）	男女がともに支え合う仕組みづくり
-----------------	-------------------------

子育てや家事に参画する父親が増加している一方、母親の家事・育児の負担はあまり改善されていません。そのため、父親の子育てへの参画を促しつつ、子育てに関して地域でともに支え合う仕組みを構築していくことが必要です。男女がともに支え合う仕組みづくりに向けて、男性の子育て参画の契機づくり、相談体制の充実、啓発活動の推進に取り組んでいきます。

■施策の方向（1-1）男性の子育て参加の契機づくり

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
母子健康教育事業 (再掲)	ハローベビー教室(旧両親学級)、離乳食教室、保健師や栄養士等による健康教育、歯科医師等による歯科保健事業等を実施し、妊娠、出産、育児に伴う健康に関する正しい知識の普及啓発に努めています。	多職種や関係機関と連携を図りながら、子育てに関する正しい知識や最新の情報等を発信していきます。	健康推進課
父親の子育て参加の促進	父親の子育て参加を促進します。	子ども支援課の「親子講座」は、父親も参加できるように土曜日に開催しています。今後も事業内容を検討して実施していきます。この他、児童館や地区文化センターでの父親参加の事業の実施などを予定しています。	子ども支援課
親子対象事業 (再掲)	親子のふれあいを深めるきっかけづくりのための幼児親子向け事業や集団遊び(ひろば)などの催事を実施しています。	乳幼児親子を対象とした事業へのニーズは高くなっています。特に就園前の子どもたちを対象としたひろばでは月齢が近い子どもが集まるため、保護者同士の交流も図ることができます。今後も内容の充実を図りながら事業を継続していきます。	北児童館 南児童センター 早稲田児童センター

<p>親子のふれあいを深めるきっかけづくりのために、親子料理教室・えほんのひろば・にこにこひろば等の催事を実施しています。</p> <p>東和・彦成・高州では、つどいの広場開催施設として、子育て支援事業を実施しています。</p> <p>鷹野では親子英会話・ファミリーコンサートを実施しています。ピアラシティでは、ポタジェの庭での親子の収穫体験を実施しています。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを実施しています。</p>	<p>乳幼児と保護者を対象とした、えほんのひろばやにこにこ広場を引き続き開催していきます。センター職員が講師となり子育て支援事業にも引き続き取り組んでいきます。また、父親参加型の事業も企画して積極的に育児に参加してもらえよう事業展開を図ります。親子向けのコンサートも継続的に開催していきます。ピアラシティでは、ポタジェ体験を通しての食育活動に寄与していきます。三郷中央におどりプラザでは、親子の各種ワークショップを通して、楽しみながら、学びの場づくりを進めていきます。</p>	<p>東和東地区文化センター 彦成地区文化センター 高州地区文化センター 鷹野文化センター ピアラシティ交流センター 三郷中央におどりプラザ</p>
<p>乳幼児とその保護者を対象に、親子おはなし会、ちいさいこえほんタイムなどの催事を行います。</p>	<p>さらに多くの親子に、本との出会いの第一歩として活用してもらえるよう、内容を充実していきます。</p>	<p>市立図書館 早稲田図書館 北部図書館</p>

■施策の方向（1-2）相談体制の充実

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業） （再掲）	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行うため、利用者支援事業（母子保健型・基本型・特定型）を実施しています。妊娠・出産・子育てに関する相談や地域の子育て支援施設及び保育所等の利用に関する情報提供、相談対応を行います。	子育て支援ステーションほほえみ（子育て世代包括支援センター）において、妊娠届出時等に保健師や助産師等がすべての妊婦を対象に面談を実施し、相談や支援を行います。また、子育て支援員（保育士）や保育コンシェルジュ（保育士）が子育て支援施設や保育所等の利用に関する相談・情報提供を行います。育児不安や親子の孤立を防ぐため、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談体制の整備に努めます。妊娠・出産・育児について気軽に相談できる場として周知を図るとともに、支援を必要とする家庭には、健康推進課や産科医療機関等の関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。	子ども支援課
子育て支援総合窓口 （再掲）	子育て支援総合コーディネーターが、多様な子育て支援サービスを一元化に把握し、利用者の利便性の向上や、円滑なサービス利用のために活動しています。	広報、HP やツイッターによる情報発信。「にこにこ」子育て応援ガイドを今後も発行していきます。 また、活用しやすいHP のページデザインへの変更を行います。	子ども支援課
女性相談 （再掲）	自分の生き方やからだのこと、人間関係、家族のこと、ドメスティック・バイオレンス等、女性のための相談に、女性の心理カウンセラーが対応しています。	相談事業を実施するとともに、ホームページや男女参画情報コーナー等により周知を図ります。	人権・男女共同参画課

■施策の方向（1-3）啓発活動の推進

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
男女共同参画情報紙 (再掲)	男女共同参画推進市民スタッフが企画編集を行い、男女共同参画社会づくりの情報提供として年1回発行します。	年1回発行し、全世帯に配布しています。今後も、男女共同参画推進のため、市民に分かりやすい内容にして、意識の浸透を図っていきます。	人権・男女共同参画課
男女共同参画情報コーナー	三郷中央におどりプラザ館内に「男女共同参画情報コーナー」を設置し、男女共同参画に関する様々な情報発信を行います。	男女共同参画を身近なこととして感じることができるよう、様々な情報を発信します。	人権・男女共同参画課
子育て応援ガイド「にこにこ」の発行 (再掲)	主に就学前の子育て中の家庭に対し、子育て応援ガイドブックを発行します。	就学前児童のいる家庭の転入時や母子手帳申請時に配布し、また、市内公共機関に配置し、広く市民に案内しています。また、出産時・転入時等にもれなく配布しています。 民間事業者と協働で製作し、公費の削減に努めています。現在、イクメン版を掲載し、内容の充実を図っています。 今後も、紙面の充実を図ります。	子ども支援課

施策の方向（2）	子育てと仕事の両立のための仕組みづくり
-----------------	----------------------------

共働き世帯の増加に伴い、仕事と子育ての両立に悩む家庭が増えているため、それを支援するための施策が求められています。また仕事を持つ親が子どもを産み育てることを支援するために、産前産後休暇・育児休業・短時間勤務・育児時間・母性健康管理などの制度が、労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などで定められています。子育てと仕事の両立のための仕組みづくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいきます。

本計画期間では、ワーク・ライフ・バランスの推進を重点的取り組みとします。

■施策の方向（2-1）ワーク・ライフ・バランスの推進 ★重点的取り組み

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方を会員として組織し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行う制度です。勤労者が仕事と育児を両立できる環境を整備し、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。	依頼会員が増加傾向にある反面、提供会員の登録者数が少ない状況ですが、開催方法も含め利便性の向上を図るため会員増加に努めていきます。また、提供会員のスキルの確保のため、24時間講習やステップアップ講習を実施しています。ファミリー・サポート・センターの利用の仕方についても周知の拡大に努め、今後は、市民のかたへの依頼会員及び提供会員のさらなる拡充を図るとともに、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知にも努めていきます。	子ども支援課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供することを通して、理解を深め、相談機関やイベント等の情報発信ができるよう努めます。	人権・男女共同参画課 商工観光課
育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報提供を行います。	ポスターの掲示やリーフレット等の設置など、情報を収集しやすい環境づくりに努めます。	商工観光課 人権・男女共同参画課

第4章 施策の展開

優良企業等のPRの実施	仕事と家庭の両立等、働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業・事業所のPR	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業・事業所等について、情報紙等でPRしていきます。	人権・男女共同 参画課 商工観光課
企業担当者向け啓発活動	誰もが働きやすい職場づくりを企業に推進してもらうための啓発活動を行います。	企業担当者に向けて、啓発資料の配布・説明等の活動を実施していきます。	商工観光課 人権・男女共同 参画課
労働等に関する相談事業	仕事に関する悩みを軽減するため、労働相談、就職の悩み相談、内職相談等により、各種の課題や問題について、情報提供や助言・指導等を行います。	働いているかたや働きたいかたが能力を発揮できるよう、就業や労働に関する相談窓口を設置し、必要な情報提供や助言等を行います。	商工観光課

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

【現状と課題】

- 少子高齢化の進展や人々の価値観・ライフスタイルの多様化等の社会情勢の変化に伴い、地域における住民同士の交流の希薄化が進むと、地域社会の機能が低下し、そのために孤立して悩みを抱える人も少なくありません。複雑化・多様化する地域の課題や生活の課題は、行政だけで解決するのではなく、一人ひとりが「我が事」として受け止め、地域で助け合い、支え合って解決していくことが重要です。
- 子どもの権利や安全の確保に向けて、地域支援協力体制の確立を進めています。
- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心・愛着を持ち、地域のさまざまな活動に積極的に参加していく必要があります。

【施策の体系】

- (1) 地域支援協力体制の確立

施策の方向（1）	地域支援協力体制の確立
-----------------	--------------------

地域ぐるみの支援協力体制には、保健・医療・福祉・教育の連携による計画の一体的推進及びボランティア団体・NPO 法人及び町内会等との協働による計画の推進が求められています。今後とも地域支援協力体制の構築に取り組んでいきます。

■施策の方向（1-1）地域支援協力体制の確立

【取り組みを支える事業一覧】

事業名	事業内容	今後の推進方針	担当課
子育て自主企画 応援事業	市内の子育て支援グループを 後援し、子育てフェスタを実施 しています。	年1回、市内公共施設において、市内の子どもを中心とした 子育てフェスタを開催し、学 習・交流・情報交換をしながら 子育てネットワークの拡充を 推進しています。子どもたちが すこやかに、心豊かに成長でき るように、子育てグループを後 援し、子育てフェスタの充実を 図っていきます。	子ども支援課
子育て応援団体 の育成	民生委員・児童委員による児童 館や子育て支援拠点施設での 協働による子育て支援を実施 しています。	現在、民生委員・児童委員及び 市民子育て支援団体により、児 童館や子育て支援拠点施設に おいて、協働で子育て支援の事 業を行っています。今後も子育 て団体やサークル団体との連 携を図り、引き続き協働による 子育て支援を実施します。	子ども支援課

防犯のまちづくりの推進（再掲）	自分たちのまちは、自分たちで守るという自主防犯意識の醸成を図るとともに、市民の安全・安心感の向上のために諸施策を推進します。	町会等の自主防犯活動団体の数の増加はなくなっており、活動者の高齢化も進んでいるので、各団体の活性化を促進する必要があります。今後は、防犯のまちづくりをさらに進めるため、①防犯ステーションによるパトロールの強化、②自主防犯活動支援策の充実、③防犯活動団体連絡会等を検討し、安全・安心なまちづくりに努めます。	生活安全課
子ども110番の家（再掲）	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、地域の事業者や住民の方の協力のもと「110番の家」の事業を実施します。常に子どもを不審者等から守れる環境作りを行います。	平成30年度末現在、994か所の事業主や住民に協力をお願いしています。今後も協力者を増やし、子ども達に安全な環境作りに努めます。	青少年課
子ども見守り活動（再掲）	各中学校区の地域青少年育成会が中心となって、見守り活動の輪を広げていきます。	学校と地域が連携して引き続き実施していくことで、子ども達が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。	青少年課
青少年関係団体補助事業等（再掲）	地域の青少年健全育成活動を支援しています。	支援を継続します。	青少年課
「子どもの居場所」づくりセミナー（再掲）	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、セミナーを開催します。	運営ノウハウの提供と地域ネットワーク形成の後押しをするため、講演会や交流会等を柱として実施する。 また、市単独主催に限らず、県政出前講座や他団体との共催も視野に入れ、実施を検討する。	子ども政策室

第4章 施策の展開

<p>保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携 (再掲)</p>	<p>地域の幼稚園・小学校・児童クラブ等の見学、情報交換などを通じて相互交流・連携を図るとともに、教育委員会や子ども支援課と連携して、地域ごとに保育所・幼稚園・小学校を中核とした子育て支援ネットワークの形成に努めます。</p>	<p>保育所・幼稚園・認定こども園・小学校は、それぞれに独自の目的・役割を有していますが、「子ども達が心豊かでたくましく育つこと」への願いは同じであり、地域で子育てを見守る中核機関であることに変わりはありません。保育所・幼稚園などを経て小学校に入学し成長していく児童の円滑な引き継ぎを行なうため、これらの機関がお互いに連携し、相互理解を深めていきます。</p>	<p>すこやか課</p>
<p>地域子育て支援拠点事業(再掲)</p>	<p>主に、乳幼児(0~3歳)をもつ子育て中の親子が気軽に集い、交流・相談ができる場所(つどいの広場)と育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う場所(子育て支援センター)の運営を行います。</p>	<p>現在、市内7か所のつどいの広場、2か所の子育て支援センターにて、事業で事業展開をおこなっています。今後は個所数の増加だけではなく事業の充実や利用者支援事業との連携により、利用者の増加を図ります。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>子育てサークル団体の育成、支援 (再掲)</p>	<p>子育て支援センター事業で立ち上がったサークル団体に対して、活動等についてアドバイスや支援を行います。</p>	<p>各サークル団体で室内遊びフリートークなどの活動支援や会場の提供を行っています。今後も、事業の拡充を図り、また子育てサークルの育成、支援に力を入れていきたい。</p>	<p>子ども支援課</p>

第5章 子ども・子育て支援事業 の展開

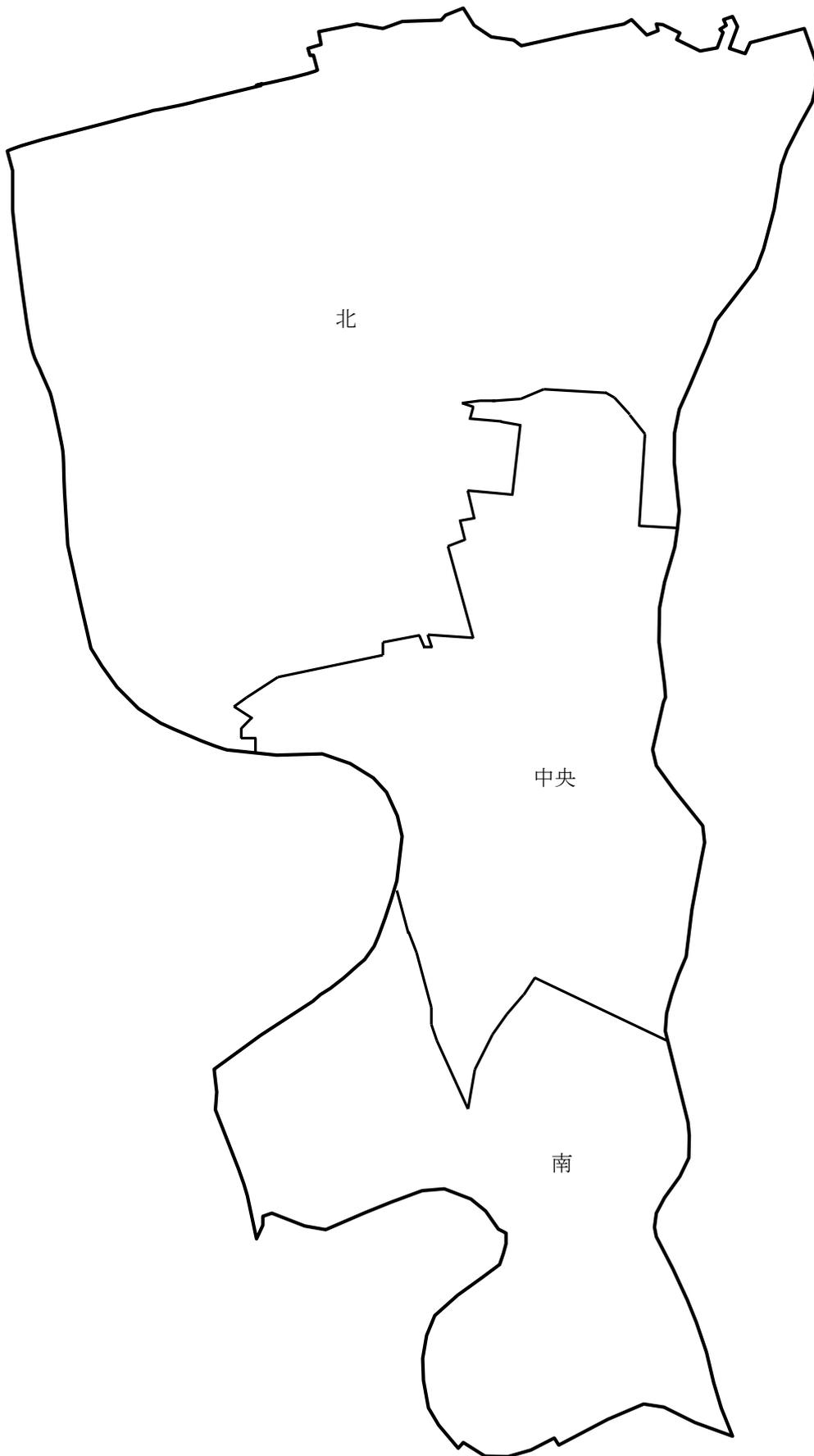
1 事業の提供区域

乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、各サービスを弾力的に提供することを考慮して、以下のように設定します。

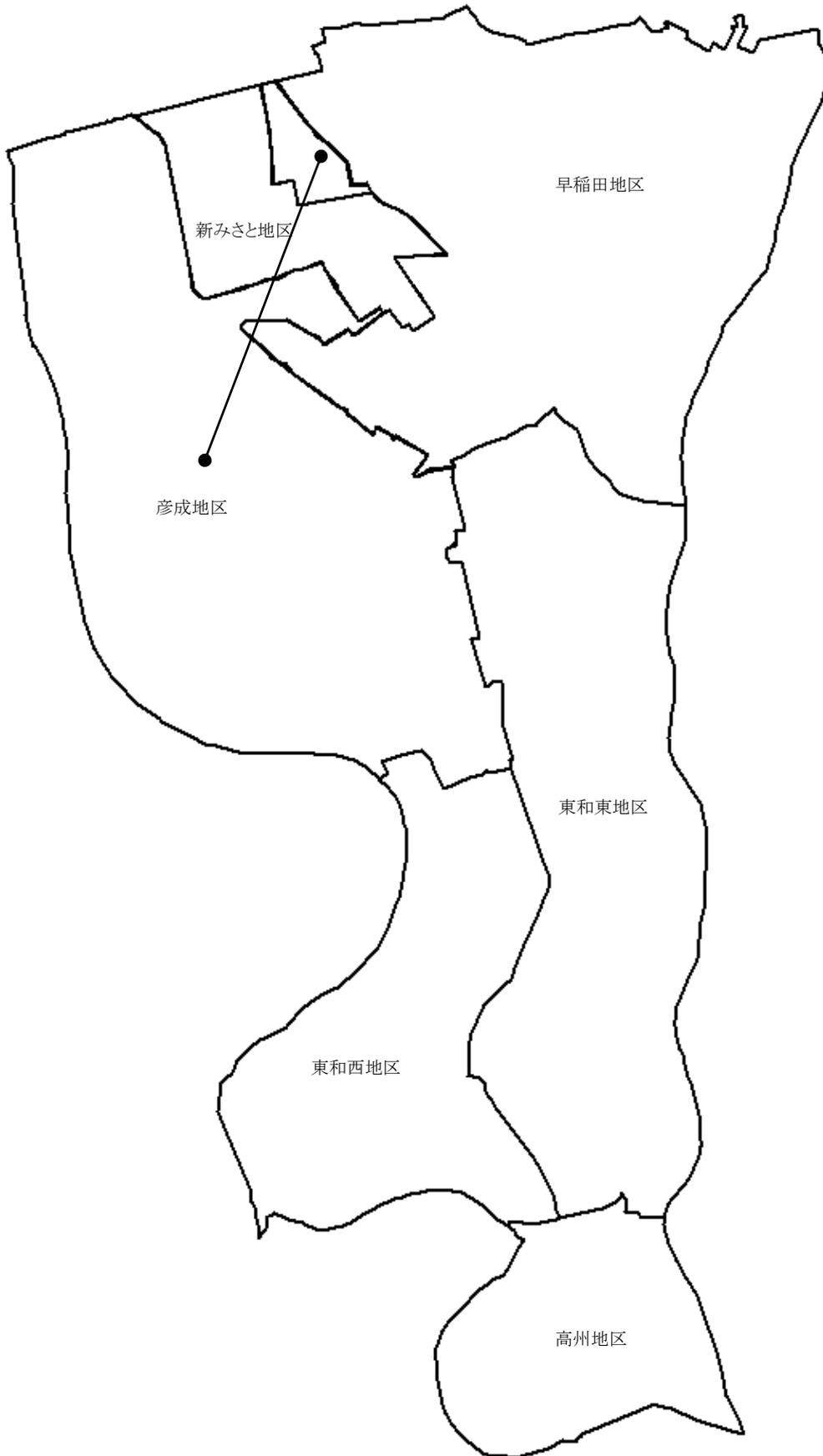
■乳幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	全区域	3区域	母子保健 地区活動 区域	小学校 区域	中学校 区域
教育・保育施設		○			
①利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業)	○				
②地域子育て支援拠点事業					○
③妊婦健康診査事業	○				
④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業			○		
⑤養育支援訪問事業			○		
⑥要保護児童対策地域協議会の開催	○				
⑦子育て短期支援事業	○				
⑧子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	○				
⑨-1 一時預かり事業 (幼稚園型)	○				
⑨-2 一時預かり事業 (幼稚園型以外)		○			
⑩放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)				○	
⑪延長保育事業		○			
⑫病児を保育する事業		○			
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	○				
⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○				

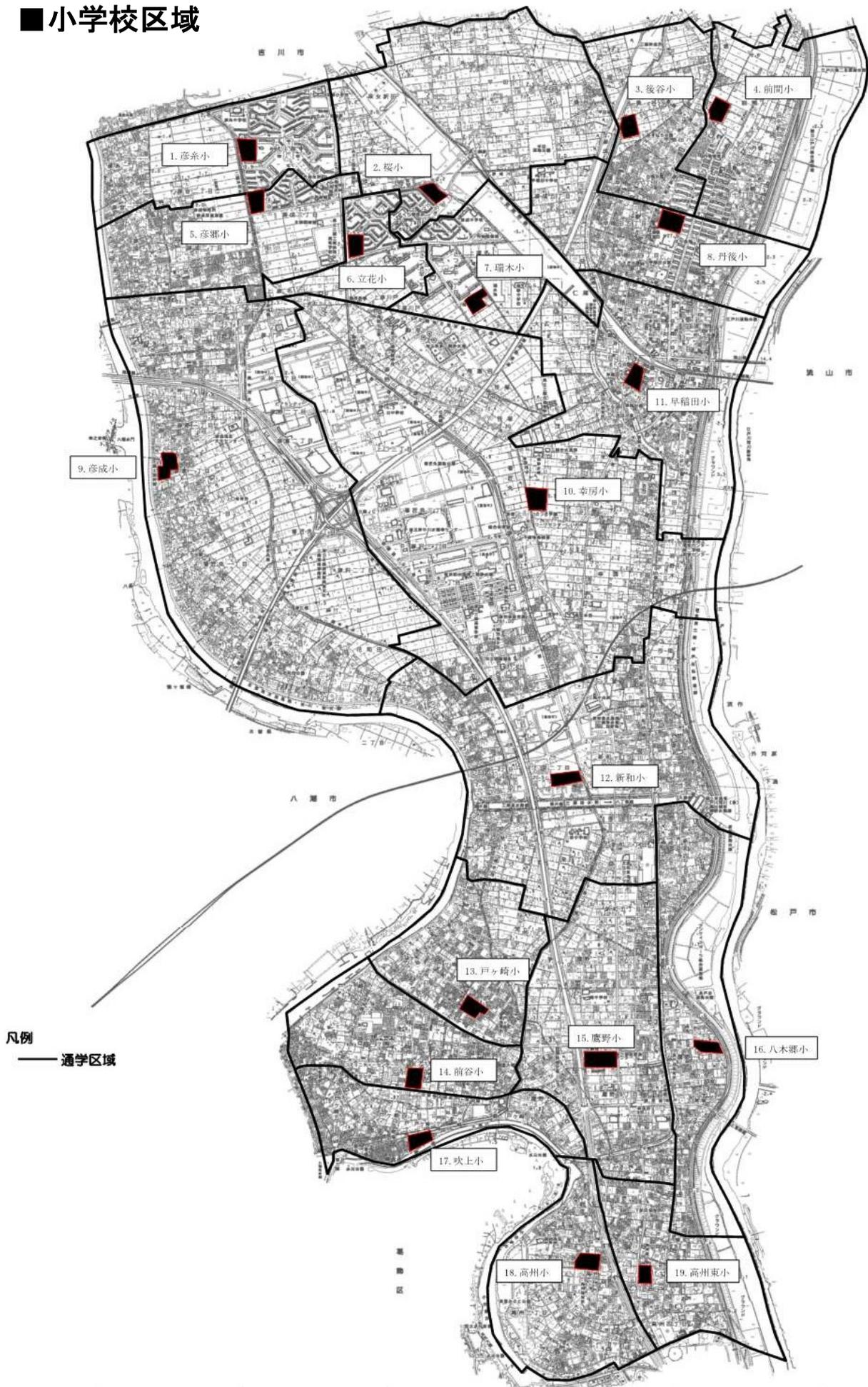
■3区域



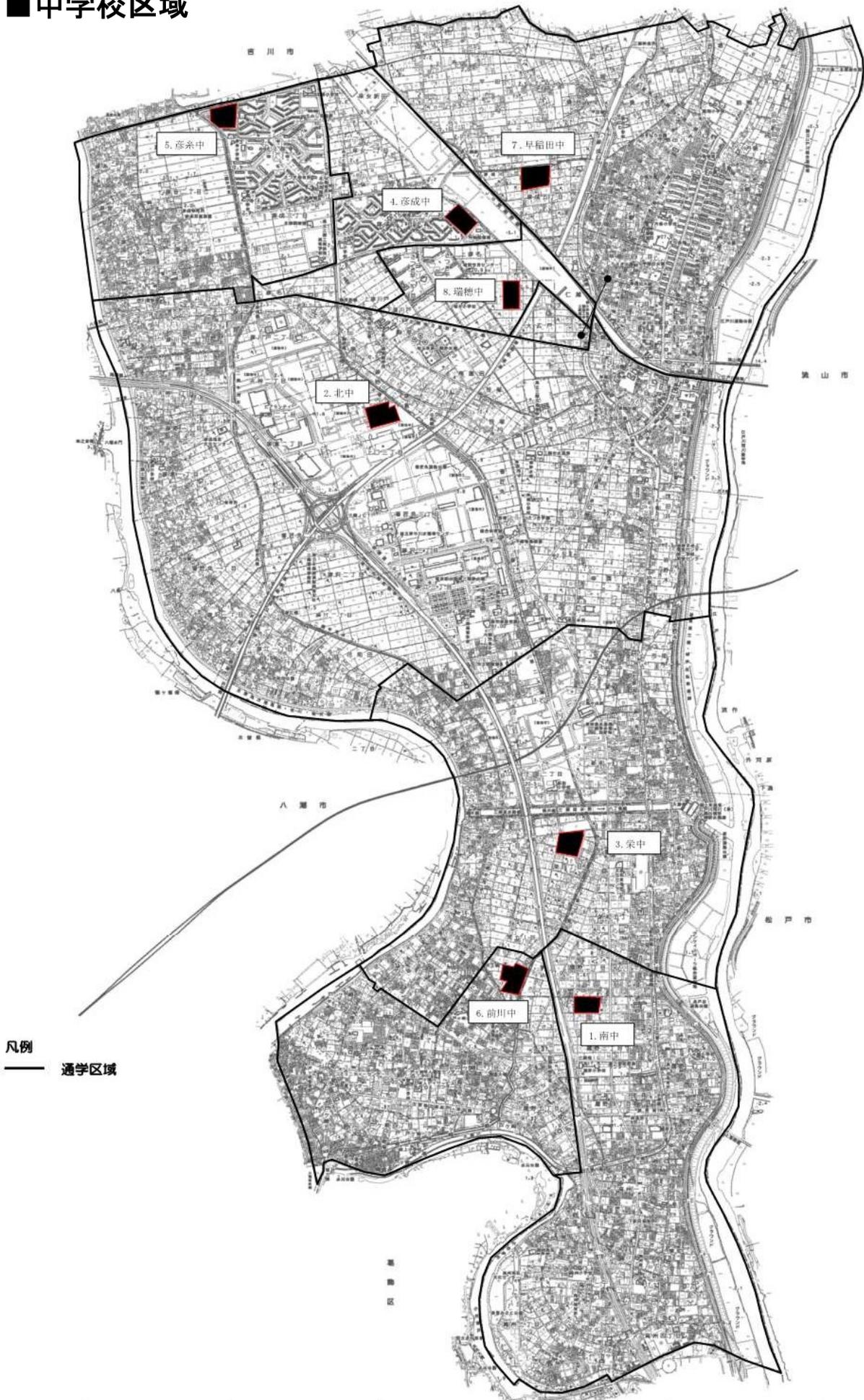
■母子保健地区活動区域



■ 小学校区域



■ 中学校区域



2 事業の量の見込み及び確保方策

乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、事業毎に必要なとされる事業量（ニーズ）を見込み、対応する教育・保育サービスや子育て支援事業等の提供体制の確保方策（内容・実施時期等）を設定します。

2-1 量の見込みの算定にあたっての基本的な考え方

量の見込みの算定にあたっては、「子ども・子育てニーズ調査」の結果に基づき、国が平成26年、第一期市町村支援事業計画作成にあたって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び、平成31年4月に示された「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出したうえで、本市の地域特性と市民ニーズを勘案して一部補正を行いました。

(1) 家庭類型について

「子ども・子育てニーズ調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無及び就労状況ごとに分類された下記の「家庭類型」ごとに、現在の利用率や利用意向率を算出し、将来の児童人口推計をベースに、対象事業の量を見込みました。

◆家庭類型（BからF）の図表

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満		
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		
120時間未満 64時間以上						
64時間未満		タイプC'	タイプE'			
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD				タイプF

■将来児童人口推計

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳	1,130人	1,076人	1,024人	973人	909人
1歳	1,196人	1,151人	1,093人	1,041人	980人
2歳	1,299人	1,221人	1,158人	1,099人	1,034人
3歳	1,290人	1,333人	1,250人	1,182人	1,122人
4歳	1,375人	1,311人	1,357人	1,272人	1,194人
5歳	1,360人	1,406人	1,339人	1,386人	1,279人
6歳	1,309人	1,381人	1,425人	1,357人	1,401人
7歳	1,293人	1,333人	1,398人	1,447人	1,366人
8歳	1,218人	1,305人	1,346人	1,412人	1,452人
9歳	1,209人	1,232人	1,313人	1,358人	1,409人
10歳	1,197人	1,214人	1,232人	1,313人	1,359人
11歳	1,240人	1,206人	1,216人	1,239人	1,310人
12歳	1,204人	1,245人	1,208人	1,218人	1,242人
13歳	1,179人	1,209人	1,245人	1,208人	1,215人
14歳	1,109人	1,185人	1,209人	1,246人	1,205人
15歳	1,154人	1,116人	1,187人	1,211人	1,244人
16歳	1,122人	1,158人	1,117人	1,188人	1,205人
17歳	1,188人	1,129人	1,159人	1,116人	1,189人
0～17歳 合計	22,072人	22,211人	22,276人	22,266人	22,115人

基準日：各年4月1日

※「三郷市版人口ビジョン」（令和2年度策定予定）の考え方を基に推計しています。

2-2 乳幼児期の学校教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 0歳児の保育（3号認定子ども）

3号認定子ども（子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの）のうち、0歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び小規模保育事業などの地域型保育事業等を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
合計	量の見込み	249人	237人	225人	214人	200人	
	確保方策	認定こども園・保育所	224人	224人	224人	224人	224人
		地域型保育事業等	27人	27人	27人	27人	27人
		合計	251人	251人	251人	251人	251人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	
北	量の見込み	101人	96人	91人	87人	81人	
	確保方策	認定こども園・保育所	85人	85人	85人	85人	85人
		地域型保育事業等	12人	12人	12人	12人	12人
		合計	97人	97人	97人	97人	97人
	要確保数	4人	0人	0人	0人	0人	
中央	量の見込み	96人	91人	87人	82人	77人	
	確保方策	認定こども園・保育所	79人	79人	79人	79人	79人
		地域型保育事業等	10人	10人	10人	10人	10人
		合計	89人	89人	89人	89人	89人
	要確保数	7人	2人	0人	0人	0人	
南	量の見込み	52人	50人	47人	45人	42人	
	確保方策	認定こども園・保育所	60人	60人	60人	60人	60人
		地域型保育事業等	5人	5人	5人	5人	5人
		合計	65人	65人	65人	65人	65人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	

※ 各提供区域の量の見込みは、平成31年4月1日時点での各区域の0～5歳人口比に基づいて三郷市全体の量の見込みを案分して算出しています（以降同様です）。

※ 確保方策は年度末時点の利用定員数としています。

(2) 1・2歳児の保育（3号認定子ども）

3号認定子ども（子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳未満の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの）のうち、1・2歳児の保育については、認定こども園や保育所の整備及び小規模保育事業などの地域型保育事業等を推進し、保育の量的、質的拡充を図り確保方策とします。

■量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
合計	量の見込み	1,004人	955人	973人	925人	871人	
	確保方策	認定こども園・保育所	831人	831人	831人	831人	831人
		地域型保育事業等	174人	174人	174人	174人	174人
		合計	1005人	1005人	1005人	1005人	1005人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	
北	量の見込み	406人	386人	393人	374人	352人	
	確保方策	認定こども園・保育所	323人	323人	323人	323人	323人
		地域型保育事業等	69人	69人	69人	69人	69人
		合計	392人	392人	392人	392人	392人
	要確保数	14人	0人	1人	0人	0人	
中央	量の見込み	386人	368人	375人	356人	335人	
	確保方策	認定こども園・保育所	274人	274人	274人	274人	274人
		地域型保育事業等	93人	93人	93人	93人	93人
		合計	367人	367人	367人	367人	367人
	要確保数	19人	1人	8人	0人	0人	
南	量の見込み	212人	201人	205人	195人	184人	
	確保方策	認定こども園・保育所	234人	234人	234人	234人	234人
		地域型保育事業等	12人	12人	12人	12人	12人
		合計	246人	246人	246人	246人	246人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人	

※ 確保方策については、年度末時点の利用定員数としています。

(3) 3～5歳児の教育・保育（2号認定子ども）

2号認定子ども（子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳以上の小学校就学前の子どもで保護者の就労等の事由により保育を必要とするもの）については、今後の量の見込みに対して、総数では認定こども園や保育所の利用定員数が上回っており、提供体制が確保されています。提供区域毎に見ると、中央区域で要確保数が生じていますが、北・南区域で提供可能な定員枠があることから、送迎保育の活用等により提供体制を確保します。

■2号認定子どもの量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	量の見込み	1,389人	1,398人	1,362人	1,326人	1,241人
	確保方策 (認定子ども園・保育所)	1,511人	1,511人	1,511人	1,511人	1,511人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
北	量の見込み	562人	565人	551人	536人	502人
	確保方策 (認定子ども園・保育所)	589人	589人	589人	589人	589人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
中央	量の見込み	535人	538人	524人	510人	478人
	確保方策 (認定子ども園・保育所)	485人	485人	485人	485人	485人
	要確保数	50人	53人	39人	25人	0人
南	量の見込み	292人	295人	287人	280人	261人
	確保方策 (認定子ども園・保育所)	437人	437人	437人	437人	437人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3～5歳児の教育・保育（1号認定及び2号認定子ども）

1号認定子ども（子ども・子育て支援法第19条で規定する、満3歳以上の小学校就学前の子どもで2号認定子ども以外のもの）については、今後の量の見込みに対し、必要とする認定こども園や幼稚園の利用定員数が上回っており、提供体制が十分に確保されています。

保育の必要性がある2号認定子どものうち、教育（幼稚園利用）を希望する子どもについては、1号認定子どもと同様に認定こども園・幼稚園の利用定員を確保方策として提供します。

提供区域毎に見ると、中央区域で要確保数が生じていますが、北・南区域には提供可能な定員枠があることから、市内全域で提供体制を確保します。

■ 1号認定及び2号認定子どもの量の見込み及び確保方策

			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	量の見込み	合計	2,391人	2,407人	2,343人	2,281人	2,135人
		内訳	1号認定	1,962人	1,975人	1,923人	1,872人
	2号認定 (幼稚園利用希望)		429人	432人	420人	409人	383人
	確保方策 (認定こども園・幼稚園)		3,280人	3,280人	3,280人	3,280人	3,280人
	要確保数		0人	0人	0人	0人	0人
北	量の見込み	合計	966人	973人	946人	922人	863人
		内訳	1号認定	793人	798人	777人	757人
	2号認定 (幼稚園利用希望)		173人	175人	169人	165人	155人
	確保方策 (認定こども園・幼稚園)		1,920人	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人
	要確保数		0人	0人	0人	0人	0人
中央	量の見込み	合計	921人	926人	902人	879人	821人
		内訳	1号認定	756人	760人	740人	721人
	2号認定 (幼稚園利用希望)		165人	166人	162人	158人	147人
	確保方策 (認定こども園・幼稚園)		435人	435人	435人	435人	435人
	要確保数		486人	491人	467人	444人	386人
南	量の見込み	合計	504人	508人	495人	480人	451人
		内訳	1号認定	413人	417人	406人	394人
	2号認定 (幼稚園利用希望)		91人	91人	89人	86人	81人
	確保方策 (認定こども園・幼稚園)		925人	925人	925人	925人	925人
	要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

2-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 利用者支援事業（子育て支援ステーション事業）

対象者	妊産婦・子育て家庭の保護者
事業概要	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

■現状

健康福祉会館内に子育て支援ステーションほほえみを設置し、3つの事業類型の利用者支援事業を行っています。利用者支援事業（母子保健型）は、子育て世代包括支援センターとしての機能を有し、妊娠届出時等に妊婦との面談を行い、必要な支援につなげています。利用者支援事業（基本型）では、子育て支援施設等に関する情報提供や子育ての相談に応じています。利用者支援事業（特定型）は、保育施設等の利用に関する情報提供や相談支援を行っています。

●量の見込み及び確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保方策	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
要確保数	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

② 地域子育て支援拠点事業

対象者	おおむね3歳未満の児童および保護者
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、子育て情報の提供、親子講座およびサークルの育成支援などを行う事業

■現状

市内に2か所の子育て支援センターのほか、7か所のつどいの広場において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の子育て資源等の情報提供などを行っています。

●地域子育て支援拠点事業の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
延べ利用親子数	28,215組	26,393組	26,420組	27,090組	24,658組
子育て支援センター	10,825組	10,429組	9,069組	10,021組	9,083組
つどいの広場	17,390組	15,964組	17,351組	17,069組	15,575組

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合 計	量の見込み	26,674組	25,372組	24,096組	22,908組	21,504組
	実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
	確保方策	26,700組	25,400組	24,100組	23,000組	21,600組
	要確保数	0組	0組	0組	0組	0組
南中学 校区	量の見込み	2,517組	2,394組	2,273組	2,161組	2,029組
	確保方策	2,500組	2,400組	2,300組	2,200組	2,000組
北・彦糸 中学校区	量の見込み	8,572組	8,154組	7,744組	7,362組	6,911組
	確保方策	8,600組	8,200組	7,700組	7,400組	6,900組
栄中学 校区	量の見込み	7,608組	7,236組	6,872組	6,534組	6,133組
	確保方策	7,600組	7,200組	6,900組	6,500組	6,200組
彦成・瑞穂 中学校区	量の見込み	2,669組	2,539組	2,411組	2,292組	2,152組
	確保方策	2,700組	2,500組	2,400組	2,300組	2,200組
前川 中学校区	量の見込み	2,364組	2,249組	2,136組	2,030組	1,906組
	確保方策	2,400組	2,200組	2,200組	2,300組	2,400組
早稲田 中学校区	量の見込み	2,944組	2,801組	2,660組	2,529組	2,374組
	確保方策	2,900組	2,800組	2,700組	2,500組	2,400組

※量については年度により増減が生じる見込みですが、各年度とも対応できる提供体制を確保方策としています。

③ 妊婦健康診査事業

	対象者	すべての妊婦
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①診察による健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	

■現状

埼玉県が埼玉県医師会や埼玉県助産師会等と一括契約し、1都6県内にある指定医療機関や指定助産所において実施する妊婦健康診査費用（14回分）を市が助成しています。

また、指定以外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は償還払いで対応しています。

●妊婦健康診査の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受診実人数	1,174人	1,196人	1,129人	1,161人	1,110人
延べ受診者数	13,484人	13,315人	12,805人	12,602人	12,159人

●妊婦健康診査の量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見込み	受診実人数	1,076人	1,024人	973人	909人	860人
	延べ受診者数	15,064人	14,336人	13,622人	12,726人	12,040人
確保方策		15,064人	14,336人	13,622人	12,726人	12,040人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み（対象となる妊婦の数=翌年度の0歳児数）に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

④ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業

対象者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

■現状

市内の乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に対し、委託助産所の助産師等の訪問員や市の保健師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての助言やその他必要な支援を行っています。また、訪問時に産後うつ病や育児不安の把握のためのアンケートを実施しています。

●乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
訪問乳児数	1,204人	1,232人	1,165人	1,160人	1,153人

●量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	量の見込み	1,130人	1,076人	1,024人	973人	909人
	確保方策	1,130人	1,076人	1,024人	973人	909人
早稲田地区	量の見込み	181人	172人	164人	156人	145人
	確保方策	181人	172人	164人	156人	145人
彦成地区	量の見込み	181人	172人	164人	156人	145人
	確保方策	181人	172人	164人	156人	145人
東和西地区	量の見込み	214人	205人	194人	185人	173人
	確保方策	214人	205人	194人	185人	173人
東和東地区	量の見込み	373人	355人	338人	321人	300人
	確保方策	373人	355人	338人	321人	300人
高州地区	量の見込み	79人	75人	72人	68人	64人
	確保方策	79人	75人	72人	68人	64人
新みさと地区	量の見込み	102人	97人	92人	87人	82人
	確保方策	102人	97人	92人	87人	82人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込み（各年度の0歳児数）に対し、100%実施する体制を確保方策としています。

⑤ 養育支援訪問事業

対象者	おおむね生後1年までの 養育支援が特に必要な乳児のいる家庭
事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導及び助言並びに家事育児援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

■現状

養育支援が特に必要と認められる乳児のいる家庭に対し、市の保健師、委託助産所の助産師等の訪問員が自宅に訪問し、養育に関する相談、指導及び助言並びに家事育児援助等の必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
被訪問実人数	3人	4人	5人	13人	17人
延べ被訪問人数	26人	78人	47人	55人	61人

●量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	被訪問実人数	20人	21人	22人	23人	24人
	延べ被訪問人数	70人	75人	80人	85人	90人
確保方策		70人	75人	80人	85人	90人
要確保数		0人	0人	0人	0人	0人

⑥ 要保護児童対策地域協議会の開催

対象者	要保護児童又は要支援児童及び その保護者並びに特定妊婦
事業概要	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦の適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

■現状

要保護又は要支援の児童（家庭）や特定妊婦の支援に際し、関係機関が情報を共有し、また協調して支援ができるよう年1回代表者会議、月1回実務者会議を行うとともに、随時個別ケース検討会議を行っています。

●要保護児童対策地域協議会の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度

対象児童数	67人	78人	75人	78人	74人
-------	-----	-----	-----	-----	-----

●要保護児童対策地域協議会の対象児童の量の見込み及び確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	74人	74人	74人	74人	74人
確保方策	74人	74人	74人	74人	74人

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

対象児童年齢	0～5歳
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

■現状

現状事業を実施しておらず、病児・病後児緊急サポートの宿泊利用で対応しています。

●子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
実利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
延べ利用人数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

●量の見込み及び確保方策（ショートステイ事業）

（1年あたり延べ）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
確保方策					
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実利用人数	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
延べ利用人数	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日

●子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は、「ファミリー・サポート・センター事業（緊急サポート含む）」で対応します。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

対象児童年齢	0歳～小学6年生
事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する会員登録、連絡、調整を行う事業

■現状

本市では、みさとファミリー・サポート・センターが窓口となり、ファミリー・サポート・センター事業を運営しています。依頼会員（援助を受けたい人）、提供会員（援助の提供ができる人）の登録およびコーディネートを行っています。事業開始から16年が経過し、会員数も順調に伸びています。

●ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
依頼会員登録者数	981人	1,058人	1,116人	1,182人	1,322人
提供会員登録者数	171人	176人	182人	191人	213人
両方会員登録者数	81人	74人	76人	65人	64人
実利用人数	177人	187人	171人	189人	204人
延べ利用人数	3,870人	4,430人	4,091人	3,966人	4,320人

●量の見込み及び確保方策

（1年あたり延べ）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	未就学児	3,691人日	3,884人日	4,028人日	4,074人日	4,076人日
	小学1～3年	1,774人日	1,866人日	1,936人日	1,958人日	1,959人日
	小学4～6年	1,745人日	1,836人日	1,904人日	1,926人日	1,927人日
	合計	7,210人日	7,586人日	7,868人日	7,958人日	7,962人日
確保方策						
	提供会員数	220人	240人	260人	280人	300人
	延べ利用人数	7,210人日	7,586人日	7,868人日	7,958人日	7,962人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◎-1 一時預かり事業（幼稚園型）

対象児童年齢	3～5歳（在園児）
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった在園児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

■現状

本市の認定こども園3か所で一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）を実施しています。（平成31年3月31日現在）

本市の幼稚園9か所において、預かり保育を実施しています。（平成31年3月31日現在）

●量の見込み及び確保方策

（1年あたり延べ）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見 込 み	1号認定による利用	1,762人日	1,773人日	1,727人日	1,681人日	1,574人日
	2号認定による利用	29,619人日	29,806人日	29,033人日	28,260人日	26,451人日
	合計	31,381人日	31,579人日	30,760人日	29,941人日	28,115人日
確 保 方 策	一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	15,570人日	15,570人日	15,570人日	15,570人日	15,570人日
	預かり保育（長期休暇実施園）	25,404人日	25,404人日	25,404人日	25,404人日	25,404人日
	合計	40,974人日	40,974人日	40,974人日	40,974人日	40,974人日
要確保数		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

◎-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

対象児童年齢	0～5歳（非在園児）
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった非在園児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

■現状

本市の保育所（園）4か所において、一時預かり事業（一般型）を実施しています。

●一時預かり事業（一般型）の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数	6か所	5か所	5か所	4か所	4か所
延べ利用人数	8,774人	8,769人	7,170人	8,502人	4,590人

●量の見込み及び確保方策

（1年あたり延べ）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	量の見込み	8,000人日	7,830人日	7,530人日	7,240人日	6,780人日
	確保方策	9,600人日	9,600人日	9,600人日	9,600人日	9,600人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
北	量の見込み	2,000人日	1,960人日	1,880人日	1,810人日	1,700人日
	確保方策	2,400人日	2,400人日	2,400人日	2,400人日	2,400人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
中央	量の見込み	4,000人日	3,910人日	3,770人日	3,620人日	3,380人日
	確保方策	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日	4,800人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
南	量の見込み	2,000人日	1,960人日	1,880人日	1,810人日	1,700人日
	確保方策	2,400人日	2,400人日	2,400人日	2,400人日	2,400人日
	要確保数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

対象児童年齢	小学1～6年生
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

■現状

本市では、市内計19か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

●放課後児童クラブの実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
設置数	19か所	19か所	19か所	19か所	19か所
定員	798人	740人	855人	870人	970人
利用児童数	619人	698人	842人	890人	936人
小学1～3年	590人	657人	771人	770人	780人
小学4～6年	29人	41人	71人	120人	156人

●確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
合計	量の見込み	1,262 人	1,308 人	1,353 人	1,380 人	1,399 人
	確保方策	1,609 人	1,609 人	1,685 人	1,685 人	1,685 人
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
早稲田小学校区	量の見込み	88 人	91 人	94 人	96 人	97 人
	確保方策	115 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
八木郷小学校区	量の見込み	55 人	57 人	59 人	60 人	61 人
	確保方策	74 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
戸ヶ崎小学校区	量の見込み	40 人	42 人	43 人	44 人	45 人
	確保方策	72 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
彦成小学校区	量の見込み	72 人	75 人	78 人	79 人	80 人
	確保方策	75 人	75 人	113 人	113 人	113 人
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高州小学校区	量の見込み	52 人	54 人	56 人	57 人	58 人
	確保方策	70 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
吹上小学校区	量の見込み	22 人	23 人	23 人	25 人	25 人
	確保方策	38 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
桜小学校区	量の見込み	64 人	66 人	69 人	70 人	71 人
	確保方策	75 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
鷹野小学校区	量の見込み	43 人	44 人	46 人	47 人	47 人
	確保方策	65 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
新和小学校区	量の見込み	178 人	185 人	191 人	195 人	197 人
	確保方策	199 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幸房小学校区	量の見込み	156 人	162 人	167 人	170 人	172 人
	確保方策	180 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
立花小学校区	量の見込み	30 人	31 人	32 人	32 人	33 人
	確保方策	38 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
彦系小学校区	量の見込み	28 人	30 人	31 人	31 人	32 人
	確保方策	38 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
前谷小学校区	量の見込み	69 人	71 人	74 人	75 人	76 人
	確保方策	73 人	73 人	111 人	111 人	111 人
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高州東小学校区	量の見込み	56 人	58 人	60 人	61 人	62 人
	確保方策	72 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
彦郷小学校区	量の見込み	42 人	43 人	45 人	45 人	46 人
	確保方策	75 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
丹後小学校区	量の見込み	126 人	130 人	135 人	138 人	140 人
	確保方策	161 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
前間小学校区	量の見込み	52 人	54 人	56 人	57 人	58 人
	確保方策	77 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
瑞木小学校区	量の見込み	63 人	65 人	67 人	69 人	70 人
	確保方策	74 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
後谷小学校区	量の見込み	26 人	27 人	27 人	29 人	29 人
	確保方策	38 人				
	要確保数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑪ 延長保育事業

対象児童年齢		0～5歳
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	

■現状

本市では、21か所の保育所（園）において、開所時間については7時又は7時30分から、閉所時間については19時又は20時までの11時間を超える保育を実施しています。

●11時間を超える保育の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数	11か所	11か所	19か所	20か所	21か所
利用実人数	517人	568人	893人	940人	966人

●量の見込み及び確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
合計	量の見込み	1,486人	1,456人	1,402人	1,350人	1,265人
	実施施設数	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)	26か所(園)
	確保方策	2,110人	2,110人	2,110人	2,110人	2,110人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
北	量の見込み	601人	589人	567人	546人	512人
	実施施設数	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)	10か所(園)
	確保方策	787人	787人	787人	787人	787人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
中央	量の見込み	572人	561人	540人	520人	487人
	実施施設数	11か所(園)	11か所(園)	11か所(園)	11か所(園)	11か所(園)
	確保方策	777人	777人	777人	777人	777人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人
南	量の見込み	313人	307人	295人	284人	266人
	実施施設数	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)	5か所(園)
	確保方策	546人	546人	546人	546人	546人
	要確保数	0人	0人	0人	0人	0人

⑫ 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

対象児童年齢	0～5歳
事業概要	病児保育事業：保育を必要とする児童が疾病にかかっている際に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において保育を行う事業
要	病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業

■現状

本市では、保育所（園）1か所において、病児及び病後児の保育を実施しています。

●病児及び病後児の保育の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用延べ人数	211人	254人	260人	299人	277人

●量の見込み及び確保方策

(1年あたり延べ)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
合計	量の見込み	1,252 人日	1,227 人日	1,182 人日	1,138 人日	1,066 人日	
	確保方策	病児保育事業					
		実施施設数	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		利用延べ人数	960 人日	1,920 人日	1,920 人日	1,920 人日	1,920 人日
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	40 人日				
要確保数	252 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日		
北	量の見込み	506 人日	496 人日	478 人日	460 人日	431 人日	
	確保方策	病児保育事業	384 人日	768 人日	768 人日	768 人日	768 人日
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	10 人日				
		要確保数	112 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
中央	量の見込み	482 人日	473 人日	455 人日	438 人日	411 人日	
	確保方策	病児保育事業	374 人日	749 人日	749 人日	749 人日	749 人日
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	20 人日				
		要確保数	88 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
南	量の見込み	264 人日	258 人日	249 人日	240 人日	225 人日	
	確保方策	病児保育事業	202 人日	403 人日	403 人日	403 人日	403 人日
		子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	10 人日				
		要確保数	52 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

対象者	私立幼稚園（従来型）在園児の保護者
事業概要	特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園（従来型）を利用する保護者の世帯所得の状況等を勘案して、食事の提供に要する費用の一部を助成する事業

■現状

令和元年10月から事業開始。新制度の対象とならない従来型幼稚園在籍園児のうち、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の子どもが対象。

■量の見込み

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
380人	380人	380人	380人	380人

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

対象者	
事業概要	特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業について、多様な事業者の能力を活用した設置又は運営を促進するための事業

■現状

特定教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業への民間の事業者の参入については、法令に基づき、県等の補助制度を活用する形で受け入れを行っています。

■方向性

教育・保育の質を確保し、また、多様化するニーズに応えるため、民間の事業者等の能力を活用するなど、本制度への多様な主体の参入を促進していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

子育て家庭や地域社会・事業所及び行政機関等が各々の役割を担い、相互の連携をとりながら、一体となって計画を推進し、その実効性を確保するために、以下の体制をとることとします。

1-1 庁内推進体制の確保

関係各課相互の連携を強化し、各種施策の総合的かつ効果的な実現を図っていきます。また、計画の実施状況について、目標達成率の検証や評価分析等を毎年行い、効果的な取組みを図ることとします。その内容については広く市民に公表します。

三郷市児童育成行動 計画行政推進協議会	関係所管課の調整を行うとともに、現年度の状況報告・次年度の計画の 確認、子育て関連施策実施にあたっての課題解決策等の協議を行います。
------------------------	---

1-2 市民等による点検

計画の推進にあたって、市民(公募)、保護者、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業従事者等から構成される「三郷市子ども・子育て会議」を設置し、実施状況の把握・点検・見直しを行っていきます。

1-3 関係機関との協議

この計画の円滑な遂行には、保健所・児童相談所・警察等の関係機関との密接な連携が必要です。個々の問題についてはもちろん、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

1-4 他自治体・県・国との連携等

他自治体や県と密接に連携して、広域的取組みの必要な事業を推進していきます。また、子どもを巡る諸問題について、他自治体や県と連絡を取り合うことに努め、本計画の深化を図っていきます。

本計画を推進していくにあたっては、県や国の役割も大きな位置を占めています。そこで、必要に応じて、県や国に対して各種の要望をしていきます。

資料

1 期間内目標値

☆・・・「三郷市母子保健計画」から引用

基本目標 1 子どもの権利や安全の確保

(1) 子どもの権利と主体性の尊重

① 子どもの権利の尊重

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	各年度目標				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人権セミナー	5回開催	継続して実施	講座内容の創意工夫を図り、継続して実施				
学校人権教育	全小・中学校において人権作文・人権メッセージの作成	継続して同様に実施	事業の充実を図る				

(2) 子どもの安全の確保

① 虐待防止対策の強化

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
家庭児童相談室	相談件数 1,450 件	相談の件数 1,500～1,600 件	相談が複数回にわたることや 1 件あたりの相談時間が長いこと、件数値を指標にせず、各年度 1,500～1,600 件とする。				
地域における見守り体制の確立（広報・啓発活動の充実）	広報誌、HP への掲載、児童虐待防止月間での横断幕設置やららほっとみさと内での展示、チラシ・リーフレットの配布、ポスターの掲示など。	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。				
地域における見守り体制の確保（通報システムの確立）	民生委員・児童委員等の会議の中等で、児童虐待の講習等を行う。	継続して同様に実施。	より充実できるよう、他の機会も検討する。				
要保護児童対策地域協議会	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を通じ、情報共有と協調できる体制を整えている。	継続して同様に実施。	子ども家庭総合支援拠点を設置することとなったため、子育て支援ステーション等関係機関との連携の強化を図り、児童虐待防止に向けた取組みを実施していく。				
要援護児童の施設入所及び相談業務	相談 1 件、入所 1 件。	相談しやすい体制づくりを整える。	相談しやすい体制づくりを整える。				
健康診査未受診状況調査（お元気ですか訪問）	居住実態を把握できた乳幼児の割合 100%☆	100%☆	保健師等による未受診者訪問を実施し居住等の有無や児の様子、健診に来訪されなかった背景等を確認する。 訪問で会えなかったり、返信ハガキの回答が無かった場合は、フローチャートをもとに、地区担当保健師へ引き継ぎ、居住実態不明児の早期把握に努める。				
未就園児等全戸訪問事業	未実施	居住実態を把握できた児童の割合 100%	新規事業のため、庁内関係各課と連携を図り、健診未受診者や不登校児童で連絡がとれない家庭の訪問を行っていく。				

② いじめからの保護

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教育相談	市内3カ所の教育相談室における相談延べ件数 4,236 件	継続して同様に実施	事業の充実を図る				

③ 交通被害からの保護

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
道路照明灯設置	新設数：26	継続して同様に実施	照明灯LED化のさらなる推進を図る。				
交通安全施設	グリーンベルト：28.2㎡ 中央・外側線：9,723㎡	継続して同様に実施	交通事故現場や町会・自治会等の要望を精査したうえで実施する。				
通学時の交通安全指導	立哨指導箇所：32カ所 交通指導員数：32名	継続して同様に実施	学校からの要望、交通環境等の変化により適切配置を検討し実施する。				

資料

交通安全こども自転車乗り大会	開催回数：1回 市内参加小学校数：19校 参加者数：95名 参加校率：100%	継続して同様に実施	交通安全意識、安全運転技術向上のため事業の充実を図る。
交通安全教育	実施回数 小学校：27回 5,751名 幼稚園：7回 920名	継続して同様に実施	実施体制を検討し、安全教室の充実を図る。

④ 犯罪被害からの保護

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
防犯のまちづくりの推進	自主防犯活動団体数 116 防犯ステーション数 5 青色防犯パトロール車数 84	自主防犯活動団体数 127 防犯ステーション数 6 青色防犯パトロール車数 100	活動団体数、ステーション数、パトロール車数の増加を図る。				
子ども110番の家	設置数 994件	設置数1,000件	設置数の増加を図る。				
子ども見守り活動	見守りボランティア協力者数 17,708人	現状維持に努める。	現在のボランティア協力者に引き続き活動をお願いしていく。				

(3) 子どもの生活環境の整備

① 安全なまちづくりの推進

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
水路改修事業	960m	1.5 km	0.3 km				
歩道整備事業	157.6m	0.5 km	0.1 km				

基本目標2 子どもの社会的成長の促進

(1) 子どもの健全な成長

① 青少年健全育成

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青少年問題協議会	年2回実施 委員数14人	継続して同様に実施	年2回の開催を継続し、事業の充実を図る。				
青少年の非行・被害防止全国強調月間啓発事業（7月）	年1回実施	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。				
子供・若者育成支援強調月間啓発事業（11月）	年1回実施	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。				
親の学習推進事業	ファシリテーター数27人 サポーター数 16人	ファシリテーター数29人 サポーター数 18人	講座内容の充実と、新規ファシリテーターおよびサポーターの育成を図る。				

② 子どもの情報環境の整備

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
情報モラル教育の推進	〔指導課〕児童生徒や保護者に対し、携帯電話やスマートフォンの正しい使用方法等について啓発活動や指導を実施	継続して同様に実施	事業の充実を図る				
	〔青少年課〕啓発活動 1回 代表者会議 2回	年1回を基本に実態に即して実施	児童・生徒の情報機器利用の実態を把握し、実態に応じた教育を推進する。				

(2) 子どもの交流機会の確保

① 青少年団体活動支援

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青少年教育事業	各事業参加者合計 232人	継続して同様に実施	プログラムの見直しを適宜図り、事業を充実させながら、参加者のステップアップを図る。				

子ども会育成者研修会	年1回実施 参加者29人	継続して同様に実施	引き続き研修会を開催し、子ども会活動の安全な運営を促す。
------------	-----------------	-----------	------------------------------

② 地域活動の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
青少年関係団体補助事業等	6団体に補助金を交付	実態に即して実施	青少年の健全育成を行う団体に補助を行う。				

(3) 「子どもの居場所」づくりの整備・推進

① 「子どもの居場所」づくりの整備・推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
放課後児童クラブ運営の充実	児童クラブで延べ利用 児童数 11,437人	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				
放課後子ども教室推進事業	4か所 登録人数：160名	継続して実施	小学校内(2校)への新設を目指す。				
児童館(育児情報の提供・交流)	北児童館・南児童センター・ 早稲田児童センターで通年 実施	継続して実施	児童厚生員による子育てサポート、育児に関する情報提供等を行う。				
就学支援委員会	全小・中学校で校内就学相談 委員会を実施 市就学支援委員会を年6回 実施	継続して同様に実施	校内就学支援委員会や関係期間との連携強化				
障がい児への支援(障害福祉サービス給付事業)	(児童発達支援) 実人数：100人 (放課後等デイサービス) 実人数：250人	適切な対応を推進する	継続して取り組む				
赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業)	開催回数:18回 参加者数:延べ485人	継続して実施	保護者の仲間づくりや子育てのアドバイスの発信等につながるよう内容の充実を図る。				
図書館における日本一の読書のまち三郷の推進	図書館・図書室の児童書貸出 333,704冊 図書館間連絡車巡回 178回	継続して同様に実施	継続して同様に実施				
親子対象事業	[北児童館] 164回 開催 延 1,928人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[南児童センター] 240回 開催 延 6,076人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[早稲田児童センター] 726回 開催 延 9,307人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[東和東地区文化センター] 子育てママのリフレッシュ 体操：38人 親子体操：44人 つどいの広場「子育て支援事業」延べ 6,848人 みんな☆おいでよ： 延べ91人 お話し広場延べ 3,630人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直す。 参加者数については現状維持を確保				

	<p>[彦成地区文化センター]</p> <p>① 親子料理教室 延べ 18人</p> <p>② にこにこひろば 延べ 329人</p> <p>③ えほんのひろば 延べ 124人</p> <p>④ 親子リズム遊び 延べ 68人</p> <p>⑤ つどいの広場「子育て支援事業」 延べ 499人</p>	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 親子のふれあいの場となる事業の実施に努める。
	<p>[高州地区文化センター]</p> <p>つどいの広場「子育て支援事業」 延べ667人</p>	継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。 子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。 参加者数は現状維持を確保。
	<p>[鷹野文化センター]</p> <p>ファミリーコンサート 開催回数：1回 参加人数：184人</p> <p>子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ76組</p> <p>みんなおいでよ 開催回数：2回 参加人数：72人</p>	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	<p>[ピアラシティ交流センター]</p> <p>ポタジェ体験 開催回数 11回 参加組数 200組</p>	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	<p>[三郷中央におどりプラザ]</p> <p>令和元年度に実施 親子体験WS等 開催回数 概ね8回 参加組数 概ね200名</p>	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	<p>[市立図書館]</p> <p>親子おはなし会 開催回数：22回 参加人数延べ 528人</p>	継続して実施	継続して同様に実施
	<p>[早稲田図書館]</p> <p>親子おはなし会 開催回数：12回 参加人数延べ 119人</p>	継続して同様に実施	継続して同様に実施
	<p>[北部図書館]</p> <p>ちいさいえほんタイム 開催回数：12回 参加人数延べ206人</p>	継続して同様に実施	継続して同様に実施
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生）	<p>[北児童館]</p> <p>575回 開催 延971人 参加</p>	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	<p>[南児童センター]</p> <p>9回 開催 延90人 参加</p>	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施

	[早稲田児童センター] 405回 開催 延 968人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] ぬりえ大会：延べ 437人 キッズ体操：2クラス 延べ 1,440人 英語リトミック教室： 2クラス 延べ 633人	継続して同様に実施	定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ① ぬりえ・クイズ大会 延べ 1,464人 ② kids 体操クラブ 延べ 775人	継続して同様に実施。	内容を検討し、継続して実施
	[高州地区文化センター] ぬりえ大会 延べ 1,191人 Kids 体操クラブ 4クラス 延べ 2,914人	継続して同様に実施	近隣の幼稚園、小学校等の児童数を把握し、広報活動を強化し、現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ232人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	[ピアラシティ交流センター] キッズの英語体験 開催回数 8回 参加組数 57人 キッズのジャズダンス体験 開催回数 12回 参加組数 299人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[市立図書館] わくわくラボ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 762人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[早稲田図書館] たからじまクラブ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 215人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[北部図書館] ほくほくタイム他 開催回数:延べ12回 参加者数:延べ 221人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
児童対象事業 (小学生) ブックトーク	市内全小学校3年生対象 19校 37学級 1,147人実施	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
児童対象事業 (小学生)	[北児童館] 115回 開催 延 773人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 1,377回 開催 延 3,521人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施

	[早稲田児童センター] 519回 開催 延 2,978人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] みさとの大将：延べ67人 東和スイーツクラブ：延べ30人 キッズチアリーディング：延べ28人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直し開催する。 また、参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ① ちびっこクッキング 延べ 55人 ② ちびっこ工作 延べ 38人 ③ D I Yこども工作教室 延べ 23人 ④ 子ども科学教室 延べ 17人 ⑤ 絵本クッキング 延べ 10人 ⑥ みさとの大将 延べ 275人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 子どもが楽しく参加できる事業の充実を図る。
	[高州地区文化センター] Kids 工作・kids 料理・みさとの大将 延べ394人	継続して同様に実施	近隣の小学校へPRを強化し、学校行事予定を把握しながら、そえに合わせた事業を実施していく。 延べ人数については現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ552人 みさとチャイルドチャレンジ 開催回数：1回 参加人数：280人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	[ピアラシティ交流センター] キッズのお菓子パン教室 開催回数 4回 参加組数 96人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
その他一般事業	[北児童館] 20回 開催 延 700人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 540回 開催 延 3,593人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 195回 開催 延 2,949人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] ECO イベント：延べ,914人 東和キッズまつり：2,400人 夏休みゲーム大会：280人 リフティング・パフォーマンスショー：205人 子育てフェスタ：598人 ハロウィンイベント：425人 東和食堂：延べ 1,188人	継続して同様に実施し（一部イベントを統合して開催）	定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保

	[彦成地区文化センター] ① スポーツ交流会 延べ 40 人 ② 彦ブンフェスタ 延べ 2,114 人 ③ 観劇会 延べ 48 人 ④ 子ども映画会 延べ 264 人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。ファミリーで参加できる体験型イベントとして企画していく。
	[高州地区文化センター] 高州MOVIE 延べ 333 人 子ども夏まつり 延べ 3,374 人 けん玉ショー 延べ 252 人 子ども作品展 延べ 383 人	継続して同様に実施	参加者数については、現状維持を確保。
	[ピアラシティ交流センター] ピアラシティ交流センター フェスタ 開催回数 1 回 参加人数 1,022 人 (体験イベント参加者数)	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[北部図書館] 星空観望会 開催回数:8回(中止4回) 参加人数:151人(申込人数298人)	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
子どもの学習支援事業	参加者 中学生13名 高校生5名	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
おもしろ遊学館事業	教育課程にとられない講座を休業日等に実施	継続して同様に実施	事業の充実を図る
「子どもの居場所」づくりセミナー	未実施	新規で実施	講演会や交流会等を柱として実施
「子どもの居場所」づくりの情報発信	①活用媒体数 1つ (ホームページ)	①活用媒体数 6つ以上	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページなどに分け、ホームページに掲載する。 また、必要に応じて、メール配信サービスやポケットみさと、フェイスブック、ツイッター、チラシ掲示などを活用し、情報発信を行う。
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	現時点で把握している情報を提供	三郷市社会福祉協議会や庁内各課と連携し、相談者に幅広い情報提供を行う。	三郷市社会福祉協議会と連携し、窓口対応にあたる。「相談票」を活用して庁内各課と連携し、相談者へ情報提供する。

② 公園などの整備

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
身近な公園、広場の整備	一人あたりの公園等面積 7.17 m ² /人	目標年度(2年度) 7.5 m ² /人	地域的なバランスを考慮した配置と地域の特性を踏まえた整備に努める。				

資料

公園施設の維持管理	年/1回、遊具の定期点検を実施 遊具等の修繕の実施 樹木の剪定及び病害虫駆除（消毒）の実施	継続して同様に実施	継続して同様に実施
公園施設のバリアフリー化	公園施設のバリアフリー化 44箇所	既存施設のバリアフリー化、新規施設へのユニバーサルデザインの導入	既存施設のバリアフリー化、新規施設へのユニバーサルデザインの導入

(4) 多様な体験機会の確保

① 多様な体験機会の提供

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
幼児・児童対象事業（乳幼児から小学生） （再掲）	[北児童館] 575回 開催 延971人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[南児童センター] 9回 開催 延90人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[早稲田児童センター] 405回 開催 延968人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[東和東地区文化センター] ぬりえ大会：延べ437人 キッズ体操：2クラス 延べ1,440人 英語リトミック教室： 2クラス 延べ633人	継続して同様に実施	定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保				
	[彦成地区文化センター] ③ ぬりえ・クイズ大会 延べ1,464人 ④ kids体操クラブ 延べ775人	継続して同様に実施。	内容を検討し、継続して実施				
	[高州地区文化センター] ぬりえ大会 延べ1,191人 Kids体操クラブ4クラス 延べ2,914人	継続して同様に実施	近隣の幼稚園、小学校等の児童数を把握し、広報活動を強化し、現状維持を確保。				
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ232人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施				
	[ピアラシティ交流センター] キッズの英語体験 開催回数8回 参加組数57人 キッズのジャズダンス体験 開催回数12回 参加組数299人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保				
[市立図書館] わくわくラボ他 開催回数：延べ12回 参加者数：延べ762人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る					

	[早稲田図書館] たからじまクラブ他 開催回数:延べ 12回 参加者数:延べ 215人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
	[北部図書館] ほくほくタイム他 開催回数:延べ12回 参加者数:延べ 221人	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
図書館における日本一の読書のまち三郷の推進(再掲)	図書館・図書室の児童書貸出 333,704冊 図書館間連絡車巡回 178回	継続して同様に実施	継続して同様に実施
日本一の読書のまち三郷推進計画の改定	年4回の協議会を開催した	継続して同様に実施	継続して同様に実施
児童対象事業(小学生)(再掲)	[北児童館] 115回 開催 延773人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 1,377回 開催 延3,521人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 519回 開催 延2,978人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] みさとの大将:延べ67人 東和スイーツクラブ:延べ30人 キッズチアリーディング:延べ28人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直し開催する。 また、参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ⑦ ちびっこクッキング 延べ 55人 ⑧ ちびっこ工作 延べ 38人 ⑨ D I Yこども工作教室 延べ 23人 ⑩ 子ども科学教室 延べ 17人 ⑪ 絵本クッキング 延べ 10人 ⑫ みさとの大将 延べ 275人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 子どもが楽しく参加できる事業の充実を図る。
	[高州地区文化センター] Kids 工作・kids 料理・みさとの大将 延べ394人	継続して同様に実施	近隣の小学校へPRを強化し、学校行事予定を把握しながら、そえに合わせた事業を実施していく。 延べ人数については現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数:延べ552人 みさとチャイルドチャレンジ 開催回数:1回 参加人数:280人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

資料

	[ピアラシティ交流センター] キッズのお菓子パン教室 開催回数 4回 参加組数 96人	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
ふれあい交流事業	みんなであそぼう 参加者 176人	継続して事業を実施	今後も継続して青少年団体への業務委託を行うことで、団体の活性化及び青少年の健全育成を推進する。
親子対象事業 (再掲)	[北児童館] 164回 開催 延 1,928人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 240回 開催 延 6,076人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 726回 開催 延 9,307人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] 子育てママのリフレッシュ 体操：38人 親子体操：44人 つどいの広場「子育て支援事業」延べ 6,848人 みんな☆おいでよ： 延べ91人 お話し広場延べ 3,630人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直す。 参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ⑤ 親子料理教室 延べ 18人 ⑥ にこにこひろば 延べ 329人 ⑦ えほんのひろば 延べ 124人 ⑧ 親子リズム遊び 延べ 68人 ⑤つどいの広場「子育て支援事業」 延べ 499人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 親子のふれあいの場となる事業の実施に努める。
	[高州地区文化センター] つどいの広場「子育て支援事業」 延べ667人	継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。 子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。 参加者数は現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] ファミリーコンサート 開催回数：1回 参加人数：184人 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ76組 みんなおいでよ 開催回数：2回 参加人数：72人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

	[ピアラシティ交流センター] ボタジェ体験 開催回数 11回 参加組数 200組	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[三郷中央におどりプラザ] 令和元年度に実施 親子体験WS等 開催回数 概ね8回 参加組数 概ね200名	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[市立図書館] 親子おはなし会 開催回数: 22回 参加人数:延べ 528人	継続して実施	継続して同様に実施
	[早稲田図書館] 親子おはなし会 開催回数: 12回 参加人数:延べ 119人	継続して同様に実施	継続して同様に実施
	[北部図書館] ちいさいこえほんタイム 開催回数: 12回 参加人数:延べ206人	継続して同様に実施	継続して同様に実施
その他一般事業 (再掲)	[北児童館] 20回 開催 延700人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 540回 開催 延3,593人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 195回 開催 延2,949人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] ECO イベント:延べ,914人 東和キッズまつり:2,400人 夏休みゲーム大会:280人 リフティング・パフォーマンスショー:205人 子育てフェスタ:598人 ハロウィンイベント:425人 東和食堂:延べ1,188人	継続して同様に実施継続し (一部イベントを統合して開催)	定着している事業であり、前年同様に継続する。 また、参加者数については、現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ⑤ スポーツ交流会 延べ 40人 ⑥ 彦ブンフェスタ 延べ 2,114人 ⑦ 観劇会 延べ 48人 ⑧ 子ども映画会 延べ 264人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。ファミリーで参加できる体験型イベントとして企画していく。

資料

	[高州地区文化センター] 高州MOVIE 延べ333人 子ども夏まつり 延べ3,374人 けん玉ショー 延べ252人 子ども作品展 延べ383人	継続して同様に実施	参加者数については、現状維持を確保。
	[ピアラシティ交流センター] ピアラシティ交流センター フェスタ 開催回数 1回 参加人数 1,022人 (体験イベント参加者数)	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
	[北部図書館] 星空観望会 開催回数:8回(中止4回) 参加人数:151人(申込人数 298人)	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る
子どもフォーラム	[青少年課] 年1回実施	継続して同様に実施	年1回の開催を継続し、事業の充実を図る。
	[指導課] 発表校1校	継続して同様に実施	事業の充実と積極的な広報活動
中学生社会体験チャレンジ事業	全中学校で実施	継続して同様に実施	協力的事業所との連携
巡回軽スポーツ事業	市内 5地区合計269名	参加者の増加	参加者については現状値よりも増加を目指す。
障がい者スポーツ・レクリエーション交流会	総合体育館大規模修繕により中止	参加者の増加	参加者については現状値よりも増加を目指す。
総合体育館事業	実施事業:37事業	事業数の増加	現状を維持しながら事業数の増加を目指す。 40事業
補助金交付団体の主催事業(スポーツ少年団等)	合計金額 9,908,000円	継続実施	現状維持

② 情報提供体制の整備

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
児童館だより	[北児童館] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[南児童センター] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[早稲田児童センター] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
たからじまだより	年6回、1回につき700部発行	継続して同様に実施	一部カラーを配布し、見やすさなど質の向上と共に内容の充実を図る				
「子どもの居場所」づくりの情報発信(再掲)	①活用媒体数 1つ(ホームページ)	①活用媒体数 6つ以上	「子どもの居場所」マップや各種支援制度、助成金などの情報を運営者向けページと利用者向けページなどに分け、ホームページに掲載する。 また、必要に応じて、メール配信サービスやポケットみさと、フェイスブック、ツイッター、チラシ掲示などを活用し、情報発信を行う。				

基本目標3 子どもの教育環境の充実

(1) 家庭教育の充実

① 多様な学習機会の提供

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親子対象事業 (再掲)	[市立図書館] 親子おはなし会 開催回数: 22回 参加人数:延べ 528人	継続して実施	継続して同様に実施				
	[早稲田図書館] 親子おはなし会 開催回数: 12回 参加人数:延べ 119人	継続して同様に実施	継続して同様に実施				
	[北部図書館] ちいさいこえほんタイム 開催回数: 12回 参加人数:延べ206人	継続して同様に実施	継続して同様に実施				
親子環境教室	8/21実施 参加者 大人7人/小人15人	継続実施	現状維持				
親の学習推進 事業 (再掲)	ファシリテーター数27人 サポーター数 16人	ファシリテーター数29人 サポーター数 18人	講座内容の充実と、新規ファシリテーターおよびサポーターの育成を図る。				

(2) 幼児教育の充実

① 幼稚園教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
私立幼稚園への 補助金交付 事業	私立幼稚園運営費補助金 市内9幼稚園 三郷市私立幼稚園協会補助 金	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				

② 幼児教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携	幼稚園協会との連携会議の開催	子育て支援ネットワークの形成	関係機関との連携を強化していく。				
幼児教室運営 管理・補助事業 (幼児教室 風の子園)	園児数:48人 通年での開園	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。	認定こども園等への移行や運営に対する支援のあり方等を検討する。				

(3) 学校教育の充実

① 学校教育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
特色ある学校 づくり事業	全小・中学校が学校公開を年 2回実施	継続して同様に実施	参観者数増加に向けた広報活動				
学力向上推進 事業	学力向上に向けた推進委員 会の実施(国語、数学、外国 語等) 研究委嘱校の決定	継続して同様に実施	状況を踏まえた適切な対応				
幼小・保小・ 小中・中高連 絡会	教職員合同研修会や連絡会 の実施	継続して同様に実施	情報の共有化を図る				
体力向上研究 推進事業	体力向上推進委員会の実施 研究委嘱校の決定	継続して同様に実施	状況を踏まえた適切な対応				

資料

保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携(再掲)	幼稚園協会との連携会議の開催	子育て支援ネットワークの形成	関係機関との連携を強化していく。
環境教育出前講座	3小学校で実施 参加者253名	小学校との調整を図りより多くの小学校で出前講座を行い参加者の増加を目指す	毎年5校程度での実施を目指す

② 特別支援教育の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就学支援委員会(再掲)	全小・中学校で校内就学相談委員会を実施 市就学支援委員会を年6回実施	継続して同様に実施	校内就学支援委員会や関係期間との連携強化				

③ 教育相談の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
教育相談(再掲)	市内3カ所の教育相談室における相談延べ件数4236件	継続して同様に実施	事業の充実を図る				

④ 経済的負担の軽減

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
交通遺児奨学金支給事業	支給人数 小学校3名、中学校1名 9月、1月、3月に支給	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
特別支援教育就学奨励費補助金事業	支給人数 小学生103名 中学生 37名	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業(学用品費等)	支給人数 準要保護887名 要保護 31名	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
準要保護児童生徒就学援助(学校給食費)	支給人数 準要保護878名	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				

(4) 読書による教育環境の充実・推進

① 読書による教育環境の充実・推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
親子対象事業(再掲)	[市立図書館] 親子おはなし会 開催回数: 22回 参加人数延べ 528人	継続して実施	継続して同様に実施				
	[早稲田図書館] 親子おはなし会 開催回数: 12回 参加人数延べ 119人	継続して同様に実施	継続して同様に実施				
	[北部図書館] ちいさいこえほんタイム 開催回数: 12回 参加人数延べ206人	継続して同様に実施	継続して同様に実施				
ブックスタート事業	4か月児健診の受診親子へ 絵本配布数 1,164冊	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る。				
らんどせるブックよもよも事業	市内在住の小学1年生(市外の小学校へ通学する児童も含む)へ配布 実施人数 1,176冊	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る。				

学校における「日本一の読書のまち三郷」の推進	[指導課] 全小・中学校において学校読書活動推進計画の作成 全国家読うびんコンクールの実施	継続して同様に実施	状況を踏まえた適切な対応
	[学務課] 全27校に専任の学校図書館司書を週2回配置	継続して同様に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。
児童対象事業（小学生）ブックトーク（再掲）	市内全小学校3年生対象 19校 37学級 1,147人実施	継続して同様に実施	質の向上を目指し事業の充実を図る

基本目標4 安心して出産できる支援体制づくりと親子に対する健康施策の充実

(1) 母子保健医療体制の整備充実

① 妊婦等に対する相談・支援の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の費用助成 14回	現状維持	マイナンバー制度による健診結果の利活用を図るための体制整備を検討する。				
利用者支援事業（子育て支援ステーション事業）	○妊婦面談実施割合 36.2% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 93.0% ○全出生数に占める低出生体重児の割合（2,500g未満）9.9%（最新平成29年度） ○周産期死亡率 6.1（人口千対）（最新平成29年度） ○妊娠11週以下での妊娠の届出率 92.6% ○相談件数 1,104件	○妊婦面談実施割合：100% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 100% ○低出生体重児の割合：減少 ○周産期死亡率：減少 ○妊娠11週以下での妊娠の届出率：増加	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、妊娠届出時等の機会を活用し、妊婦全員に面談を行うなど、支援を必要とするかたへの相談体制の充実を図る。 妊娠・出産・育児の総合相談窓口として、相談内容に応じた適切な部署等へつなぐとともに、産科医療機関等の関係機関との連携を強化していく。				
助産施設入所相談	相談件数 11件 入所件数 3件 広報・HP等で周知	子育て支援ステーション等関係各課と連携しながら支援が必要とされる方が確実に利用できるようにする。	引き続き事業を継続していく。				

② 乳幼児の疾病・医療体制の確保

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳幼児の予防接種	①BCG：（1歳未満）接種割合 100.8%☆ ②四種混合：1歳6か月までの接種割合（1期初回3回の終了）100.7%☆ ③麻疹・風疹：1歳6か月までの接種割合 95.2%☆	①現状維持☆ ②現状維持☆ ③現状維持☆	①乳幼児健康診査時に接種状況確認や未接種者へ接種勧奨②広報やホームページでの周知③未接種者への個別勧奨通知（麻しん風しん混合ワクチン2期、日本脳炎2期）④教育委員会をとおして市内小中学校の児童・生徒への接種勧奨チラシの配付、などを行い接種者数の増加を目指す。引き続き、早期接種の周知、未接種者への勧奨を行う。 また、予防接種の種類が増加しているため、接種誤り等がないよう予防接種自動スケジューラーの周知を徹底していく。				
小児救急医療対策	小児救急医療支援事業：365日/当番日数 小児時間外診療（初期救急）：542人	小児救急医療支援事業：365日/当番日数	小児救急医療支援事業は、東部南地区の担当病院及び6市1町と連携しながら、365日の輪番体制（1日当たり1病院）を維持していく。				

③ 親子の孤立防止

事業名	現状値 (30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援事業(子育て支援ステーション事業)(再掲)	○妊婦面談実施割合 36.2% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 93.0% ○全出生数に占める低出生体重児の割合(2,500g未満) 9.9%(最新平成29年度) ○周産期死亡率 6.1(人口千対)(最新平成29年度) ○妊娠11週以下での妊娠の届出率 92.6% ○相談件数 1,104件	○妊婦面談実施割合:100% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 100% ○低出生体重児の割合:減少 ○周産期死亡率:減少 ○妊娠11週以下での妊娠の届出率:増加	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、妊娠届出時等の機会を活用し、妊婦全員に面談を行うなど、支援を必要とするかたへの相談体制の充実を図る。				
乳児家庭全戸訪問(こんには赤ちゃん)事業	○乳児家庭全戸訪問の生後4か月以内の実施 97.1% ○EPDS9点以上の母の割合 10.8%	○乳児家庭全戸訪問実施率 100% ○産後うつハイリスク者の減少	妊娠期からの事業周知を図り、生後4か月以内の訪問実施率100%を目指す。妊娠期に支援プランを作成し、支援を継続中の家庭には出産後すみやかに訪問を実施する。				
相談訪問事業	専門的な支援が必要とされている親への支援割合(乳幼児健診で、発達・育児・育児の支援等で経過観察が必要とされた親子への相談割合) 100%☆	100%☆	乳児家庭全戸訪問時に、全数に産後うつ病を早期に発見するための質問票の聴取を行い、必要なかたには関係課と連携し支援していく。				
			医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別相談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや、心配ごと、困りに寄り添う支援を目指す。				

(2) 乳幼児健康診査・保健指導等の充実

① 乳幼児健康診査の充実

事業名	現状値 (30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳幼児健康診査	①健診の受診率 94.5%☆ ②健診診察医の小児科標榜医の割合 88.5%☆ ③要受診者等の医療機関等への受診率 75.1%☆ ④育児に自信がもてないことがよくある親の割合 7.6%☆ ⑤ゆったりとした気分子どもと過ごせる時間がある親の割合 85.2%☆ ⑥育児の悩みに対して相談や協力を得られる人の割合 99.2%☆	①96.0%☆ ②増加☆ ③80.0%☆ ④減少☆ ⑤増加☆ ⑥増加☆	転入者のチェックを毎月2回実施し、健診案内通知のものが無いよう努めるとともに、医師会の協力を得ながら受診しやすい体制づくりを検討する。 「要受診」と判定されたかたへ、電話や手紙で受診勧奨を行い、未受診の場合その理由を聞き取り対策の検討を行う。 健診の場面を活かし、閉じこもりや孤立感が高い親子には、相談窓口や他の親子と交流できる場の情報提供を行う。生活背景や養育状況の聞き取りを行い、必要時地区担当保健師に引き継ぎ、継続支援につなげる。				

② 集団指導の充実

事業名	現状値 (30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子健康教育事業	①両親学級の参加率☆ 妊婦 50.0% 配偶者等 44.8% ②3歳6か月児健診のうち罹患率 14.9%☆ ③親が子どもの歯の仕上げ磨きを毎日している割合 91.4%☆ ④事故防止対策を実施している家庭の割合 64.5%☆	①ハローベビー教室(旧両親学級)または医療機関等開催の両親学級への参加率 80.0%☆ ②10.0%☆ ③増加☆ ④増加☆	ハローベビー教室の周知および参加率向上に努め、産後の子育てを家族で協力してできるようきっかけづくりを行っていく。 幼児健診等の機会、歯や口に関する健康教育とブラッシング指導を行い、う歯予防の教育機会を充実させる。また、年2回地域の歯磨き指導と無料フッ化物塗布を実施する。 健診の場面を生かし、引き続きリーフレット等にて発達段階に合わせた事故予防の啓発を行う。母子健康教育などで事故予防の講話を行う。				

乳幼児健康診 査 (再掲)	①健診の受診率 94.5%☆ ②健診診察医の小児科標榜 医の割合 88.5%☆ ③要受診者等の医療機関等 への受診率 75.1%☆ ④育児に自信がもてないこ とがよくある親の割合 7.6%☆ ⑤ゆったりとした気分で子 どもと過ごせる時間があ る親の割合 85.2%☆ ⑥育児の悩みに対して相談 や協力を得られる人の割合 99.2%☆	①96.0%☆ ②増加☆ ③80.0%☆ ④減少☆ ⑤増加☆ ⑥増加☆	転入者のチェックを毎月2回実施し、健診案内通知のもら がないよう努めるとともに、医師会の協力を得ながら受診し やすい体制づくりを検討する。 「要受診」と判定されたかたへ、電話や手紙で受診勧奨を 行い、未受診の場合その理由を聞き取り対策の検討を行う。 健診の場面を活かし、閉じこもりや孤立感が高い親子には、 相談窓口や他の親子と交流できる場の情報提供を行う。生活 背景や養育状況の聞き取りを行い、必要時地区担当保健師に 引き継ぎ、継続支援につなげる。
---------------------	---	--	--

③ 個別相談の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談訪問事業 (再掲)	専門的な支援が必要とされ ている親への支援割合(乳幼 児健診で、発達・養育・育児 の支援等で経過観察が必要 とされた親子への相談割合) 100%☆	100%☆	医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別相 談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、 子どもの行動等に伴う親の育てにくさや、心配ごと、困りに 寄り添う支援を目指す。				
地域の栄養相 談	なし	相談した結果、非常に満足 または満足と答えた利用者 の割合 50% 家庭で実践しようと思っ たと答えた利用者の割合 70%	個別の栄養相談及び栄養指導を行い、家庭における健康管 理に資する。また、事業の積極的な周知を進め利用を促進し ていく。				

(3) 療育相談・指導の充実

① 早期発見体制の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳幼児健康診 査 (再掲)	①健診の受診率 94.5%☆ ②健診診察医の小児科標榜 医の割合 88.5%☆ ③要受診者等の医療機関等 への受診率 75.1%☆ ④育児に自信がもてないこ とがよくある親の割合 7.6%☆ ⑤ゆったりとした気分で子 どもと過ごせる時間があ る親の割合 85.2%☆ ⑥育児の悩みに対して相談 や協力を得られる人の割合 99.2%☆	①96.0%☆ ②増加☆ ③80.0%☆ ④減少☆ ⑤増加☆ ⑥増加☆	転入者のチェックを毎月2回実施し、健診案内通知のもら がないよう努めるとともに、医師会の協力を得ながら受診し やすい体制づくりを検討する。 「要受診」と判定されたかたへ、電話や手紙で受診勧奨を 行い、未受診の場合その理由を聞き取り対策の検討を行う。 健診の場面を活かし、閉じこもりや孤立感が高い親子には、 相談窓口や他の親子と交流できる場の情報提供を行う。生活 背景や養育状況の聞き取りを行い、必要時地区担当保健師に 引き継ぎ、継続支援につなげる。				
相談訪問事業 (再掲)	専門的な支援が必要とされ ている親への支援割合(乳幼 児健診で、発達・養育・育児 の支援等で経過観察が必要 とされた親子への相談割合) 100%☆	100%☆	医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別相 談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、 子どもの行動等に伴う親の育てにくさや、心配ごと、困りに 寄り添う支援を目指す。				
地域コンサル テーション (巡回相談) 事業	保育・幼稚園等を巡回し、集 団生活上における児童の指 導及び保育者へ助言を行う。 59件実施。	現場のニーズに応えられる よう巡回指導員の質の向上 と、保育・幼稚園等と連携を とり充実した支援を行って いく。	継続して同様に実施。				

資料

② 早期療育体制の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子ども発達支援センター事業	市内に居住する0歳～18歳までの児童の心身の発達に遅れ・心配等の相談、療育を行う。 定期指導回数2,131件	関係各課と連携し、療育の強化や保護者への支援を継続して行っていく。	継続して同様に実施。				
しいのみ学園運営事業	市内に居住する就学前の児童の生活基本動作の向上、機能訓練、知識の付与等を中心とするグループ活動を行う。 利用者35名 延利用数2,168件	関係各課と連携し、療育の強化や保護者への支援を継続して行っていく。	継続して同様に実施。				
児童発達支援事業	事業所数：10箇所 ※しいのみ学園を除く	適切な対応を推進する	継続して取り組む				

(4) 食育の推進

① 食育の推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
乳幼児の食育推進	①家族等で共食をする子どもの割合(1日2食以上) 95.5% ②朝食を欠食する子どもの割合 4.1% ③離乳食教室の参加率 スタート教室 96.7% ステップアップ教室 96%	①増加☆ ②減少☆ ③継続し同様に実施	関係機関と連携しながら食体験の機会や食に関する情報提供を行い、子どもの成長発達に応じた取組を推進していく。				
食育に関する取組みの推進	食に関する全体計画完成	「食を通して子どもの生きる力を育む」及び地産地消の推進	継続・実践・推進				
食生活・生活リズム教育の推進	栄養教諭等と連携した授業の実施	継続して同様に実施	生活習慣の改善				

(5) 思春期の保健対策

① 保健教育の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
性に関する指導の充実	全小・中学校で授業の実施	継続して同様に実施	正しい知識の定着				
喫煙、飲酒、薬物乱用の防止教育の推進	全小・中学校で授業の実施	継続して同様に実施	正しい知識の定着				

基本目標5 すべての家庭が安心して子育てできる支援体制づくり

(1) 子育て不安解消体制の整備

① 相談体制の充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て支援総合窓口	広報紙、HP、ツイッター、にこにこ子育て応援ガイドで情報提供。	地域子育て支援拠点や児童館等の市内の子育てに関する事業を中心にHPの更新やツイッターの発信をしていく。	継続して同様に実施。				
乳児家庭全戸訪問(こんちは赤ちゃん)事業(再掲)	○乳児家庭全戸訪問の生後4か月以内の実施 97.1% ○EPDS9点以上の母の割合 10.8%	○乳児家庭全戸訪問実施率 100% ○産後うつハイリスク者の減少	妊娠期からの事業周知を図り、生後4か月以内の訪問実施率100%を目指す。妊娠期等に支援プランを作成し、支援を継続中の家庭には出産後すみやかに訪問を実施する。 乳児家庭全戸訪問時に、全数に産後うつ病を早期に発見するための質問票の聴取を行い、必要な際には関係課と連携し支援していく。				

養育支援訪問事業	訪問実人数 17人 訪問延人数 61人	継続し同様に実施	乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職などによる訪問を実施するべく、関係機関との連携を強化していく。
乳幼児子育て相談	全保育所で随時受付	子育て支援ステーション（ほほえみ）で同様に実施	子育て支援ステーション（ほほえみ）で同様に実施
地域子育て支援拠点事業	設置9か所 利用24,467組。 子育て相談を随時実施。	開催日数の増加や利用者支援事業である子育て支援ステーションとの連携により、利用者の増加を図っていく。	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。
子育てサークル団体の育成、支援	子育て支援センターにて計2団体育成	子育て支援センターにて4団体育成。	子育て支援センターにて4団体育成。
児童館（育児情報の提供・交流）（再掲）	北児童館・南児童センター・早稲田児童センターで通年実施	継続して実施	児童厚生員による子育てサポート、育児に関する情報提供等を行う。
赤ちゃんひろば（北公民館・北児童館共催事業）（再掲）	開催回数:18回 参加者数:延べ485人	継続して実施	保護者の仲間づくりや子育てのアドバイスの発信等につながるよう内容の充実を図る。
家庭児童相談室（再掲）	相談件数1,450件	相談のべ件数1,500～1,600件	相談が複数回にわたることや1件あたりの相談時間が長いため、件数値を指標にせず、各年度1,500～1,600件とする。
教育相談（再掲）	市内3カ所の教育相談室における相談延べ件数4236件	継続して同様に実施	事業の充実を図る
相談訪問事業（再掲）	専門的な支援が必要とされている親への支援割合（乳幼児健診で、発達・発育・育児の支援等で経過観察が必要とされた親子への相談割合）100%☆	100%☆	医師・心理士・作業療法士・保健師・栄養士による個別相談や訪問指導を行い、安全に安心して育児ができるように、子どもの行動等に伴う親の育てにくさや、心配ごと、困りに寄り添う支援を目指す。
女性相談	75件、相談枠数140（35日）	相談枠数132枠（33日）以上	継続して同様に実施
利用者支援事業（子育て支援ステーション事業）（再掲）	○妊婦面談実施割合36.2% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率93.0% ○全出生数に占める低出生体重児の割合（2,500g未満）9.9%（最新平成29年度） ○周産期死亡率6.1（人口千対）（最新平成29年度） ○妊娠11週以下での妊娠の届出率92.6% ○相談件数1,104件	○妊婦面談実施割合：100% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率100% ○低出生体重児の割合：減少 ○周産期死亡率：減少 ○妊娠11週以下での妊娠の届出率：増加	妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、妊娠届出時等の機会を活用し、妊婦全員に面談を行うなど、支援を必要とするかたへの相談体制の充実を図る。 妊娠・出産・育児の総合相談窓口として、相談内容に応じた適切な部署等へつなぐとともに、産科医療機関等の関係機関との連携を強化していく。
外国人への通訳・情報提供	通訳件数 486件 翻訳件数 45件 英語版情報誌 4回発行	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施

② 情報提供体制の充実

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て応援ガイド「ここにここ」の発行	民間事業者と協働製作で11,000部発行	民間事業者と協働製作で11,000部発行	民間事業者と協働製作で11,000部発行				

資料

児童館だより (再掲)	[北児童館] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 月1回発行し、近隣小学校などへ配布依頼	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
たからじまだより (再掲)	年6回、1回につき700部発行	継続して同様に実施	一部カラーを配布し、見やすさなど質の向上と共に内容の充実を図る
男女共同参画情報紙	広報みさと発行にあわせて全戸配布。印刷部数55,000部	年に1回発行	継続して同様に実施

③ 保護者交流の機会の提供

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育所園庭開放の推進	全保育所で随時受付	継続して同様に実施	同様に実施				
保護者対象事業	[南児童センター] 9回開催、87人参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
	[早稲田児童センター] 4回開催、51人参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施				
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	設置9か所 利用24,467組。 子育て相談を随時実施。	開催日数の増加や利用者支援事業である子育て支援ステーションとの連携により、利用者の増加を図っていく。	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。				
赤ちゃんひろば(北公民館・北児童館共催事業) (再掲)	[生涯学習課] 開催回数:18回 参加者数:延べ485人	継続して実施	保護者の仲間づくりや子育てのアドバイスの発信等につながるよう内容の充実を図る。				

(2) 多様な保育サービスの充実

① 待機児童の解消

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
通常保育	保育所定員 ・公立 595名 ・私立 1,390名 合計 1,985名	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				
地域型保育事業の推進	6か所	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				
認定こども園の推進	3か所	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				

② 保育サービスの充実

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
延長保育の推進	延長保育実施保育所(園): 21か所	運営支援の実施	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				
休日保育の実施	未実施	検討	実施の検討				
統合保育の推進	全保育所で随時受け入れ	継続して同様に実施	同様に実施				
送迎保育の実施	延利用者数 12,403人	継続して同様に実施	同様に実施				
(仮称)保育アドバイザーの配置(研修支援等)	未実施	検討	実施の検討				

③ 施設における子育て支援

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
一時保育の推進	4か所 利用者数 4,590人	継続して同様に実施	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				
病児・病後児保育の実施	1か所 利用者数 278人 登録者数 709人	2か所	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				

④ 地域における子育て支援

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	提供会員 213人 依頼会員 1,322人 両方会員 64人 活動回数 4,320件	提供会員 250人	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。				

(3) 放課後児童対策の充実

① 放課後児童クラブの整備

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
放課後児童クラブ運営の充実（再掲）	児童クラブで延べ利用児童数 11,437人	待機児童の解消	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載				

② 放課後子ども教室の整備

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
放課後子ども教室推進事業（再掲）	4か所 登録人数：160名	継続して実施	小学校内（2校）への新設を目指す。				

③ 放課後等デイサービス等の整備

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
障がい児への支援（障害福祉サービス給付事業）（再掲）	（児童発達支援） 実人数：100人 （放課後等デイサービス） 実人数：250人	適切な対応を推進する	継続して取り組む				

(4) 経済的支援の充実

① 経済的支援の充実

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子及び父子・寡婦福祉資金貸付相談	相談 2件 受付 3件	埼玉県東部福祉事務所で受付をしているため、制度の周知に努め、適切な対応を推進していく。	今後も継続して取り組んでいく。				
母子生活支援施設入所相談	相談 10件 入所 2件	相談を通じて、適切な対応を推進していく。	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。				
三郷市国民健康保険出産育児一時金の支給	支給件数：116件	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。				
三郷市国民健康保険出産費資金の貸付	支給件数：0件	適切な対応に努める	医療機関への直接支払制度導入にともない、貸付件数は減少している。状況を踏まえ、必要な方に対し適切な対応に努める。				
こども医療費支給事業	支給対象者 19,190人 延べ支給者数 314,757人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。				
ひとり親家庭等医療費支給事業	支給対象者 1,112人 延べ支給者数 9,447人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。				
児童手当支給事業	支給対象者 11,411人 延べ支給者数 214,586人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。				

資料

児童扶養手当支給事業	支給対象者 986人 延べ支給者数 12,382人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。
未熟児養育医療費支給事業	支給対象者 54人	適切な対応の推進	状況を踏まえ、適切な対応を推進していく。
三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業	実人数：159人 計：1,796件 5,692,820円	適切な対応を推進する	継続して取り組む
障害児福祉手当	支給対象者：44人 延べ支給者：517人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
特別児童扶養手当（国の制度）	支給対象者：288人 延べ支給者数：838人	適切な対応を推進する	継続して取り組む
自立支援医療費（育成医療）	給付件数：107人（補装具1人） 給付金額：2,833,436円（補装具：30,025円）	適切な対応を推進する	継続して取り組む
難聴児補聴器購入費助成事業	申請件数：1人（2台） 助成金額：61,200円	適切な対応を推進する	継続して取り組む
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	申請件数：10件 給付金額：568,974円	適切な対応を推進する	継続して取り組む

(5) 子育てに優しいまちづくりの推進（バリアフリーを含む）

① バリアフリー化の推進

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ノンステップバスの導入促進	東武バス(株)1台	継続して同様に実施	バス事業者の購入計画により、補助金を確保する。				
水路改修事業（再掲）	960m	1.5 km	0.3 km	0.3 km	0.3 km	0.3 km	0.3 km
歩道整備事業（再掲）	157.6m	0.5 km	0.1 km	0.1 km	0.1 km	0.1 km	0.1 km
公園施設のバリアフリー化（再掲）	公園施設のバリアフリー化44箇所	既存施設のバリアフリー化、新規施設へのユニバーサルデザインの導入	既存施設のバリアフリー化、新規施設へのユニバーサルデザインの導入				

② 子育てで家族が安心して外出できる環境づくり

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
赤ちゃんの駅	市内施設等43ヶ所。	適切な対応の推進。	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				

基本目標6 男女が協力する子育て社会の実現

(1) 男女がともに支え合う仕組み作り

① 男性の子育て参加の契機づくり

事業名	現状値（30年度）	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
母子健康教育事業（再掲）	①両親学級の参加率☆ 妊婦 50.0% 配偶者等 44.8% ②3歳6か月児健診のうち罹患率 14.9%☆ ③親が子どもの歯の仕上げ磨きを毎日している割合 91.4%☆ ④事故防止対策を実施している家庭の割合 64.5%☆	①ハローベビー教室（旧両親学級）または医療機関等開催の両親学級への参加率 80.0%☆ ②10.0%☆ ③増加☆ ④増加☆	ハローベビー教室の周知および参加率向上に努め、産後の子育てを家族で協力してできるようきっかけづくりを行っていく。 幼児健診等の機会、歯や口に関する健康教育とブラッシング指導を行い、う歯予防の教育機会を充実させる。また、年2回地域の歯磨き指導と無料フッ化物塗布を実施する。 健診の場面を生かし、引き続きリーフレット等にて発達段階に合わせた事故予防の啓発を行う。母子健康教育などで事故予防の講話を行う。				

父親の子育て参加の促進	年に1回子ども支援課主催の親子講座を土曜日を開催。ほか児童館等で父親参加事業開催。	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。
親子対象事業 (再掲)	[北児童館] 164回 開催 延 1,928人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[南児童センター] 240回 開催 延 6,076人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[早稲田児童センター] 726回 開催 延 9,307人 参加	継続して実施	内容の充実を図りながら継続して実施
	[東和東地区文化センター] 子育てママのリフレッシュ 体操：38人 親子体操：44人 つどいの広場「子育て支援事業」延べ 6,848人 みんな☆おいでよ： 延べ 91人 お話し広場延べ 3,630人	継続して同様に実施	回数を確保しつつ、事業内容を見直す。 参加者数については現状維持を確保
	[彦成地区文化センター] ⑨ 親子料理教室 延べ 18人 ⑩ にこにこひろば 延べ 329人 ⑪ えほんのひろば 延べ 124人 ⑫ 親子リズム遊び 延べ 68人 ⑤つどいの広場「子育て支援事業」 延べ 499人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施。 親子のふれあいの場となる事業の実施に努める。
	[高州地区文化センター] つどいの広場「子育て支援事業」 延べ 667人	継続して同様に実施	親子が触れ合うことができる事業の実施に努める。 子育て支援事業は、つどいの広場開催時に実施していく。 参加者数は現状維持を確保。
	[鷹野文化センター] ファミリーコンサート 開催回数：1回 参加人数：184人 子ども英会話 年間を通して開催 参加人数：延べ 76組 みんなおいでよ 開催回数：2回 参加人数：72人	継続して同様に実施	内容を検討し、継続して実施
	[ピアラシティ交流センター] ボタジエ体験 開催回数 11回 参加組数 200組	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保

[三郷中央におどりプラザ] 令和元年度に実施 親子体験WS等 開催回数 概ね 8 回 参加組数 概ね 200 名	継続して同様に実施	開催回数参加者組数とも現状水準を確保
[市立図書館] 親子おはなし会 開催回数: 22 回 参加人数延べ 528 人	継続して実施	継続して同様に実施
[早稲田図書館] 親子おはなし会 開催回数: 12 回 参加人数延べ 119 人	継続して同様に実施	継続して同様に実施
[北部図書館] ちいさいこえほんタイム 開催回数: 12 回 参加人数延べ 206 人	継続して同様に実施	継続して同様に実施

② 相談体制の充実

事業名	現状値 (30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者支援事業 (子育て支援ステーション事業) (再掲)	○妊婦面談実施割合 36.2% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 93.0% ○全出生数に占める低出生体重児の割合 (2,500g 未満) 9.9% (最新平成 29 年度) ○周産期死亡率 6.1 (人口千対) (最新平成 29 年度) ○妊娠 11 週以下での妊娠の届出率 92.6% ○相談件数 1,104 件	○妊婦面談実施割合: 100% ○支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率 100% ○低出生体重児の割合: 減少 ○周産期死亡率: 減少 ○妊娠 11 週以下での妊娠の届出率: 増加	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、妊娠届出時等の機会を活用し、妊婦全員に面談を行うなど、支援を必要とするかたへの相談体制の充実を図る。 妊娠・出産・育児の総合相談窓口として、相談内容に応じた適切な部署等へつなぐとともに、産科医療機関等の関係機関との連携を強化していく。				
子育て支援総合窓口 (再掲)	広報紙、HP、ツイッター、にこにこ子育て支援ガイドで情報提供。	地域子育て支援拠点や児童館等の市内の子育てに関する事業を中心に HP の更新やツイッターの発信をしていく。	継続して同様に実施。				
女性相談 (再掲)	75 件、相談枠数 140 (35 日)	相談枠数 132 枠 (33 日) 以上	継続して同様に実施				

③ 啓発活動の推進

事業名	現状値 (30 年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
男女共同参画情報紙 (再掲)	広報みさと発行にあわせて全戸配布。印刷部数 55,000 部	年に 1 回発行	継続して同様に実施				
男女共同参画情報コーナー	令和元年度に三郷中央におどりプラザ内に設置	図書館の貸出し数 月 5 冊以上	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
子育て支援ガイド「にこにこ」の発行 (再掲)	民間事業者と協働製作で 11,000 部発行	民間事業者と協働製作で 11,000 部発行	民間事業者と協働製作で 11,000 部発行				

(2) 子育てと仕事の両立のための仕組み作り

① ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(再掲)	提供会員 213人 依頼会員 1,322人 両方会員 64人 活動回数 4,320件	提供会員 250人	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。				
ワーク・ライフ・バランスの啓発	ワーク・ライフ・バランスに関するリーフレット等の設置	継続して同様緒に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
育児休業・介護休業制度の普及の啓発	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についてのリーフレットを設置	継続して同様緒に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
優良企業等のPRの実施	すべての人に働きやすい職場ふくりに取り組んでいる企業・事業所を情報紙等でPR	継続して同様緒に実施	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
企業担当者向け啓発活動	企業担当者に向けて、啓発資料の配布・説明等の活動を実施 企業訪問 24社	20社以上	状況を踏まえ、適切な対応を推進する。				
労働等に関する相談事業	24回開設、相談件数 16件(相談枠数 72枠)	年 24回開設(相談枠数 72)	継続して同様に実施				

基本目標7 地域共生のまちづくりの推進

(1) 地域支援協力体制の確立

① 地域支援協力体制の確立

事業名	現状値(30年度)	指標/目標	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
子育て自主企画応援事業	市内の子育て支援NPO法人が主催する子育てフェスタを後援。	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。				
子育て応援団体の育成	民生委員・児童委員と児童館・地域子育て支援拠点との協働事業を開催。	継続して同様に実施。	継続して同様に実施。				
防犯のまちづくりの推進(再掲)	自主防犯活動団体数 116 防犯ステーション数 5 青色防犯パトロール車数 84	自主防犯活動団体数 127 防犯ステーション数 6 青色防犯パトロール車数 100	活動団体数、ステーション数、パトロール車数の増加を図る。				
子ども110番の家(再掲)	設置数 994件	設置数 1,000件	設置数の増加を図る。				
子ども見守り活動(再掲)	見守りボランティア協力者数 17,708人	現状維持に努める。	現在のボランティア協力者に引き続き活動をお願いしていく。				
青少年関係団体補助事業等(再掲)	6団体に補助金を交付	実態に即して実施	青少年の健全育成を行う団体に補助を行う。				
「子どもの居場所」づくりセミナー(再掲)	未実施	新規で実施	講演会や交流会等を柱として実施				
保育所・幼稚園・認定こども園・小学校との連携(再掲)	幼稚園協会との連携会議の開催	子育て支援ネットワークの形成	関係機関との連携を強化していく。				

資料

地域子育て支援拠点事業 (再掲)	設置 9 か所 利用 24,467 組。 子育て相談を随時実施。	開催日数の増加や利用者支援事業である子育て支援ステーションとの連携により、利用者の増加を図っていく。	「第5章 子ども・子育て支援事業の展開」に記載。
子育てサークル団体の育成、支援 (再掲)	子育て支援センターにて計 2 団体育成	子育て支援センターにて 4 団体育成。	子育て支援センターにて 4 団体育成。

2 三郷市母子保健計画

目標Ⅰ 充実した妊娠期を過ごし、安心して出産ができる

評価指標		H30年度 現状値	R6年度 最終目標値
1	妊娠届出時等に面談を実施している割合	36.2%	100%
2	支援を必要とする妊婦の家庭訪問・相談の実施率	93.0%	100%
3	ハローベイビー教室（旧両親学級）または医療機関等開催の両親学級への参加率	未把握（今後調査） 参考値 *旧両親学級参加率 妊婦 50.0% 配偶者等 44.8%	80.0%
4	全出生数に占める低出生体重児の割合（2500g未満）	9.9% （H29年度埼玉県 人口動態統計年報）	減少
5	妊娠中の喫煙率	3.8%	0%
参考 6	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	92.6%	増加
参考 7	周産期死亡率	6.1（人口千対） （H29年度人口動態統計）	減少

目標Ⅱ 乳幼児期から基本的な生活習慣を身につけ、将来の健康なからだをつくる

評価指標		H30年度 現状値	R6年度 最終目標値
1	健診診察医の小児科標榜医の割合	4 健診合計 88.5% 4 か月児健診 100% 9 か月児健診 100% 1 歳 8 か月児健診 75.0% 3 歳 6 か月児健診 79.2%	増加
2	健診の受診率	4 健診合計 94.5% 4 か月児健診 97.7% 9 か月児健診 94.7% 1 歳 8 か月児健診 94.4% 3 歳 6 か月児健診 91.4%	96.0%
3	要受診者等の医療機関等への受診率	4 健診合計 75.1% 4 か月児健診 90.2% 9 か月児健診 96.6% 1 歳 8 か月児健診 92.9% 3 歳 6 か月児健診 63.6%	80.0%
4	専門的な支援が必要とされている親への支援割合（乳幼児健診で、発育・発達・育児の支援等で経過観察が必要とされた親子への相談割合）	100%	100%
5	親が子どもの歯の仕上げ磨きを毎日している割合	2 健診合計 91.4% 1 歳 8 か月児健診 88.0% 3 歳 6 か月児健診 94.8%	増加
6	3 歳 6 か月児健診でのう歯罹患率	14.9%	10.0%

7	家族等で共食をする子の割合 (1日2食以上)	2 健診合計 95.5% 〔 1 歳 8 か月児健診 94.3% 3 歳 6 か月児健診 96.6% 〕	増加
8	朝食を欠食する子どもの割合	4.1%	減少
参考 9	麻疹・風疹：1 歳 6 か月までの接種割合	95.2%	現状維持
参考 10	四種混合：1 歳 6 か月までの接種割合 (1 期初回 3 回の終了)	100.7%	現状維持
参考 11	BCG：1 歳未満での接種割合	100.8%	現状維持

目標Ⅲ 親が、安全に安心して育児をすることができる

評価指標		H30年度 現状値	R6年度 最終目標値
1	居住実態を把握できた乳幼児の割合	100%	100%
2	乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）を知っている親の割合	98.0%	100%
3	#8000を知っている親の割合	87.6%	90.0%
4	生後4か月までに乳児家庭全戸訪問を実施した割合	97.1%	100%
5	育児期間中の両親の喫煙率	<父> 3健診合計 35.5% 4か月児健診 35.5% 1歳8か月児健診 35.5% 3歳6か月児健診 35.4%	<父> 30.0%
		<母> 3健診合計 6.8% 4か月児健診 4.1% 1歳8か月児健診 6.9% 3歳6か月児健診 9.2%	<母> 6.0%
6	事故防止対策を実施している家庭の割合 （安全対策として、浴室内での事故を防ぐための工夫をしている家庭の割合）	64.5% (1歳8か月児健診)	増加
7	育児をしている父親の割合	3健診合計 54.9% 4か月児健診 60.3% 1歳8か月児健診 54.6% 3歳6か月児健診 50.1%	60.0%

8	育児に自信がもてないことがよくある親の割合	<p>2 健診合計 7.6%</p> <p>(4 か月児健診 6.4% 9 か月児健診 8.8%)</p>	減少
9	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	<p>4 健診合計 85.2%</p> <p>(4 か月児健診 88.8% 9 か月児健診 88.3% 1 歳 8 か月児健診 85.1% 3 歳 6 か月児健診 78.8%)</p>	増加
10	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	<p>3 健診合計 91.6%</p> <p>(4 か月児健診 90.0% 1 歳 8 か月児健診 91.6% 3 歳 6 か月児健診 93.0%)</p>	95.0%
参考 11	育児の悩みに対して相談や協力を得られる人の割合	<p>4 健診合計 99.2%</p> <p>(4 か月児健診 98.9% 9 か月児健診 99.3% 1 歳 8 か月児健診 99.2% 3 歳 6 か月児健診 99.3%)</p>	増加
参考 12	EPDS9 点以上の母の割合	10.8%	減少

3 三郷市子ども・子育て会議条例

○三郷市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第19号

改正 平成25年12月16日条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、三郷市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)を招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部子ども政策室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年12月16日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

4 三郷市子ども・子育て会議委員名簿

第4期 三郷市子ども・子育て会議委員名簿

(任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日)

(敬称略)

番号	条例3条2項 該当号	推薦母体等	委員名	備考
1	第1号	三郷市立保育所保護者	高橋 絵梨	
2	第1号	三郷市私立幼稚園父母会	伊藤 恵	
3	第1号	三郷市PTA連合会	瀬上 玲子	
4	第2号	三郷市私立幼稚園協会	中川 進	
5	第2号	三郷市私立保育園協会	大森 聡一	
6	第3号	三郷市医師会	杉浦 正俊	
7	第3号	三郷市民生委員・児童委員協議会	和井田 美和	
8	第3号	三郷市母子愛育会	荒井 英理子	
9	第3号	学識経験者	岡田 耕一	会長
10	第3号	学識経験者	篠宮 尚	副会長
11	第3号	学識経験者	佐々木 六男	
12	第3号	学識経験者	小林 照男	
13	第2号	事業従事者	美田 智幸	
14	第4号	公募による市民	神谷 真優美	
15	第4号	公募による市民	横内 浩一	

5 三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程（抜粋）

三郷市児童育成行動計画行政推進協議会規程

（設置）

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、三郷市児童育成行動計画を策定し、実施することに関し、関連各課との連絡調整を図り、子育て支援の総合的かつ効果的な施策を推進するため、三郷市児童育成行動計画行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- （1） 三郷市児童育成計画を踏まえた三郷市児童育成行動計画の策定に関する事。
- （2） 三郷市児童育成行動計画の推進に関する事。
- （3） 三郷市児童育成行動計画の事後評価及び見直しに関する事。
- （4） その他児童育成に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 人権・男女共同参画課長
- （2） 市民活動支援課長
- （3） 生活安全課長
- （4） クリーンライフ課長
- （5） スポーツ振興課長
- （6） 健康推進課長
- （7） 国保年金課長
- （8） ふくし総合支援課長
- （9） 障がい福祉課長
- （10） 子ども政策室長
- （11） 子ども支援課長
- （12） すこやか課長
- （13） 道路河川課長
- （14） 都市デザイン課長
- （15） みどり公園課長
- （16） 教育総務課長
- （17） 学務課長
- （18） 指導課長
- （19） 生涯学習課長
- （20） 青少年課長
- （21） 日本一の読書のまち推進課長
- （22） 前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、子ども政策室長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 協議会の所掌事項に関し、資料作成等の作業を行うため、児童育成行動計画作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、会長が任命した者をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は会長が招集し、部会長は会議の議長となる。
- 7 部会長は、部会で作業した内容を、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

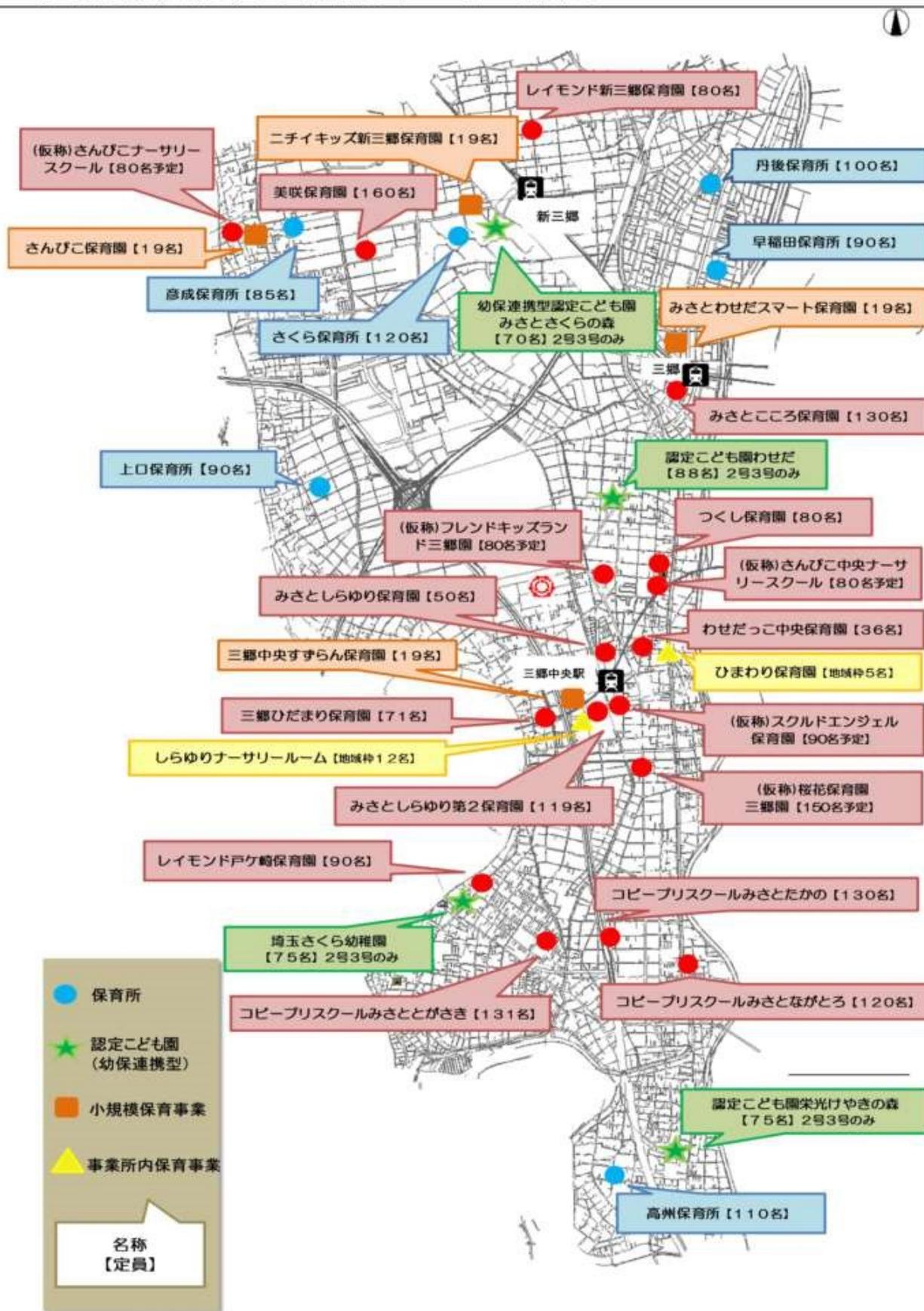
第7条 協議会の庶務は、子ども未来部子ども政策室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

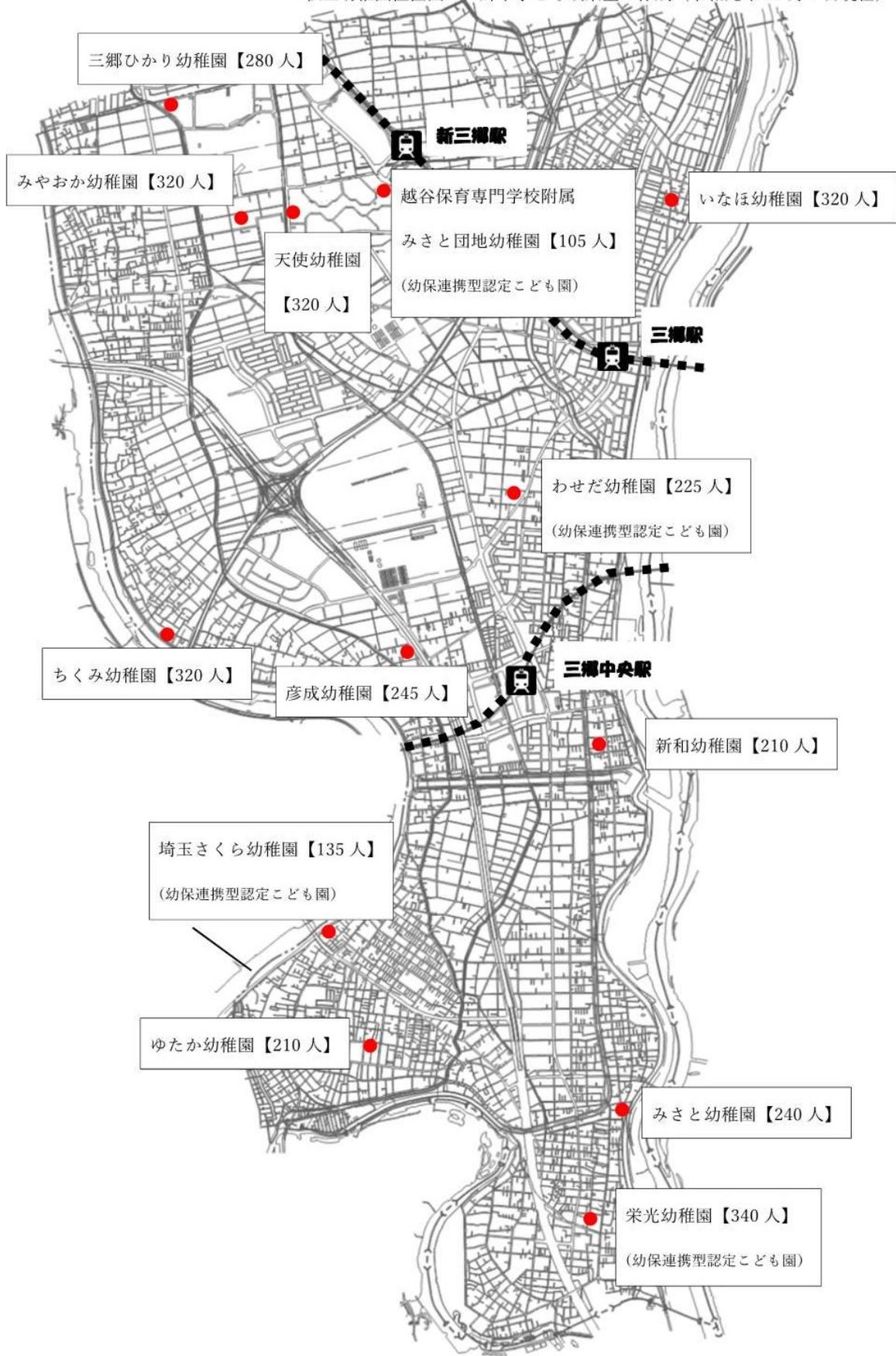
6 市内保育施設等位置図

市内保育施設等位置図（令和元年10月1日現在）



7 市内私立幼稚園位置図

私立幼稚園位置図 三郷市子ども政策室 作成（令和元年10月1日現在）



8 「子どもの居場所」マップ

三郷市子ども政策室 作成(令和2年1月10日現在) 電話:048-930-7816

「子どもの居場所」マップ

市ホームページ
(作りたい人へ) (寄付したい人へ)

QRコード

新三郷駅

三郷駅

三郷中央駅

なまえ: ふれあい子ども食堂
 運営者: 出会いふれあいオリーブの会
 いつ: 毎週日曜日 11:00~14:00
 (ランチタイムは11:30~13:00)
 どこで: 早稲田3-26-19
 料金: 子ども100円/保護者100円
大人のみの利用はできません。
 連絡先: 080-6651-5386 (香取順子)
 その他: アレルギー対応はしていません。

なまえ: みさときッズ食堂
 運営者: このゆびとーまれ)
 いつ: 毎週日曜日 11:30~14:00
 どこで: 三郷2-2-2 (六戸歯科2F)
 料金: 子ども無料/大人300円
だれでも(大人だけでも)利用可。
 電話: 090-2536-9469 (仲野いづみ)
 メール: misatokids@gmail.com
 その他: アレルギー対応はしていません。
 託児はできません。
 不定期でワークショップ開催。
 QRコード
 @misatokids

なまえ: クローバー子どもカフェ
 運営者: NPO 法人ささえあいの会
 みさとクローバー
 いつ: 毎月第1土曜日
 11:30~13:00
 どこで: みさと団地
 「四丁目のクローバー」
 料金: 小学生100円/大人300円
 (親子2人の時300円)
だれでも(大人だけでも)利用可。
 電話: 048-950-8208
 その他: アレルギー対応はしていません。
 申込み不要。
 無くなり次第終了。

なまえ: ほっとママ(親子サロン)
 運営者: ほっとすべーすのびのび
 いつ: 毎週火、水曜日 10:00~12:00
 毎週木 10:00~15:00
 どこで: 火: ビアラシティア交流センター
 水: 東和東地区センター
 木: 高州地区文化センター
 料金: 無料
親子を対象としています。
 電話: 090-4715-3615 (竹内)
teruteru_akkomyahoo.co.jp
 その他: 高州地区文化センター(木曜)では、
 ランチ会もやっています。
 (親子で500円)
アレルギー対応はしていません。
 QRコード
 @space.nobinobi

なまえ: みんなで作って、食べよう!
 運営者: NPO 法人NIKOねっと
 いつ: 令和元年8/31(土)、10/26(土)、
 11/14(木)、12/14(土)、1/18(土)
 いずれも9:30~14:00
 令和2年度は6月から月1回予定
 どこで: みさと団地南集会所
 料金: 18歳以下無料/19歳以上300円
原則、小学生以上の子どもを対象
(保護者の方も参加できます)
 電話: 048-959-5003
 その他: アレルギー対応はしていません。
参加申込みが必要です。
 持ち物: エプロン、タオル

なまえ: 放課後あそび広場
 運営者: NPO 法人NIKOねっと
 いつ: 毎週月、金曜日 15:00~17:00
 (10~3月は、15:00~16:30)
 どこで: みさと団地南集会所
 料金: 無料
小学生以上の子どもを
対象としています。
 電話: 048-959-5003

なまえ: おあしす子ども食堂
 運営者: NPO 法人三郷おあしす会
 いつ: 毎月第4土曜日 11:30~14:00
 (注文終了は13:00)
 どこで: 鷹野4-494-1(みさと健和病院内)
 料金: 中学生までは無料/大人300円
だれでも(大人だけでも)利用可。
 電話: 048-956-0065
 その他: アレルギー対応はしていません。
 小学生は保護者の承諾が必要。

子ども食堂または食を通じた子どもの居場所
 その他

第2次みさとこどもにこにこプラン

令和2年 3月

発行 三郷市子ども未来部子ども政策室

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田 648 番地 1

☎ 048-953-1111 (代表) 048-930-7816 (直通)

FAX 048-953-7093

URL <https://www.city.misato.lg.jp/>



三郷市キャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」